

凡 例

一 總目次は司法行政判例彙報第八卷第壹號より同第拾號に至る刑事判決例の
件名判決日付判決結果訴訟關係人及判決要旨を排列掲載せるものにし
て讀者をして本卷所載の民事判決例を一覽明確ならしむるの便に供す
一 綱目索引は判決要旨を法律の分類に基き配合分置したるものなり例へ
ば竊盜に關する判決要旨は悉く之を竊盜なる綱目の下に類集せるもの
にして讀者をして先づ法律分類を見出たさしめ其分類の下には同種類
かる種々の判決要旨を搜覽するの便に供せり

判例彙報第八卷

刑事判例總目錄

件名	判決日付判決結果	訴訟關係人	頁
●土地冒認販賣私訴事件 ○冒認罪の物體は贓物なるを以て其買得者は買得の善意なるを否とに拘らす其所 有者に對し還給の義務ありとす	明治二十九年 十二月二十五日	破 毀 私訴上告人 沼澤健治 私訴被上告人 泉田榮三郎外一名	一
●公印盗用等 詐欺取財事件 ○現に使用せざる印類を廢印後の年月日を記載したる書類に盗用するも印影盗用 罪を構成せず	明治二十九年 十二月廿四日	一部破毀 被告人 横木虎太郎	四
●官私文書偽造行使事件 ○官吏其職權の範圍を脱し不正に文書を作成し又は官印を押捺せし所爲は職權の 濫用のみにあらずして官文書偽造行使及の官印盗用罪を構成す ○官吏は所屬長官の雇人にあらず	明治三十年 一月二十一日	棄却 被告人 富永錠次郎 中村健太郎	一〇
●公印盗用公文書 偽造行使事件 ○地所抛下願書の村役場を經由したる如く假託したる所爲は官文書偽造なり	明治三十年 一月二十一日	棄却 被告人 笠井樺太郎 川口政右衛門	一六

○違法に成立したる誹謗毀謗書は本案事件に關する他の被告人に對し證據力を有す

●官印盗用公文書事件
明治三十年 棄却 被告人 若林梅太郎 三二

○村役場の収入徴村稅追加賦課の令狀を偽造し以て金員を騙取したる所為は刑法第三百九十條の犯罪にして同第二百九十條の犯罪にあらす

●私書偽造事件
明治三十年 棄却 被告人 田中吉三郎 二六

○借用證書に保證人として擅に他人の氏名を偽書し有合印を押捺し此を行使したる時は私書偽造行使罪を以て論せらる

●官林盜伐事件
明治三十年 破毀 公訴私訴上告人伊藤伊勢松外三名 三〇

○辯護士に對する呼出狀の送達と其出頭との間二日の猶豫を存せずして公判を開延すを得ず

●無記整理公債事件
明治三十年 棄却 被告人 貞原廣義外四名 三三

○控訴院檢事の職權を以て爲したる附帶控訴は大審院に於て右控訴院の判決を破毀し他の控訴院に移送したる場合にありても其効力は依然として存存するものとす

●私印私書偽造事件
明治三十年 一部破毀 被告人 織田期作 四一

○公訴に附帶せる私訴を審判すに當り檢事の立會なきは違法なり

●委託金拐帶事件
明治三十年 棄却 被告人 寺田吉五郎 四五

○刑法第三百九十五條後段に於ける拐帶犯は拐帶の當時直に犯罪成立するものに依りて其財物を毀滅すると否とは該犯罪の構成原素にあらざるあり

●詐欺取財事件
明治三十年 一部破毀 被告人 原清助 四九

○被害者の文官なるを奇貨とし地所賣渡證書を作成し詭辯を以て調印せしめたるの所為は證書騙取罪にあらすして私印盗捺及私書偽造罪なりとす

●監禁制縛事件
明治三十年 棄却 被告人 掛川喜平 五五

○監禁制縛に因て疾病死傷に致したる行爲は實体上の二罪にあらすして一罪なりとす

●重婚事件
明治三十年 棄却 被告人 柳澤兼三郎 五九

○戸籍に登録なきも慣習に依りて婚姻の儀式を舉行したる以後にして未だ離婚せざる以前に重ねて他の者と結婚したるときは重婚罪成立するものとす

●贓物寄藏事件
明治三十年 破毀 被告人 長澤島重 六二

○親族盜の盜品なることを知りて之を寄藏するときは贓物寄藏罪を構成す

●強姦事件
明治三十年 棄却 被告人 影山久作 六五

○強姦罪を犯し依て人を傷けたる所為は二罪にあらすして法律上特別の一罪なるを以て被害者の告訴を待て論すべき罪にあらざるなり

●謀殺事件
明治三十年 破毀 被告人 仲澤雄吉 六七

○分娩前豫しめ其産出兒を殺害せんと謀り分娩の當時之を殺害したるものは故殺罪なりとす

●詐欺取財私訴事件

明治三十年 棄却 私訴上告人 林 誠 一七
三月五日 棄却 私訴被上告人 橋本 右次郎

●約束手形變造事件

明治三十年 棄却 被告人 山下 隆之 七八
三月十五日

○偽造變造の文書を他人に示したる所爲は即ち行使あり

●官印官文書偽造等詐欺取財事件

明治三十年 棄却 被告人 大久保 央 八一
三月二十五日

○官吏其職務を行ふに因り犯罪あることを認知したる場合に於て其職務を行ふ地の檢事に先發すべきを誤りて警察署長に告發したりと雖該告發狀は無効に歸すべきものにわらず

●窃盜事件

明治三十年 棄却 被告人 上條 安次郎 八六
三月二十九日

○逮捕及告發に就ての調書を作成するは假豫審處分にあらずして捜査處分ありとす

●詐欺破産事件

明治三十年 棄却 被告人 高取義一郎外二名 八九
四月五日

○別件の記録中にある證人參考人の供述を採りて斷罪の證料となし得可きや否の論議は證據取捨の批難たるに過ぎず
○別件の證人調書を援用して證料に供するは之を以て參考證と爲すにありて證言として効力を有せしむるものにわらず

●強竊盜教唆及贖物故買事件

明治三十年 棄却 被告人 坂本 福藏 九九
四月五日 被告人 杉山 文助

○強竊盜罪の公訴中には贓物故買罪をも包含したるものと認めざるを得ず

●監守盜事件

明治三十年 破毀 被告人 菅野 松太郎 一〇六
四月五日

○執達吏の旅費手数料は執達吏手数料規則に依り執達吏自ら収入す可きものにして職務上監守すべきものにわらず

●重典賣事件

明治三十年 棄却 被告人 山本 朔一 一〇八
四月十三日

○抵當權者の實印を濫用し抵當登記を取消し事實を隠蔽して更に其抵當物を他人へ抵當と爲し又は賣却したるときは重典賣罪を構成す

●墮胎事件

明治三十年 破毀 被告人 表 島 文圭 一〇九
四月十三日

○第一審判決の刑期輕きに失すとの檢事の附帶控訴を理由ありとし第一審判決を取消したる場合に於て被告の扣訴も亦理由ありと説明したる判決は不法なり

●封印破毀事件

明治三十年 棄却 被告人 縁 榮太郎 一一二
四月十五日

○封緘を無効にしたる所爲は封印破棄罪を構成す

●毆打致死事件

明治三十年 破毀 被告人 小林 乙三郎 一一六
四月二十二日

○非現犯事件を起訴するに當り被告人の氏名不詳なるときは人相若くは特徴を指示し其何人なるやと確め得可き場合たらざるべからず

●官文書偽造行使及詐欺取財未遂事件

明治三十年 棄却 被告人 大槻清四郎外二名 一一八
四月二十三日

○裁判所及び檢事局事務章程第十六條に依り他の區裁判に出張を命ぜられたる判

事は同法第十五條の規定に隨ひ豫審判事の代理を命ぜられたるものにして裁判所構成法第二十一條に依り司法大臣より命ぜられたる豫審判事と同一の職權を有す

○偽造の文書は官署に備付あるものと雖も之を沒收す

●誣告教唆事件

明治三十年 破 毀 被告人 山本市兵衛 一三六
四月二十三日

○不實の告訴を爲さんと共謀するも唯其告訴狀を認むるのみなる時は誣告罪の從犯を構成す

●私書偽造行使詐欺取財事件

明治三十年 棄 却 被告人 進藤伊兵衛 一三〇
四月三十日

○同一の偽造證書を數回に行使したる場合にありては公訴時効の起算は最終の行使の日を以て始まる

●詐欺取財及不動産冒認販賣事件

明治三十年 破 毀 被告人 山田利太郎 一三二
五月三日

○冒認罪は公簿上の所有名義者と雖事實上他人の所有に屬する不動産を冒認して販賣するを以て構成す

●官吏抗拒賭博事件

明治三十年 棄 却 被告人 柏原治三郎 一三五
五月三日

○賭博の現場を巡査に唾見せられたる以上は犯人の現場に在ると逃走したることを問はず現行犯なりとす
○警部の發したる勾引狀には書記の署名捺印あるを要せず

●謀殺事件

明治三十年 棄 却 被告人 萩原隆三郎 一三九
五月六日

○二人共謀して犯罪行為に着手したる以上は其一人縱令手を下さざるも尙正犯を以て論せらる

●竊盜事件

明治三十年 棄 却 被告人 中村稻吉 一四四
五月十日

○竊盜罪を數回に犯したる場合に連續犯なりと認めたる時は最初の犯罪の當時十年未滿なれば逆て之を分割して刑法第八十一條を適用することを得す

●官吏收賄事件

明治三十年 破 毀 被告人 伊藤 完 一四七
五月十七日

○官吏收賄罪を構成するには官吏の職務上に関し囑託を受けたる事實あることを必要とす

●監守盜事件

明治三十年 棄 却 被告人 三谷 曉勇 一四九
五月十八日

○巡査其職務上遺失物を領收し該物件を竊取したる時は監守盜罪を構成す

●詐欺破産等事件

明治三十年 破 毀 被告人 吉本 保 一五五
五月十八日

○會社の業務擔當社員を詐欺破産の刑に處するには商法第五十二條を適用せざるべからず

●官文書變造行使事件

明治三十年 棄 却 被告人 福山 久藏 一五九
五月十八日

○闕席判決は故障を申立たる裁判所の前審にあらず
○監視表は官文書なり

●私印盜用等事件

明治三十年 破 毀 被告人 中島庄次郎 一六四
五月二十一日

○同一目的を以て同時に二通の證書を偽造し之を同一場所に於て同時に行使したる所爲は一所爲なりとす

●故殺事件

明治三十年 棄却 被告人 萩原タツ 一七〇

○分婉後致死迄の間少時間なりと雖苟くも生存したるものなるときは殺人罪の目的たることを得るものとす又殺害の意思は分婉前にありと雖意思にして殺害當時まで繼續するときは故殺罪成立す

●私印盗用私書偽造行使事件

明治三十年 棄却 被告人 齋藤長吉 一七二

○偽造證書を提出し裁判所をして支拂命令を發せしめたる所爲は證書偽造行使罪なりとす

●官吏侮辱事件

明治三十年 棄却 被告人 遠藤安太郎 一七五

○官吏侮辱罪の成立には事實の眞否を問ふを要せず

●詐欺取財事件

明治三十年 破毀 被告人 福田 東 一七七

○冒認販賣罪の被害者は所有者と買得者なりとす

●詐欺取財事件

明治三十年 棄却 被告人 喜多忠平 一七〇

○同一の人に對し同一の目的を以て其意思間斷なく繼續して犯したる詐欺取財は一罪ありとす

●印影盗用事件

明治三十年 一部破毀 被告人 川住新作外二名 一八一

○詐欺取財を爲すに因り文書を偽造行使したる所爲は實體上の一罪なるを以て其中一所爲に對し上訴ありたるときは裁判所は二所爲に對し相當の判決を與へざるべからず

●詐欺取財事件

明治三十年 棄却 公訴私訴上告人 河村俊二郎 一八六

○民事原告人が實物の返還を請求し若し實物存在せざるときは金圓の賠償を請求する旨の申立を爲すも不確定の請求と云ふべからず

●強盜事件

明治三十年 破毀 被告人 平島正二郎 一九一

○強盜逮捕を免るゝ爲め人を傷けたる場合と雖強盜殺人罪を構成す

●私印私書偽造行使詐欺取財事件

明治三十年 一部破毀 被告人 安岡鋼雄 一九三

○出来合印を押捺使用したる所爲は私印偽造行使罪にあらす

●私印私書偽造行使等事件

明治三十年 棄却 被告人 竹内 李彌 一九五

○民事訴訟を提起するに當り利益の證據に供する爲め偽造證書を辯護士に交付したる所爲は私書偽造行使罪を構成す

●官印盗用等事件

明治三十年 棄却 被告人 佐藤泰治 二〇一

○官署の印には官吏の職印を包含し官印には官署の印と官吏の職印とを包含す

●監守盜事件

明治三十年 棄却 被告人 佐伯寛夫 二〇三

○貨幣偽造行使罪は其貨幣と借金の擔保として他人に交付するを以て成立す

●詐欺取財事件

○證人は躬自ら見聞したる事實を証言す

明治三十年 六月十五日 破毀 被告人 林

亮 二一〇

●誣告事件

○辯論終結後合議をなさずして直に言渡したる第一審裁判を取消する第二審判決は不法なり

明治三十年 六月十七日 破毀 被告人 田中常敏

二一六

●謀殺未遂事件

○殺意を以て人を殺すに足るべき劇薬を服用せしめたるときは縱令少量の爲め死に至らざるも尙游殺未遂罪を構成す

明治三十年 六月十八日 棄却 被告人 楠本末松

二一八

●過失殺傷事件

○過失殺より生じたる直接の費用は加害者に於て負擔せざるべからず
○不法行為に原因する損害賠償の債権は損害のありたる時發生す可きものにして從て其當時より利子を生ず

明治三十年 六月二十二日 一部破毀
公訴上告人 奥田幸次郎
私訴上告人及被上告人 高木文平
私訴上告人及被上告人 高橋龜次郎外二名

二二〇

判例集 第八卷 刑事判例綱目索引

刑罰目事項

刑罰目事項

●連續犯の部

竊盜事件 明治二十年五月十日判決

一四四

○竊盜罪を數回に犯したる場合に連續犯なりと認めたる時は最初の犯罪の當時十年未滿なれば逆て之を分割して刑法第八十二條を適用することを得ず

●繼續犯の部

詐欺取財事件 明治三十年五月二十八日判決

一七〇

○同一の人に對し同一の目的を以て意思間斷なく繼續して犯したる詐欺取財は一罪なりとす

●没收の部

官文書偽造行使及詐欺取財未遂事件 明治三十年四月二十三日判決

一八一

○偽造の文書は官署に備付あるものと雖も之を没收す

●共犯の部

刑事判例綱目索引

一三八

謀殺事件 明治三十年五月六日判決

一三九

○二人共謀して犯罪行為に着手したる以上は其一人縱令手を下さざるも尙正犯を以て論せらる

●官吏侮辱の部

一八一

官吏侮辱事件

明治三十年五月二十四日判決

一七五

○官吏侮辱罪の成立には事實の眞否を問ふを要せず

●封印破棄の部

一一二

封印破毀事件

明治三十年四月十五日判決

一一三

○封緘を無効にしたる所爲は封印破棄罪を構成す

●貨幣偽造行使の部

二〇三

監守盜事件

明治三十年六月十五日判決

二〇三

○貨幣偽造行使罪は其貨幣を借金の擔保として他人に交付するを以て成立す

●官文章偽造の部

一〇

官私文書偽造行使事件

明治三十年一月二十一日判決

一〇

○官吏其職權の範圍を脱し不正に文書を作成し又は官印を押捺せし所爲は職權の濫用のみならず官私文書偽造行使及官印盜用罪を構成す

官印盜用公文書偽造行使事件

明治三十年一月二十一日判決

一六

○官署下屬の村役等を經由したる如く假裝したる所爲は官文章偽造なり

官文章偽造行使事件 明治三十年五月十八日判決

一五九

官印盜用等事件 明治三十年六月十四日判決

二〇一

○官署の印に官署の職印を包含し官印には官署の印と官吏の職員とを包含す

●私印偽造の部

一九三

私印私書偽造行使詐欺取財事件

明治三十年六月十四日判決

一九三

○出来合印を押捺使用したる所爲は私印偽造使用罪にあらず

●私印盜用の部

四

公印盜用等詐欺取財事件

明治二十九年十二月廿四日判決

四

○現に使用せざる印願を廢印後の年月日を記載したる書類に盜用するも印影盜用罪を構成せず

詐欺取財事件

明治三十年二月十八日判決

四九

○被害者の文盲なるを奇貨とし地所賣渡證書を作成し詭辯を以て調印せしめたるの所爲は證書竊取罪にあらずして私印盜捺及私書偽造罪なりとす

●私書偽造の部

二六

私書偽造行爲詐欺取財事件

明治三十年二月二十二日判決

二六

○借用證書に保證人として他人の氏名を偽書し有合印を押捺し此を行使したる時は私書偽造行使罪を以て論せらる

一八

約束手形變造事件 明治三十年五月十五日判決

○偽造變造の文書を他人に示したる所爲は即ち行使なり

私印盗用等事件 明治三十年五月二十一日判決

○同一目的を以て同時に二通の證書を偽造し之を同一場所に於て同時に行使したる所爲は一所爲なりとす

私印盗用私書偽造行使事件 明治三十年五月二十四日判決

○偽造證書を提出し裁判所をして支拂命令を發せしめたる所爲は證書偽造行使罪なりとす

私印私書偽造行使等事件 明治三十年六月十四日判決

○民事訴訟を提出するに當り利益の證據に供する爲め偽造證書を辯護士に交付したる所爲は私書偽造行使罪を構成す

●官吏收賄の部

官吏收賄事件 明治三十年五月十七日判決

○官吏收賄罪を構成するには官吏の職務上に関し囑託を受けたる事實あることを必要とす

●監守盜の部

監守盜事件 明治三十年五月十八日判決

○監守其職務上遺失物を領收し該物件を竊取したる時は監守盜罪を構成す

謀殺未遂事件 明治三十年六月十八日判決

○殺意を以て人を殺すに足るべき劇薬を服用せしめたるときは縱令少量の爲り死に至らざるも尙謀殺未遂罪を構成す

●故殺の部

謀殺事件 明治三十年三月五日判決

○分娩前殺しめ其産出兒を殺害せんと謀り分娩の當時之を殺害したるものは故殺罪なりとす

故殺事件 明治三十年五月二十四日判決

○分娩後致死迄の間少時間ありと雖苟くも生存したるものなるときは殺人罪の目的たることを得るものとす又殺害の意思は分娩前にありと雖意思にして殺害當時まで繼續するときは故殺罪成立す

●監禁制縛の部

監禁制縛事件 明治三十年二月二日判決

○監禁制縛に因て疾病死傷に致したる行爲は實體上の二罪にあらすして一罪なりとす

●強姦の部

強姦事件 明治三十年三月二日判決

○強姦罪を犯し依て人を傷けたる所爲は二罪にあらすして法律上特別の一罪なるを以て被害者の告訴を待て論ずべき罪にあらざるあり

●重婚の部

重婚事件 明治三十年四月十六日判決

○戸籍に登録なきも慣習に依りて婚姻の儀式を挙行したる以後にして未だ離婚せざる以前に重ねて他の者と結婚したる時は重婚罪成立するものとす

誣告の部

誣告教唆事件 明治三十年四月二十三日判決

○不實の告訴を爲さんと共謀するも唯其告訴状を認むるのみする時は誣告罪の従犯を構成す

強盗の部

強盗事件 明治三十年六月十一日判決

○強盗逮捕を免るゝ爲め人を傷けたる場合と雖強盗殺人罪を構成す

破産の部

詐欺破産等事件 明治三十年五月十八日判決

○會社の業務擔當社員を詐欺破産の刑に處するには商法第五十二條を適用せざるべからず

詐欺取財の部

官印盗用公文書偽造詐欺取財事件 明治三十年一月二十二日判決

○村役場の収入役村税追加賦課の令状を偽造し以て金員を騙取したる所爲は刑法第三百九十條の犯罪にして同第三百九十條の犯罪にあらず

印影盗用事件 明治三十年六月八日判決

○詐欺取財を爲すに固執文書を偽造行使したる所爲は實體上の一罪あるを以て其中一所爲に對し上訴ありたる時は裁判所は二所爲に對し相當の判決を與へざるべからず

冒認の部

土地冒認販賣私訴事件 明治二十九年十二月二十五日判決

○冒認罪の物體は賍物なるを以て其買得者は買得の善意あると否とに拘らず其所
有者に對し環給の義務ありとす

詐欺取財及不動産冒認販賣事件 明治三十年五月三日判決

○冒認罪は公簿上の所有名義者と雖事實上他人の所有に屬する動産不動産を冒認して販賣するを以て構成す

詐欺取財事件 明治三十年五月二十五日判決

○冒認販賣罪の被害者は所有者と買得者ありとす

重典賣の部

重典賣事件 明治三十年四月十三日判決

○抵當權者の實印を濫用し抵當登記を取消し事實を隠蔽して更に其抵當物を他人へ抵當と爲し又は賣却したるときは重典賣罪を構成す

拐帯の部

委託金拐帯事件 明治三十年二月十六日判決

○刑法第三百九十五條後段に於ける拐帯犯は拐帯の當時直に犯罪成立するものにして其財物
を携帶するも否とは該犯罪の構成要素にあらざるなり

●贓物寄藏の部

贓物寄藏事件 明治三十年三月二日判決

○親族盗の盗品を知りて之を寄藏するときは贓物寄藏罪を構成す

刑事訴訟法

●時効起算の部

私書偽造行使詐欺取財事件 明治三十年四月三十日判決

○同一の偽造證書を數回行使したる場合にありては公訴時効の起算は最終の行使の日を以て始まる

●告發の部

官印官文書偽造等詐欺取財事件 明治三十年三月二十五日判決

○官吏其職務を行ふに因り犯罪あることを認知したる場合に於て其職務を行ふ地の檢事に先發すべきを誤りて警察署長に告發したりと雖該告發狀は無効に歸すべしものにあらず

●現行犯の部

官吏抗拒歐打創傷賭博事件 明治三十年五月三日判決

○賭博の現場を巡查に嘘見せられたる以上は犯人の現場に在ると逃走したることを闡はず現行犯なりとす

●起訴の部

強竊盜教唆及贓物故買事件 明治三十年四月五日判決

○強竊盜罪の公訴中には贓物故買罪をも包含したるものと認めざるを得ず

毆打致死事件 明治三十年四月二十二日判決

○非現犯事件を起訴するに當り被告人の氏名不詳なるときは人相若くは特徴を指示し其何人あるやと確め得可き場合たらざるべからず

●勾引狀の部

官吏抗拒歐打創傷賭博事件 明治三十年五月三日判決

○警部の發したる勾引狀には書記の署名捺印あるを要せず

●送達の部

官林盜伐事件 明治三十年一月二十二日判決

○辯護士に對する呼出狀の送達と其出頭との間二日の猶豫を存せずして公判を開廷するを得ず

●訊問訊書の部

公印盗用公文書偽造行使事件 明治三十年一月二十一日判決

○適法に成立したる訊問調書は本案事件に關する他の被告人に對し證據力を有す

●調書作成の部

窃盜事件 明治三十年三月二十九日判決

○逮捕及告發に就ての調書を作成するは假豫審處分にあらずして捜査處分なりと

● 証言の部

詐欺破産事件 明治三十年四月五日判決

八九

○別件の記録中にある証人参考人の供述を探りて断罪の證料となし得可きや否の論難は證據取捨の批難たるに過ぎず

詐欺取財事件 明治三十年六月十五日判決

二二〇

○證人は弱自ら見聞したる事實を證言す

● 証人調書の部

詐欺破産事件 明治三十年四月五日判決

八九

○別件の証人調書を援用して證料に供するは之を以て參考證と爲すにありて證言として効力を有せしむるものにあらず

● 缺席判決の部

詐欺取財私訴事件 明治三十年三月五日判決

二五九

○檢事國庫の代表者として民事原告人の陳述を爲すときは下段席則ち民事原告人の座席着席せざるべからず若し此方式に違背するときは欠席判決を言渡さる

官文書變造行使事件 明治三十年三月十八日判決

○國席判決は故隙を申立たる裁判所の前審にありしものと同様に論議せらるべし

無記整理公債證書偽造行使事件 明治三十年二月五日判決

三三

○控訴院檢事の職權を以て爲したる附帯控訴は大審院に於て右控訴院の判決を破毀し他の控訴院に移送したる場合にありても其効力は依然として存有するものとす

墮胎事件 明治三十年四月十三日判決

一〇九

○第一審判決の刑期輕きに失すとの檢事の附帯控訴を理由ありとし第一審判決を取消したる場合に於て被告の控訴も亦理由ありと説明したる判決は不法なり

● 私訴の部

私印私書偽造行使詐欺取財事件 明治三十年二月十五日判決

四一

○公訴に附帯せる私訴を審判するに當り檢事の立會なきは違法なり

詐欺取財事件 明治三十年六月八日判決

一八六

○民事原告人が實物の返還を請求し若し實物存在せざるときは金圓の賠償を請求する旨の申立を爲すも不確定の請求と云ふべからず

● 諸規則の部

官私文書偽造行使事件 明治三十年一月二十一日判決

一〇

○官吏は所屬長官の雇人にわらず

監守盜事件 明治三十年四月五日判決

一〇六

○執達吏の旅費手数料は執達吏手数料規則に依り執達吏自ら収入す可きものにして職務上監守すべきものにわらず

官文書偽造行使及詐欺取財未遂事件 明治三十年四月二十三日判決

一一八

○裁判所及び検事局事務章程第十六條に依り他の區裁判に出張を命ぜられたる判事は同法第十五條の規定に隨ひ豫審判事の代理を命ぜられたるものにして裁判所構成法第三十二條に依り司法太田より命ぜられたる豫審判事と同一の職權を有す

一一六

認告事件 明治三十年六月十七日判決

一一六

○辯論終結後會議をなすとして直に言渡したる第一審裁判を取消する第二審判決は不法なり

過失殺傷事件 明治三十年六月二十二日判決

一一〇

○過失殺傷より生したる直接の費用は加害者に於て負擔せざるべからず

過失殺傷事件 明治三十年六月二十二日判決

一一〇

○不法行為に原因する損害賠償の債權は損害のありたる時發生す可きものにして從て其當時より利子を生ず

一一〇

判例彙報第八卷

刑事判例

二五五

土地冒認販賣私訴事件 明治二十九年十二月二十五日宣告

判決要旨

冒認罪の物體は贓物あるを以て其買得者は買得の善意あると否とに拘らず其所有者に對し還給の義務ありとす

說明

刑法附則第五十五條第二項に若し公商に由らずして買取したる物品は其還給を拒むことを得すとあり此法意たるや公商以外の者より買得したる時は其買得の善意に出つると否とに拘らず其物件の還給を拒むことを得ざるものと解せざるべからずこれ蓋し其物件たるや本來贓物なればなり去れば買得の善意を主張し其還給を免かれんとするは不法ありと云ふべし

第一審 仙臺地方裁判所 第二審 宮城控訴院

土地冒認販賣私訴事件

私訴上告人 沼澤 健治

私訴被上告人 泉田 榮三郎

大沼 藤輔

右泉田榮三郎カ土地冒認販賣ノ公訴ニ附帶セル私訴ニ付明治二十九年十一月十四日宮城控訴院ニ於テ第一審判決ヲ取消シ民事原告人沼澤健治ノ請求ヲ棄却シタル判決ヲ不法トシ健治ヨリ上告ヲ爲シ之カ破毀ヲ要求シ被上告人共ハ上告理由ナキ旨ノ答辯書ヲ差出シタリ大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審理スルコト左ノ如シ

上告趣意第二點ノ要旨ハ被上告人泉田榮三郎ニ於テ上告人ノ所有ナル本訴ノ物件ヲ冒認シテ之ヲ被上告人大沼藤輔ニ賣却シタリトノ刑事判決已ニ確定シタル以上ハ其物件タル刑法附則ニ謂フ所ノ贓物ナルコト論ヲ俟タサル所ナリ然ラハ則良シ被上告人藤輔ニ於テ上告人ノ物件タルヲ知ラス善意ニテ之ヲ買得シタリトテ上告人ノ還求ヲ拒ムコトヲ得サルナリ何トナレハ贓物タル以上ハ其善意ト否トハ之ヲ區分スルヲ要セス法律上當然之レカ還付ヲ爲スヘキ者ナレハナリ然ルニ原判決藤輔ハ善意ノ買得者ナリトノ理由ヲ付シ上告人ノ請求ヲ排斥シタルハ不法ノ裁判ナリト云フニ在リテ本訴論旨ハ上告適法ノ理由アリトス何トナレハ本訴ノ地所ハ明治二十一年一月六日ニ於テ公賣處分上上告人ノ所有ニ歸シ居ルニ被上告人榮三郎ハ其情ヲ知リナカラ未タ該地ノ上告人名義ニ登記ヲ經サルヲ奇貨トシ之ヲ被上告人藤輔ニ賣却シテ冒認販賣ノ罪ヲ犯シ重禁錮四月罰金八圓監視六月ニ處セラレタルコトハ記録中ニ存スル確定判決原本ニ依リ明カニシテ本訴ノ地所カ刑法上ニ所謂贓物ナルコト亦隨

テ明カナリ然ラハ其買得者タル被上告人藤輔ハ善意ノ買得者タルト否トニ論ナク刑法附則第五十五條第二項ニ依リ之カ還給ヲ拒ムコトヲ得サルハ勿論被上告人榮三郎ト共ニ買得ノ登記ヲ取消シ又榮三郎ハ之ヲ上告人名義ニ登記ノ手續ヲ爲スヘキハ其返還上相當ノ方法ニシテ上告人ノ請求ハ之ヲ不當ト謂フヘキモノニ非サルニ原判決茲ニ出ス上告人ノ請求ヲ斥ケタルハ不法ノ裁判タルヲ免レサレハナリ既ニ此點ニ於テ原判決ハ破毀スヘキ理由アリト認ムル以上ハ他ノ上告論點ニ對シ説明スルノ要ナシトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條同第二百八十七條ニ則リ原判決全部ヲ破毀シ本院ニ於テ直チニ判決スルコト左ノ如シ

右

民事原告人 沼澤 健治

民事被告人 泉田 榮三郎

民事被告人 大沼 藤輔

原判決ノ事實ニ因リ左ノ如ク判決ス

被告人共ハ宮城縣柴田郡川崎村元沙金字山園外七筆ノ賣買登記ヲ取消シ被告榮三郎ハ之ヲ

原告所有名義ニ登記スヘシ

私訴費用ハ被告人共ノ負擔トス

明治二十九年十二月二十五日大審第一刑事部法廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

裁判長判事

原田種成

判事 寛元忠

四

同 永井岩之丞 同 川目亨一
同 龜山貞藏 同 伊藤悌治

同 十時三郎

公印盗用等詐欺取財事件

明治二十九年第一二四六號
明治二十九年十二月二十四日宣告

判決要旨

現に使用せざる印類を廢印後の年月日を記載したる書類に盗用するも
印影盗用罪を構成せず

說明

現に使用せざる廢印と雖も其廢印前の年月日を記載したる書類に此を盗
用したる時は其盗用の効は太甚しき危険を生ずべき虞あり故に此を罰す
るの必要を認む然れども廢印後の年月日を記載したる書類に至りては盗
用するも其虞を生ぜざるを以て全く盗用の効を奏せざるありこの故に廢
印後の年月日を記載したる書類に盗用するも印影盗用罪を構成せざるも
のとす

第一審 鳥取地方裁判所 第二審 大阪控訴院
被告人 横木虎太郎 訴訟代理人 辯護士 龜崎浪重

明治二十九年十一月十六日大阪控訴院ニ於テ右虎太郎カ公印盗用公私文書偽造行使詐欺取
財被告事件ノ控訴ヲ審理シ第一審判決ヲ取消シ更ニ被告虎太郎ヲ輕懲役六年ニ處ス偽造ニ
係ル印鑑證明書一通金圓領收證三通ハ之ヲ沒收シ其他ノ書類ハ各差出人ニ還付スト言渡シ
タル判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理ヲ遂クル處

被告カ上告趣旨ハ原院ノ判決ハ法律ニ違背シタル不法ノ裁判ナリト云フニ在リテ如何ナル
點カ法律ニ違背シタルカ其理由ヲ示サ、ルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

同上告擴張第一要旨ハ原判決被告カ公印ヲ盗用シテ證明書ヲ偽造シタリトセラレタレトモ
公署ニ使用スル至貴至重ノ印ヲ盜捺スルニ恰モ豫備シアル者ヲ持出スカ囊中ニ貯ヘタル物
ヲ取出スルカ如ク易々タル業ニアラス必スヤ其機會ヲ得ルニ相當時日ノ猶豫ト適當ノ方法
ヲ以テスルニアラサレハ之レヲ爲ス能ハサルヤ見易キノ理ナリ是レ原院カ認ムヘカラサル
ノ事實ヲ認メタルモノナリ」同第二ノ要點ハ原判文理由中其頃役場ノ人民出入頻繁ナルニ
ヨリ之レニ乘シテ紛レ込ミ役場員ノ隙ヲ窺ヒ云々盜捺シタリトセラレタレトモ被告カ盜捺
シタルニアラスシテ實ニ要一郎及村長足羽廣太郎等カ奸策ニ因リ被告ヲ陥レテ己レ等ノ利
慾ヲ逞フセン爲メ能ト證明書ヲ作り被告ニ寄セ被告ハ素ヨリ奸謀アリト知ラサルヲ以テ瀧
山虎次郎ニ示シタルノ事實ナリ故ニ被告ハ別紙第一號第二號證明書ノ如ク無根ノ事實ヲ滅
センカ爲メ之ヲ法廷ニ提出シタリ若シ此公正ニ證明シタルモノヲ無根ノ妄言ヨリ有方ナラ

公印盗用等詐欺取財事件

五

シメテ斷案セラレシナラハ今日ノ冤ナカルヘキニ此有カナル證明書ヨリ却テ流言ニ等シキ無根ノ事實ヲ以テ犯罪ノ尺度トセラレタルハ不當ナリ」同第三要點ハ原判文ニ役場ノ舊印ヲ盜捺シタルモノトセラレタルニヨリ舊印ナリシカ將タ現ニ用ユル印ナリシカヲ穿鑿スルニ被告ハ本年六月十三日鳥取縣監獄署米子支署ヨリ役場開廳年月日ヲ村長足羽廣太郎宛ニテ問合セタル回答ニ割印シタル役場印ハ廣太郎カ舊印ト申立タル印ト同一ナルニ付本年八月三十一日其印鑑證明方照會セシニ別紙三號證ノ通り證明シ來リタリ之レニ依テ看レハ廣太郎カ盜捺サレタルハ舊印ナリト申立ナカラ自カラ其印ヲ使用シ居ルモノニテ廣太郎ノ申立ハ何レカ眞ナルカ知ル能ハサルモノナルニ原院カ被告ニ利益ナル證據物件ヲ無視シタルハ不當ナリト云フニ在リテ要スルニ原裁判官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定探證ノ當非ヲ論難スルニ過ギサルヲ以テ總テ上告ノ理由ナシ

同第四ノ要點ハ原判決印鑑證明書及領収書二通ハ刑法第四十三條第一號同法第四十四條ニ依リ沒收シタルハ法律ヲ不當ニ適用シタル違法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ證書偽造ハ法律上禁シタルモノナルヲ以テ偽造證書ハ刑法第四十三條第一號等ニ依リ沒收スヘキハ勿論ナリト又故ニ原判決該法條ヲ適用處斷シタルハ當然ノコトニ付之レテ違法ナリトノ上告ハ其理由ナシ

辯護人龜崎浪重カ上告擴張第一ハ被告人ハ其金主タル住田安一郎ニ受負金ヲ受取ラシムルコトニ契約シ虎次郎ニ對シ連署ノ書面差入レ置キタルモ被告人ハ元來該受負受取ルヘキ權

利ヲ有スル者ナレハ假令安一郎連署ノ書面ヲ偽造シ虎次郎ヨリ受負金ヲ受取タリトスルモ這ハ違約ニ止マリ決シテ詐欺取財ト云フヘカラス然ルニ原院ハ被告人ハ下受負人タルノ事實ヲ認メナカラ詐欺取財ナリトシ刑法第三百九十條ニ問ハレタルハ擬律錯誤ノ裁判ナリト云フニ在レトモ本件受負金ハ瀧山虎次郎ヨリ住田安一郎カ受取ルヘキ約定ナレハ被告カ之レヲ受取ヘキ權利ナシ然ルニ安一郎名義ノ領収證等ヲ偽造シ虎次郎ヲ欺罔シテ該受負金ヲ騙取シタルモノナレハ詐欺取財ノ制裁ヲ受クヘキハ勿論ナリ故ニ刑法第三百九十條ヲ適用處斷シタル原判決ハ相當ニシテ決シテ擬律錯誤ニアラス

同第二點ハ刑法ニ所謂官印トハ現ニ使用スル所ノモノニシテ其廢印ハ之ヲ官印又ハ公署ノ印ト云フ可ラサルヤ言フ埃タス然ルニ原院ハ被告人カ盜用シタル日野郡二部村野上村組合村役場ノ舊印ナル事實ヲ認メナカラ公署ノ印ヲ盜用シタルモノトシ刑法第九十七條第一項同法第九十五條ニ問ハレタルハ擬律錯誤ノ裁判ナリト云フニ在リ因テ按スルニ印影盜用罪ハ既ニ用ヒサル廢印ト雖モ其廢印前ノ年月日ヲ記載シタル書類ニ盜用シタル場合ハ格別廢印後ノ年月日ヲ記載シタル書類ニ之レヲ用ユルモ捺印ノ効ナキモノナルヲ以テ縱令印影ヲ盜用スルモ盜用罪ハ成立セズ本件被告カ村役場ノ舊印ヲ盜捺シタル印鑑證明書ニ記載ノ年月日ハ廢印後ノ年月日ナルコトハ原判文ニ徴シテ明白ナリ然レハ該所爲ハ法律上罪ト爲ラサルモノナルニモ拘ハラヌ明治二十三年法律第百號刑法第九十七條第一項第九十五條ヲ適用處斷シタルハ擬律錯誤ノ裁判ニ付破毀ノ原由アルモノトス

公印盜用等詐欺取財事件

同第三、詐欺取財ノ目的ヲ以テ私印私書偽造行使ノ所爲アル場合ハ刑法第三百九十條第二項ニ依リ其一ノ重キニ依リ處斷セサルヘカラサルナリ然ルニ原院ニ於テ證書偽造行使ノ所爲ト金圓騙取ノ所爲ト各別ニ擬律シ即金圓騙取ノ所爲ヲ刑法第三百九十條第一項ニ問ハレタルハ擬律錯誤ノ裁判ナリト云フニ在レトモ原判文法律適用ノ部ヲ看ルニ之ヲ法律ニ照スニ云々尙詐欺取財ヲ爲スニ因テ公私文書ヲ偽造行使シ及ヒ云々同法第三百九十條第二項同法第二百六條ニ照シ云々トアリテ即チ刑法第三百九十條第二項ヲ適用シアリテ毫モ擬律ニ錯誤アルコトナシ

横木 虎 太郎

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十七條ニ依リ原判決擬律ノ部分ヲ破毀シ直ニ判決スルコト左ノ如シ

裁判長 判事 原 田 種 成 判事 寛 元 忠

同 永井岩之丞 同 川 目 亨

官私文書偽造行使事件

明治二十九年十一月二十四日宣旨

判決要旨

官吏其職權の範圍を脱し不正に文書を作成し又は官印を押捺せし所爲は職權の濫用のみにあらずして官文書偽造行使及び官印盗用罪を構成す

官吏は所屬長官の雇人にあらず

說明

官吏か自己の職務權内に於て爲したる行爲に付ては何等の責罰を受くべきものにあらず然れども職權の範圍を超越し不正に文書を作成し又は官印を盗用するか如き犯罪行爲あるに至りては當に職權濫用の責罰のみに止まらず官文書偽造行使及び官印盗用の刑に處せざるへからず官吏は國家の行政機關に服務する吏員にして其所屬長官の雇人にあらず故に其關係を論ずるに當り雇人の法理を以てするは其當を得ざるものとす

第一審 札幌地方裁判所

第二審 函館控訴院

被告人

富永錠次郎
中村健太郎

訴訟代理人 辯護士 平塚

塚 有

右兩名ニ對スル官私文書偽造行使官印盜用監守盜及錠次郎ニ對スル詐欺取財健太郎ニ對スル私印盜用私文書變造行使被告事件ニ付明治二十九年十一月十四日函館控訴院ニ於テ札幌地方裁判所ノ言渡シタル判決ニ對スル被告ノ控訴及原院檢事ノ附帶控訴ヲ受理シ審理ノ末言渡シタル判決ニ服セス被告等ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理スルコト左ノ如シ

被告錠次郎上告趣意書第一點ノ趣旨ハ要スルニ被告ノ第一所爲ハ正當ニ受托セシモノヲ費消シタルモノナレハ刑法第三百九十五條前段ニ擬スヘキモノニシテ虛構ノ行爲アリトスルモ正當ノ受托ヲ不正當ナラシムルモノニアラサレハ原院カ同法第三百九十五條後段ニ擬シタルハ擬律錯誤ノ判決ナリト云フニ在レトモ刑法第三百九十五條後段モ其前段ト同ク受托ハ正當ノ場合ナリ而シテ前段ハ單ニ擅ニ費消シタル者ニ擬スヘク後段ハ其費消スルニ當リ詐欺等ノアリタル場合ニ擬スヘキモノトス故ニ原院ハ虛構ノ行爲ヲ爲シテ費消シタルコトヲ認メタルヲ以テ刑法第三百九十五條後段ニ擬シタルモノナレハ擬律上錯誤アルコトナシ要スルニ本論旨ハ法律ノ誤解ニ基因スルモノナレハ上告適法ノ理由ナシ」其第二點ノ趣旨ハ結局原院ノ認メタルカ如キ内渡ヲナスノ必要ナキノミナラス他費ヲ以テ繰替ヲナスカ如キ理由ナシト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル事實認定ノ非難ニ過キサレハ上告適法ノ理由トナラス」其第三點ノ趣旨ハ原院判決「同年十一月十四日云々爲次郎ニ命テ同入ヨ

金二百圓ヲ受取書ヲ差出サシメ」云々ト認メアレドモ右ハ明治二十年十一月十三日差出シタル原院判決ノ理由顯顯ノ不法アリト云フニ在レドモ此又事實認定ノ非難ニ止マリ上告ノ理由トナラス」其第四點ノ趣旨ハ原院判決ニ異キノ請求書紙尾ニ二百圓領取ノ旨ヲ記載セシメ云々ト説明セシメ其異キノ請求書トハ如何ナル者ナルヤ毫モ明認スル處ナシ是レ判決ニ理由ヲ附セサル不法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ請求書ノ何タルハ犯罪構成ニ直接ノ關係ナキモノナレハ之ヲ詳記スルノ要ナシ依テ本論旨モ上告適法ノ理由ナシ」其第五點ノ趣旨ハ本件證據物件ハ數多アルニ唯偽造變造ノ書類帳簿ノミヲ採用シタルハ斷罪ノ資料ナクシテ裁判シタル不法アリト云フニアレトモ本論旨ハ原院ノ職權ニ屬スル證據ノ取捨ヲ非難スルニ止マリ上告ノ理由トナラス」其第六點ノ趣旨ハ原院判決第二ノ事實ハ唯漠然共謀ニ云々ト説明セシノミニシテ其事實理由ヲ附セサルハ不法ナリト云フニ在レトモ其謀ナリト認メタル以上ハ其共謀ノ日時方法等ヲ明示スルヲ要セス故ニ本論旨ハ上告ノ理由ナシ」其第七點ノ趣旨ハ要スルニ被告ハ郡長代理ノ資格ヲ有シ尙ホ經費費金ニ付テハ支拂命令官ノ資格ヲ有スルモノナレハ其經費金ナルモノハ純然タル委託金ナレハ其支拂上ニ付テハ正不正ヲ問ハス支拂ト支拂ハサルトハ被告ノ權能ニアリ依テ支拂ヲ作り支拂命令官ノ印ヲ押捺スルハ命令官ノ爲スヘキ當然ノ職務ナリ唯其事實ハ虛偽ノモノニシテ被告之ヲ知リテ爲シタルトスルモ是唯職權ノ濫用ノミ文書偽造變造若クハ官印盜捺トシテ論斷セラルヘキモノニテ然ルニ原院カ刑法第九十七條一項第九十五條第九十七條二項第二百三條

官私文書偽造行使事件

一項第三百五條一項等ニ間擬シタルハ擬律錯誤ナリト云フニ在レトモ官吏其職權内ニ於テ正當ノ處分ヲ爲ストキハ本論旨所論ノ如クナルヘシト雖トモ既ニ其職權ノ範圍ヲ脱シ不正ニ文書ヲ作り又ハ官印ヲ押捺スルニ至テハ職權ノ濫用ニ止マラスシテ前掲刑法ノ各條ニ間擬スヘキ犯罪行為タルコト明白ナレハ原院ノ判決ハ擬律ニ於テ錯誤アルコトナシ要スルニ本論旨ハ法律ノ誤解ニ基クモノナレハ到底上告適法ノ理由ナシ

被告銓次郎辯明書ノ第一點ハ被告ハ支拂命令官タリシナリ故ニ其職印ハ職權者自ラ保管管理シアリタルマテニシテ被告ハ該印ノ監守者ニアラス然ルニ原判決ハ監守者トシテ被告ヲ處分シタルハ擬律錯誤ナリト云フニ在リテ其論旨不明ナリト雖トモ職權者其職印ヲ監守スルコト普通ノ事理ニシテ原判決ニ於テ既ニ職權者タル被告カ監守シタル事實ヲ認メアルハ原判決ノ擬律ノ點ニ於テ錯誤アルコトナシ」其第二點ノ趣旨ハ判決證據列記ノ部ニ「以上ノ事實ハ云々被告銓次郎カ第一ノ所爲ニ關スル證人柳原銚吉緒方益井塚田爲次郎ノ各豫審調書證人生野盈明云々ノ各豫審調書云々」トアリテ被告ノ第一ノ所爲ニ對シテハ證據ヲ示セシモ第二ノ所爲ニ對シテハ其明示ナシト云フニ在レトモ原判決ノ趣旨ハ證人柳原銚吉緒方益井塚田爲次郎ノ三名ノ第一ノ所爲ニ關スルモノヲ本件ノ證據トセシモノニシテ右三名ノ證人調査ハ第一ノ所爲ニ限リ證據トセシモノトスルモ其外ニ列記シタルモノハ總テ本件全體ノ證據トシテ明示シタルモノナルコト疑ハナシ故ニ本論旨ハ必竟原判決文ヲ誤解シタルモノニシテ上告適法ノ理由トナラス」其第三點ノ趣旨ハ證人緒方益井ハ第一審公判ニ先

キ立チ民事原告人トナリタルヲ以テ同公判已後ニ在テハ證人タル資格ナシ又證人生野盈明白坂康太ハ北海道廳ノ官吏ニシテ民事原告人北海道廳長官ノ部下ナレハ即チ民事原告人ノ雇人タリ故ニ是亦第一審公判已後ハ證人タル資格ナシ然ルニ原院ハ是等ヲ證人トシテ斷罪ノ料ニ供シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ原院ハ同人等ヲ證人トシテ取調ヘス只正當ニ證人タル資格ヲ有セシトキ取調ヘタル豫審調書ヲ採用シアリ其官吏ハ所屬長官ノ雇人ニアラサレハ本論旨ハ旁上告ノ理由ナシ」其第四點ノ趣旨ハ明治二十八年四月四日附被告富永銓次郎ノ豫審調書ハ其四葉ト五葉目ニ契印ヲ欠キタル無効ノ書面ナレハ之ヲ以テ決定シタル豫審終結モ亦無効ナリ故ニ本件第一二審共未タ豫審ノ終結セサルモノニ對シテ裁判ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ豫審書類中假令無効ノモノアルモ之ヲ以テ豫審終結決定ノ確定ヲ妨クヘキモノニアラス故ニ其決定確定シテ後審理シタル第一二審ハ之ヲ不法ト云フヲ得ス」其第五點ハ原院ノ言渡シタル私訴判決ニ對スル不服ナレハ私訴判決ニ對シ上告ナキヲ以テ説明セス

被告健太郎上告趣意書第一點ノ趣旨ハ原判決中ニ歳出帳簿ハ被告ノ管掌ニ係ルモノト認メタルモ右帳簿ハ支拂命令官カ支拂ヲ執行シ之カ出納ヲ明瞭ナラシメ且毎月支出ノ證明ヲ爲ス可キモノナルニ因リ其基礎ト爲ス處ノ歳出帳簿ナレハ假令歳出係員タル被告ニ於テ記帳スルモ唯々支拂命令官ノ命令書ヲ登記スルニ止マリ機械的ノ行為ナルニ依リ其命令書ノ正ト不正トヲ問ハス記帳スルモノタルヲ以テ直チニ管掌者ナリト速斷スルヲ得ス然ルニ原院

ハ被告ノ管掌ニ係ルモノトシテ刑法ニ開擬シタル不法ナリト云フニ在レドモ既ニ歳出係員トカリ虚出帳簿ニ登記スルコトヲ司ル以上ハ假令機械的ノ行爲ナリト雖トモ其帳簿ハ其係員ノ管掌スルモノナルコト疑ナシ故ニ他人ト共謀シテ其帳簿ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルコトヲ認メタル己上ハ原院ハ刑法第二百三條第二百五條等ニ開擬シタルハ相當ニシテ本論旨ノ如キ不法アルコトナシ」其第二點ノ趣旨ハ要スルニ原院カ會計事務引繼ノ際ノ事狀ヲ認メタル判定ニ對シ不服ヲ述フルニ過キサレハ上告適法ノ理由トナラス」其第三點ノ趣旨ハ原判文中「明治二十六年九月二日事業手梅宮眞吉渡替砂引美濃紙六帖トアル六ノ字ヲ廿ト改メ合計廿トアルヲ卅四帖ト變更シ云々」トアレトモ元來描改證書又ハ證書中廿、卅、一、二、三等ノ畧數字ヲ用ユルコトハ制規上禁シアルヲ以テ出納證明ノ證憑ト爲ヌヲ得サル無効ノ書類ナリ然ルニ原院ハ之ヲ探テ斷罪ノ資料ト爲シ刑法第二百十條一項第二百十二條ヲ適用セラレタルハ不法ナリト云フニ在リテ其趣旨判然セスト雖トモ要スルニ無効ノ書類ヲ増減變換スルモ罪トナラスト云フノ趣旨ナルカ如シ果シテ然ラハ右ノ如キ略數字ヲ用キタル書類ハ全然無効ナリト制規アルコトナケレハ全ク謂ハレナキ論旨ナリトス」其第四點ノ要旨ハ前論旨ト同一ニ歸スルヲ以テ更ニ説明セサルモ其上告適法ノ理由ナキコトヲ了知スヘシ」被告健太郎上告趣旨擴張辯明書ハ總テ自ラ事實ナリト主張スル處ヲ繼述スルニ止マシテ上告ノ理由トナルヘキモノナシ

辯護人平塚有上告趣旨擴張ハ趣旨ハ原判文ニ押收ニ係ル偽造變造ノ文書帳簿ハ宗谷外三郎

役所ニ其他ヤ各差出入ニ還付スルアルモ其他下ハ果シテ如何ナルモノヲ指シタルヤ一モ其理由ナキ不法ノ判決ト思考ス假リニ其他トハ押收ニ係ル文書帳簿以外ノモノトスレバ判例前段ニ「押收ノ文書帳簿ハ同第二百二條ニ依リ處分スヘキモノトス」トアルノミニシテ其他ノ押收ノモノニ付テハ何等ノ法條ヲモ示サス突然判決ニ於テ各差出人ニ還付スト判決シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ原判文ニ其他トアルハ押收ニ係ル文書帳簿以外ノモノヲ指シタルコトハ行文上明白ナリ又還付ノ言渡ハ刑ノ言渡ニアラサレハ之ニ對シ法條ヲ明示セサルモ不法ニアラス

右ノ理由ニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ノ規定ニ從ヒ判決スル左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年一月二十一日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長判事 原田種成 判事 筒井元忠

同 永井岩之丞 同 川目享一

同 龜山貞義 同 伊藤悌治

同 十時三郎

公印盗用公文書偽造行使事件

明治二十九年第一二七七號
明治三十年一月二十一日宣告

判決要旨

地所拂下願書の村役場を経由したるか如く假裝したる所爲は官文書偽

公印盗用公文書偽造行使事件

造なり
適法に成立したる証人訊問調書は本案事件に關する他の被告人に對し
證據力を有す

說明

地所拂下願書は村役場を經由せざるへからず然るに其形式を履行せずし
て其願書の奥に更に年月日を記入し村役場を經由したるか如く郡衙縣廳
等に向て表明せんとしたる所爲は取も直さず村役場の表明を偽りたるも
のにして官文書の偽造たること疑を容れざるあり
証人訊問か數人に對する証言なる時は刑事訴訟法第二百二十三條に依り其
被告全幹との關係如何を調査し宣誓せしめたるにあらざれば其証言は被
告全幹に對し其効力なかるへしと雖も共犯者中の一人に對する証言にし
て而かも該條の方式に従ひ爲したる証言たる以上は其訊問調書は訴追せ
られざりし共犯者に對し斷罪の證據に供するも違法にあらざるなり

第一審 甲府地方裁判所 第二審 東京控訴院

被告人

笠井 謀太郎
川口 政右衛門

訴訟代理人 辯護士

高橋 捨六
青柳 正喜
磯部 四郎

右兩名が公印盗用公文書偽造行使被告事件に控訴し付明治二十九年十二月七日東京控訴院

ニ於テ言渡シタル判決ニ服セス被告兩名ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ本院ハ刑事訴訟法第二
百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スル左ノ如シ
被告謀太郎カ上告ノ趣旨第一ハ原判決ニ於テ「被告謀太郎ハ其盜捺シタル南巨摩郡靜川村
役場トアル印影ノ上ニ掛ケ明治二十八年十月三十日ト記入シ」ト認メナカラ之ヲ村役場與
書偽造ノ所爲トナシ刑法第二百三條第一項等ヲ適用シタルハ擬律ノ錯誤ナリ何トナレハ明
治二十八年十月三十日ノ文字ハ文書ニアラス文章ニアラス將タ與書ニモアラス被告カ調成
シタル願書ニ明治二十八年十月三十日ト記入シタルノミニテハ何等ノ事實モ變更セス記録
者ノ氏名モ偽ラス事實ノ證據力ヲモ害シ得ス全然文書偽造罪ノ要素ヲ闕缺セル無罪ノ所爲
ナリト云フニ在レトモ地所拂下願書ノ村役場ヲ經由スヘキモノナルコトハ原判決ノ認ムル
所ナリ而シテ其願書ノ奥ニ更ニ年月日ヲ記入スルハ村役場カ其經由シタリトノ事ヲ郡衙縣
廳等ニ向テ表明スルカ爲メニシテ該年月日ハ與書即チ文書ニ外ナラサルハ被告カ之ヲ記入
シタルハ村役場ノ表明ヲ偽リタルモノナルコト勿論ナリ故ニ原判決被告ノ所爲ニ對シ刑法
第二百三條第一項等ヲ適用シタルハ擬律ノ錯誤ニアラス
同第二ハ假リニ原院ハ明治二十八年十月三十日ノ文字ト靜川村役場印ノ二者ヲ併セテ該村
役場與書ナル文書ヲ構成スルモノト認定シタルモノトセンカ之ヲ文書偽造公印盗用ノ二罪
ト爲シタルハ不法ナリ公印盗捺ノ一所爲カ同時ニ公文書偽造ノ所爲タラハ所謂無形想像上
ノ數罪俱發ニシテ役場印盗用罪カ與書偽造行使罪カ其一ニ關ハサル可ラレザリト云フ
公印盗用公文書偽造行使事件

ニ在リ然レトモ原院モ年月日ノ記入ト役場印ノ捺捺トヲ想像上文書偽造印影盗用ノ二罪トシ實跡上印影盗用ノ一罪トナシ處斷シタルコトハ原判文法律ノ理由上明晰ナレハ本論旨ハ其間レナシ

同第三ノ前段ハ原院ハ被告ノ所爲ヲ二罪ト認メナカラ刑法第百條ヲ適用セサルハ擬律ノ錯誤ナリト云フニ在レトモ原判文ニ明示スル如ク被告ノ所爲ハ村役場ノ與書ヲ偽造スルニ因テ同役場印ヲ盗用シタル在レハ刑法第百六條ニ依リ重キニ從ヒ實體上一罪トシ處分スヘキモノニシテ刑法第百條數罪俱發例ニ依ルヘキモノニ非ス故ニ原判決ハ擬律ニ錯誤アルニアラス」其後段ハ原院ハ第一審裁判所カ刑法第百條ヲ適用シタルヲ排斥シナカラ官印盗用罪ト官文書偽造罪ハ共ニ輕懲役ニ該當スル重罪ニシテ二者輕重ナキニ拘ハラヌ官印盗用罪ハ何故官文書偽造罪ヨリ重キモノナリヤ之カ理由ヲ明示セサルハ法律理由ノ不備タル裁判ナリト云フニ在レトモ重罪ニ於テ數罪ノ刑相均キ場合承審官ハ其重シト認ムルモノニ依リ處斷スヘクシテ其何故ニ重シトスルヤ之カ理由ヲ明示スヘキ要ナシ原判決ハ決シテ理由ノ不備ニアラス

被告樺太郎辯護人高橋捨六青柳正喜カ擴張ノ趣旨ハ原院カ被告ノ第二ノ所爲ニ對シ刑法第百三條第一項ヲ適用セシハ擬律ノ錯誤ナリ何トナレハ村役場與書ナル文書ハ刑法第百四條ニ所謂公文證書中ニ包含セラルヘキモノニシテ刑法第百三條第一項ヲ適用スヘキ單純ノ官文書タル性質ノモノニアラテレハナリト云フニ在レトモ本件ノ村役場與書ハ單純ノ

文書ニシテ公文證書ノ性質ニアラサルコトハ上告趣意第一ニ於テ説明シタル如クナレハ本論旨ノ理由ナキコトヲ了解スヘシ
被告政右衛門辯護人磯部四郎カ上告ノ趣意書ノ要ハ被告政右衛門カ偽造ニ係ル文書ヲ行使シタル所爲ニ關シ原判決ハ事實上理由ノ不備アリ蓋シ其文書ハ被告樺太郎名義ナレハ政右衛門カ之ヲ郡役所ニ出シテ與書ヲ得又縣廳ニ差出スニ樺太郎ノ代人トシテ之ヲ爲シタルヤ將タ樺太郎ト稱シテ爲シタルヤノ事實ヲ明示セラレサルニ於テハ認定セラレタル事實ノ真相ヲ知ルヲ得ス此點ハ行使ノ所爲ニ關シ重要ナル判決理由ヲ成スモノナルニ原判決ノ説明茲ニ出テサルハ不備ノ違法アルモノト信スト云フニ在レトモ原判決ニ被告樺太郎政右衛門カ地所抑下願書ニ村役場ノ與書ヲ偽造シテ行使センコトヲ共謀シ以テ決行シタルコトヲ認メアル以上ハ其行使上政右衛門カ樺太郎ノ代人ト稱シタルヤ將タ樺太郎ト稱シタルヤ否ヤノ如キハ兩人ノ犯罪構成上何等ノ影響ナキ事實ナレハ原判決之ヲ示サハルモ事實理由ノ不備ニアラス
同擴張書ノ第一ハ原院ハ本件ヲ斷スルニ明治二十九年一月十七日付證人渡邊宗十郎ノ豫審調書ヲ採用セリ然レトモ該調書ハ其犯人笠井樺太郎一名ニ對スル證言ナルコトハ其宣誓書ニ依リ明カナリ而シテ川口政右衛門川口幸太郎川口長次郎ノ三名カ笠井樺太郎ノ連犯者ナリトシテ追起訴セラレタルハ同明治二十九年一月十七日ナレハ當時ノ被告ハ樺太郎政右衛門幸太郎長次郎ノ四名ニシテ殊ニ政右衛門ハ其追起訴アリタル當日ニ於テ取調ヘラレタ

前掲宗十郎ノ證人ノ資格アルモノト認メ證人訊問調書ヲ作成シタリ斯ル違法ノ調書ヲ採テ有罪ノ證ニ供セラレタル原判決ハ不法ヲ免レサルモノト信ス上云フニ在レトモ證人渡邊宗十郎訊問ノ日ト被告政右衛門幸太郎長次郎カ擬太郎ノ共犯トシテ訴追セラレタル日ハ同日ナルモ果シテ宗十郎ノ訊問前ニ追起訴アリタルコトヲ見ルヘキ證左ノ記録中ニ存セサルニミナラズ宗十郎ノ召喚狀ハ其訊問數日前ニ發シアリテ現ニ宣誓書及ヒ調書ニ笠井樫太郎村役場印用盜事件ニ付云々トアリ且ツ樫太郎ニ對スル刑事訴訟法第百二十三條ノ關係ヲミ訊問シタル等ノ事蹟ニ徴スレハ證人宗十郎訊問ノ際ハ未タ政右衛門外二名ノ追起訴ナク被告ハ樫太郎一名ナリシモノト認ムヘキヲ正當ナリトス然ラハ證人宗十郎ノ豫審調書ハ適法ノ成立ニシテ毫モ違法アルニ非ス既ニ適法ニシテ且ツ本案被告事件ニ關スル證言ナル以上ハ之ヲ斷罪ノ證憑ニ供シ得ヘキハ勿論ノコトニシテ原判決ハ決シテ違法ニアラス

同第二ハ原判決ハ法律上ノ理由ヲ具備セサルモノナリ何トナレハ被告カ村役場印ヲ盜用シタル所爲ハ直チニ刑法第百六條ノ規定ヲ適用スヘキモノニシテ其刑ヲ定ムルニ關シ第百九十五條ヲ適用スルノ要アルニ止マリ更ニ第百九十七條第一項ヲ適用スルヲ須ヒサルナリ然レニ原院ハ先ツ此適用ス可ラサル法律ニ問擬シ然ル後ニ行爲ノ性質ヲ説明セラレタルノニ於テ各個異別ノ法條ヲ適用セラレタリ且ツ其前段ニ於テ村役場ノ與書ヲ偽造行使シタ

ル所爲ニ對シテ法條ヲ適用セラレタルニ拘ハラズ別ニ刑法第百條ノ適用ヲ爲サスニテ單ニ一ツ重キ公印盜用罪ニ從ヒトノミ説明セシハ判決ノ法律上ノ理由ヲ具備セサルモノナレハナリト云フニ在レトモ本件ハ村役場文書ヲ偽造スルニ因テ同役場印影ヲ盜用シタルモノニシテ想像上ノ二罪ナルカ故ニ原院ハ先ツ之ヲ各適條ヲ示シテ其重シトスル一罪ト爲シ處分シタルニ在リテ其法條ノ適用及ヒ引用ノ順序等毫モ不法アルヲ見ス其印影盜用ノ刑ヲ定ムルニ刑法第百九十五條ヲ適用スルノ外同第百九十七條第一項ヲ適用スルヲ要セスト云フカ如キハ探ルニ足ラサルノ論旨ナリ何トナレハ刑法第百九十五條ハ官印偽造行使ニ對スルノ規定ニシテ其印影盜用ニ對スル刑ノ規定ハ同第百九十七條ナルカ故ニ右百九十七條ノ適用ハ本件上最緊要ニ屬スルヲ以テナリ又本件ニ於テ刑法第百條ヲ適用スヘキモノニ非サルコトハ被告樫太郎カ上告趣意第三ニ對シ説明シタルヲ以テ同說明ニ依リ了解スヘシ而シテ原判決ニ刑法第百六條ニ依リ一ノ重キ公印盜用罪ニ從ヒ云々ト説明シアリテ其一ノ重キニ從ヒ處斷シタルノ理由ハ十分ナリトス要スルニ本論旨モ適法ノ理由ナシ

被告政右衛門カ第一回趣意書ノ第一ハ原院カ判文ニ列記シタル證人調書ヲ示シ辯解ヲ爲サシメヌシテ斷罪ノ資料ト爲シタルハ不法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ被告カ證憑書類ノ朗讀省畧ヲ承諾シタルコト載セテ原院公判始末書ニ明カナレハ今更其朗讀カカリシコトヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ヌ又原告ニ於テ裁判長カ朗讀ヲ省畧シタル證憑書類ニ對シ被告ノ辯解ヲ求メタルコト是レ亦公判始末書ニ明カナレハ辯解セシメサリシトノコトハ其ノ官私印偽造行使事件

謂レナシトス

同第二ハ原院ハ公訴費用全部ヲ被告ニ負擔セシメタレトモ其金額ヲ言渡サ、リシハ失當ノ裁判ナリト云フニ在レトモ公訴費用ニ關スル一切ノ書類ハ本件記録中ニ存在シ其算出容易ニシテ執行上妨ケナキニ付之カ金額ヲ明示セサルモ不法ト爲スニ足ラス

同第三ハ原院ハ被告ニ於テ偽造ノ願書ヲ郡役所ニ差出シタルモノ、如ク判定セラレタレトモ郡役所へ願書ヲ差出シタルハ川口孝太郎ナルコト同人ノ陳述ニ依リ明瞭ナルニ之ヲ被告ナリト爲シタルハ適法ノ裁判ナリト云フニ在リテ原院ノ職權ニ存スル事實ノ認定ニ對シ不服ヲ訴フルニ過キサレハ上告ノ理由トナラス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス
明治三十年二月二十一日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

裁判長判事 原田種成 判事 寬元忠

同 永井岩之丞 同 川目亨一

同 龜山貞義 同 伊藤佛治

同 十時三郎

官印盗用公文書偽造詐欺取財事件

明治二十九年第一三三一一號
明治三十年一月二十二日宣告

判決要旨

村役場の収入役村税追加賦課の令狀を偽造し以て金圓を騙取したる所

四十六

爲は刑法第二百九十條の犯罪にして同第二百九十條の犯罪にあらず

說明

刑法第二百九十條は收入を司る官吏租税等の入額を徵收するに當り正數外の徵收を爲したる場合に適用すべきものにして村税追加賦課の令狀を偽造し以て金圓を騙取したるか如き場合に適用すべき法條にあらず故に村役場の収入役か偽造に依り騙取したる所爲は純然たる詐欺取財あるを以て同第二百九十條を適用するを得ざるものとす

第一審 富山地方裁判所 第二審 大阪控訴院

被告人 若林梅太郎 訴訟代理人 辯護士 沼田宇源太

右若林梅太郎カ官印盗用公文書偽造詐欺取財被告事件ニ付明治二十九年十二月七日大阪控訴院ニ於テ富山地方裁判所ノ判決ニ對スル被告人ノ控訴ヲ審判シ原判決ヲ取消シ更ニ被告若林梅太郎ヲ輕懲役六年ニ處ス押收ノ物件ハ各差出人ニ還付ス公訴裁判費用ハ被告ニ於テ負擔スヘシト言渡シタル第二審ノ判決ニ服セス被告人ハ上告ヲ爲シタルニ因リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ被告辯護士鳩山和夫沼田宇源太ノ辯論及ヒ立會檢事安居修藏ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スコト左ノ如シ

上告ノ要旨ハ上告人ハ原院ニ於テ認定セラレタル如キ罪ヲ犯シタルモノニアラス假ニ原院認定ノ事實アリトスルモ追加稅徵收ノ所爲ハ刑法第二百九十條ヲ適用スヘキモノナルニ原

官印盗用公文書偽造詐欺取財事件

二十七

判決並に出テ却テ同第三百九十七條ヲ適用セラルルハ不法ノ裁判ナリト云フニ在リトモ
被告カ村税追加賦課ノ令狀ヲ偽造シ以テ金圓ヲ騙取シタルハ即チ詐欺取財ノ所爲ニシテ刑
法第二百九十條ノ場合ニ該當スヘキモノニ非ス故ニ同第三百九十七條ヲ適用シタルハ相當ノ
裁判ナリ其犯罪ノ事實ナシト陳辯スルカ如キハ事實認定ヲ非難スルニ過キスシテ其ニ適法
ノ理由ナキモノトス

辯護士カ擴張書ノ要旨ハ第一原院ハ上告人ニ對シ役場印及ヒ村長ノ職印盗用ノ所爲アルモ
ノトシ刑法第九十五條ヲ適用セラレタリ然レトモ刑法第九十七條第二項ノ所謂監守者
自ラ犯シタルトキハ即チ公署印監守ノ任ニ當リタルモノナラサル可カラズ上告人ハ收入役
勤務中ニ於テ役場印等一切監守ノ任ニ當リタルコトナシ故ニ原院ノ如ク刑法第九十七條
第二項ヲ上告人ニ適用セラレンニハ宜ク上告人カ其公署印及ヒ職印監守ノ責ニ當リタル事
實ヲ認定セサルヘカラス然ルニ原判文中其事實ヲ明示セズシテ同條第二條ヲ適用セラレタ
ルハ不法ナリト云フニ在レトモ原判決書原本ヲ檢スルニ村役場印及ヒ村長職印ヲ盗用シタ
ル所爲ハ明治二十三年法律第百號刑法第九十七條一項同第九十五條ニ該ルト記載シア
ツテ第九十七條二項ヲ適用シタル事蹟ナキニ因リ本論旨メ如キ違法ノ點アルコトナシ若
シ被告ニ下付シタル判決書原本ニ同條第二項トアラハ其原本ノ誤寫タルニ過キスシテ之レ
ヲ以テ被告ノ理由ト爲スコトヲ得ス』第二本件ニ於テ豫審判事カ始メテ上告人ヲ訊問シタ
ルハ明治二十九年八月二十一日(即チ證人杉林久五郎ヲ其前即チ同月二十日ニ訊問スルシ

タルハ刑事訴訟法第九十三條ニ違背シタルモノニシテ證人及ヒ上告人ノ訊問共ニ無効ノモ
ノナリ然ルニ之ヲ採リテ斷罪ノ用ニ供シタルハ不法ナリ但同條ニハ急速ヲ要スルトキハ此
限ニアラスト規定セラレタルモ本件ニ於テ別ニ急速ヲ要スヘキモノナキハ一件記録ニ何等
ノ記載ナキヲ以テ見ルヘシト云フニ在レトモ豫審判事カ先ツ證人ヲ訊問シタルハ急速ヲ要
スル事情アリタルニ因ルモノニシテ其急速ヲ要スルト否トヲ量定スルハ豫審判事ノ職權ニ
屬スルモノナレハ其理由ヲ記録ニ掲載スルヲ要セス加之豫審判事ニ於テ假令訊問ノ順序ヲ
誤リタルコトアリトスルモ其訊問ヲ無効ト爲スコトヲ得サルモノニシテ本論旨モ亦其理由
ナキモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス
明治三十年一月二十二日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

- 裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬
- 同 島田正章 同 昌谷千里
- 同 木下哲三郎 同 柳田直平
- 同 津田 董

私書偽造行使詐欺財事件 明治三十年第四號
判決要旨 借用證書保證人として擅に他人の氏名を偽書し有合印を押捺し此を行

私書偽造行使詐欺財事件

使したる時は私書偽造行使罪を以て論せらる

説明

他人の保証文書を擅に作成するは此れ署名者の資格を偽りたるものにして眞實ならざる文書の製作たるを論を俟たず故に其製作したる文書を行使するに於ては私文書偽造行使罪を以て問擬せらるゝこと敢て怪むに足らざるなり

第一審 岐阜地方裁判所 第二審 名古屋控訴院

被告人 田中吉三郎 佐藤益次郎

右私書偽造行使詐欺取財被告事件ニ付明治二十九年十二月十六日名古屋控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ服セス被告等ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スル左ノ如シ

被告田中吉三郎ノ上告趣意第一點ハ原判決中相被告益次郎ノ肩書ニ記載シタル住居ニ關スル辯論ニシテ本件被告吉三郎犯罪ニ影響ナキ事柄ナルヲ以テ上告理由ト爲ヌヲ得ヌ」第二點ハ原院カ被告積一ハ被害者タル増次郎ニ明治二十九年二月十五日手附金拾五圓ノ證書ヲ渡シ云々ト説明シアル第一審判決ヲ明治二十九年二月十九日ト更正シ乍ラ第一審判決ヲ取消サヌシテ控訴ヲ棄却シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ判決原本ニハ第一審ト同シク右ノ日附ハ明治二十九年二月十五日ト記載シアルニ依リ假令判決原本ニ誤寫アリトスルモ之

ヲ以テ上告ノ理由ト爲ヌヲ得ヌ」擴張書第一點ハ原判決ニ裁判費用ハ相被告積一ト連帶負擔スヘシト判決シタルノミニテ相被告積一ノ主刑及ヒ附加刑ヲ掲ケサルハ違法ナリト云フニ在レトモ被告積一ハ第一審判決ニ對シ控訴セサルヲ以テ原判決ニ其主刑等ヲ掲ケサルハ當然ナルノミナラス本論旨モ亦被告吉三郎ノ利害ニ關係ナキヲ以テ上告ノ理由ト爲ヌヲ得ヌ」第二點前段ハ原院カ第一審判決ニ掲ケタル證人氏名ノ誤謬ヲ更正シナカラ第一審判決ヲ取消サ、リシハ違法ナリト云フニ在レトモ文字ノ誤記ノ如キハ第二審ニ於テ第一審判決ヲ取消スヘキ原由ト爲ヌヘカラス同第二點後段ハ被告ハ山幡積一ト共謀シテ詐欺取財罪ヲ犯シタルコトナキヲ以テ其證據ヲ提出シテ之ヲ證明スト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルモノナルヲ以テ上告ノ理由ト爲ヌヲ得ヌ」第三點ハ本件ニ付テハ第一審判決ニ認メタル如ク被告等カ偽造シタルト認メラレタル書面ハ二通ノミナルニ原判決ニ三通アルモノ、如ク記載シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ原判決ニ被告等カ恣ニ約定書及ヒ借用證書二通ニ山幡七郎平ノ氏名ヲ記載シ云々トアルハ其前段事實ノ説明ト對照スレハ約定書一通借用證書一通合セテ二通ノ意味ナルコト明瞭ニシテ判文ノ誤解ニ起因スル論旨ナリトス」被告佐藤益次郎ノ上告趣意第一審ハ原判決中其翌十四日赤牝牛壹頭ヲ岐阜縣夜越郡高田町佐藤吉太郎方ニ牽キ行キ云々被告兩名ハ山幡積一ト共ニ一見シタル上云々ト説明シアレトモ被告ハ決シテ該牝牛ヲ一見シタルコトナク又本件ノ約定書モ被告カ代書ヲ營業ト爲ヌニ付依頼ヲ受ケテ代書シタルノミニテ素ヨリ犯罪ニ關係セシコトアラサルニ

私書偽造行使詐欺取財事件

原院カ被告ヲ本件ノ共犯者ナリト認定シタルハ違法ナリト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルニ過キサルヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス』第二點ハ被告吉三郎ノ擴張論旨第二點ト同一ナルヲ以テ重キテ説明ヲ要セス』擴張辯明第一點ハ被告吉三郎ノ上告趣意第二點ト同一ナルヲ以テ是亦重キテ説明ヲ要セス』第二點ハ原判決ニ山幡積一ヨリ佐藤増太郎ニ宛タル約定證ヲ作製シ云々トアレトモ其宛名ハ増太郎ニアラスシテ増次郎ナルヲ以テ原判決ハ違法ナリト云フニ在レトモ判決原本ニハ増次郎ト記載シアルヲ以テ原判決ハ上告論旨ノ如キ誤謬ナシ』第三點ハ被告吉三郎ノ擴張第三點ト同一ナルヲ以テ更ニ説明セス』第四點ハ被告カ偽造行使シタリト認メラレタル約定書及借用證書ハ牝牛壹頭ヲ騙取スル手段ニ供シタルモノナレハ一罪トシテ處斷セラルヘキモノナルニ之ヲ二罪トシテ判決シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ假令其目的ハ牝牛一頭ヲ騙取スルニアルモ既ニ約定書及借用證書ヲ偽造シテ之ヲ行使タルハ即二罪ヲ犯シタルモノナルヲ以テ原判決ニ之ヲ二罪トシテ處斷シタルハ違法ニアラス』第五點ハ上告趣意第一點ヲ敷衍シタルニ過キサルヲ以テ重キテ説明ヲ要セス』辯明書追補ノ要旨ハ凡ソ證書偽造行使罪タルヤ其目的トスル人ニ對シテ行使スルニアラサレハ法律上行使ト謂フヘカラス本件金拾五圓ノ借用證書ハ相被告積一ヲ借主トナシ山幡七郎平ヲ保證人トシテ記載シ其名下ニ有合印ヲ捺捺シ佐藤藤太郎ヲ貸主トシテ之ニ宛テタル證書ナリ然レハ該證書ヲ藤太郎ニ對シテ行使シ藤太郎ヲシテ七郎平ノ保證人タルヲ信セシメシハ即行使罪ヲ犯シタルモノト謂フヲ得ヘキモ本件ハ然

ラヌシテ牝牛ノ賣主ナル佐藤増次郎ヘ該證書ヲ交付シ宛モ藤太郎ト積一トノ間ニ貸借ノ約定成立シタルモノ、如ク裝ヒ牝牛賣買ノ手附金トシテ該證書ノ金拾五圓ヲ増次郎ニ於テ直チニ貸主藤太郎ヨリ受取り與レヨト申入レ増次郎ヲ欺テ牝牛ヲ騙取スルノ手段ト爲シタルニ過キサレハ未タ以テ證書ノ偽造行使ト爲スヘカラス然ルニ原院カ之ヲ證書ノ偽造行使ナリト斷定シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ既ニ被告積一ハ保證人トシテ山幡七郎平ハ氏名ヲ偽書シ有合印ヲ捺捺シテ之ヲ佐藤増次郎ニ交付シ同入ヲシテ七郎平カ積一ノ債務ヲ保證シタリト信認セシメタル以上ハ即七郎平ノ保證書ヲ偽造行使シタルモノタルヲ免レサルニ依リ原院カ之ヲ證書ノ偽造行使トシテ處斷シタルハ違法ニアラス其其他幾々陳辯スル所アルモ要スルニ本件ノ事實ハ犯罪ヲ構成セス且ツ被告ハ之ニ加功セスト云フニ過キス然レトモ原判決ノ説明ニ據レハ被告カ本件ノ共犯者タルコト及ヒ證書偽造行使及ヒ詐欺取財ノ犯罪ヲ構成シタルコト判然タルニ依リ上告論旨ハ總テ適法ノ理由ナシトス

明治三十年一月二十二日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

- 裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬
 同 島田正章 同 昌谷千里
 同 木下哲三郎 同 柳田直平
 同 津村董

官林盜伐事件 明治三十年第一五一號
明治三十年一月二十二日宣告

判決要旨

辯護士に對する呼出狀の送達と其出頭との間二日の猶豫を存せずして
公判を開廷するを得ず

說明

刑事訴訟法第二百五十七條に控訴裁判所に於ては訴訟關係人に對し呼出狀を發したる後其裁判に取掛る可し呼出狀の送達と出頭との間少くとも二日の猶豫ある可しとあり茲に所謂訴訟關係人とは辯護士をも包含するものなるを以て呼出狀の送達と其出頭との間に二日の猶豫を存せずして公判を開廷するは此れ前掲法條を無視するものにして破毀の原因あるものとす

第一審 高知地方裁判所 第二審 大阪控訴院

公訴私訴上告人 伊藤伊勢松
藤原伊平
藤原榮治
伊藤榮治

私訴被上告人 小野田直家

右被告四名官林盜伐被告事件ニ付明治二十九年十二月十四日大阪控訴院ニ於テ言渡シタル

二十六年

公訴私訴ノ判決ニ服セス被告等ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

被告四名ノ上告趣意第二點ハ本件控訴ニ付原院カ辯護士餘江貞繼ニ對シ明治二十九年十二月十日午前七日呼出狀ヲ送達セシメ而シテ其翌十一日午前十時公判ヲ爲シタルハ刑事訴訟法第二百五十七條末項ニ違背シタル不法ノ裁判ナリト云フニ在リ依テ訴訟記録ヲ査閱スルニ被告等ノ撰出シタル辯護人餘江貞繼ハ公判開廷ノ呼出狀ヲ送達シタル明治二十九年十二月十日ニシテ公判ヲ開キタルハ同月十一日ナリ而シテ公判始末書ニ右辯護人ノ出廷シタルコト又ハ被告等ニ於テ其出廷ヲ要セサル旨申立タルコトノ記載ナシ刑事訴訟法第二百五十七條ノ訴訟關係人中ニハ辯護人ヲ包含スルヲ以テ同條第二項ノ規定ニ依リ辯護人ニ對スル呼出狀ノ送達ト其出頭トノ間少クとも二日ノ猶豫ヲ存セサルヘカラス然ルニ原院カ前掲ノ如ク同條第二百五十七條ノ規定ニ違背シテ公判ヲ爲シタルハ不法ニシテ原判決ハ破毀スヘキ原由アリトス既ニ此點ニ於テ破毀ノ原由アリト認メタルニ依リ他ノ上告論旨ニ對シテハ說明ヲ與ヘス

明治三十年一月二十二日大審第二刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長判事 栗塚省吾 判事 長谷川 喬

官林盜伐事件

三十一

三十

同 島田正章 同 昌谷千里
同 木下哲三郎 同 柳田直平
同 津村 董

無記名整理公債證書偽造行使事件 明治三十年第一八號
明治三十年二月五日判決

判決要旨

控訴院検事の職權を以て爲したる附帶控訴は大審院に於て右控訴院の判決を破毀し他の控訴院に移送しるる場合にありても其効力は依然として存有するものとす

説明

大審院の破毀により消滅するものは原控訴院の判決なり而して原控訴院検事か其職權を以て爲したる附帶控訴の効力に關しては何等の影響なきものとす故に移送せられたる控訴院検事は右附帶控訴を取消すことを得べきものにあらす

第一審 東京地方裁判所 第二審 名古屋控訴院

被告人

奥原廣義 武部孝太郎
島崎秀雄 藤崎一吉
進藤介

訴訟代理人 辯護士 富塚 玖馬
高木益太郎

右廣義樹吉孝太郎介一外四名ニ對スル無記名整理公債證書偽造行使秀雄外五名ニ對スル詐欺取財被告事件ニ付明治二十九年十二月十一日名古屋控訴院ニ於テ右被告五名ニ對シ言渡シタル判決ニ服セス被告等ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ辯護士富塚玖馬高木益太郎ノ辯論検事安居修藏ノ意見ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

被告廣義ノ上告趣意第一點ハ被告本案公債證書ノ偽造ニ毫モ關與シタルコトナキニ原院カ證據ナクシテ被告モ其共犯者ナリト判決シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ原判決ニハ被告カ其罪ヲ犯シタル事ヲ認定シタル證據ハ明示シアルヲ以テ本論旨ハ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定證據採擇ノ當否ヲ採難スルモノナルニ依リ上告ノ理由ト爲スヲ得ス」第二點ハ原判決證據列記ノ部ニ奥原ヨリ樹吉ニ宛タル書面秘密物件五十枚携帯スル云々トアル書面前畧十七日出立云々トアル書面ノ三通ヲ掲ケラレタレトモ右三通ノ内二通ハ被告ノ與知セサルモノニシテ奥原ヨリ樹吉ニ宛タル書面トアル一通ハ被告ヨリ差出シタルモノナルモ本件ニハ關係ナキモノナルニ此等ノ書面ヲ採テ斷罪ノ證據ト爲シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ證據ノ取捨ハ原院ノ職權ニ屬スルヲ以テ其當否ヲ論争シテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス」第三點ハ原院ニ於テ刑事訴訟法第二百五十七條ニ違背シ公判開廷ト被告ノ出廷トノ間二日ノ猶豫ヲ置カサリシハ違法ナリ此等ノ規定ハ裁判所ト被告トノ合意ニ依リ短縮スルヲ得ヘキモノニアラスト云フニ在レトモ該第二百五十七條ノ規定ハ被告ヲシテ辯論ノ準備ヲ

無記名整理公債證書偽造行使事件

爲サシムル爲メナレハ假令本件ニ付公判開廷ト被告出廷トノ間規定ノ猶豫アラサリシニモセヨ被告ニ於テ異議ナク辯論ヲ爲シタル上ハ其公判ハ有効ナルヲ以テ上告論旨ハ適法ノ理由ナシ』第四點前段ハ原院カ偽造ノ用ニ供シタリト認メラレタル銅版石版木版印刷器械ヲ示サス辯解ヲモ爲サシメサリシハ刑事訴訟法第百九十八條ニ違背シタル不法アリト云フニ在レトモ銅版木版等一切ノ證據物件ヲ被告ニ示シ辯解ヲ爲サシメタルコトハ公判始末書ニ明記スル所ナルヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシ』同第四點後段ハ公判ノ際被告ヨリ提出セシ所ノ新證據物ハ裁判長之ヲ一見シテ卓上ニ置キ終ニ陪席判事及ヒ檢察官ニモ示サスシテ返戻シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ公判始末書ヲ査閱スルニ押收シタル證據書類及物件取調ノ後被告ニ於テ提出ス可キ反證ナキ旨申立タルコトノ記載アリテ被告ヨリ證據ヲ提出シタルコトハ記載ナキニ依リ上告論旨ノ如キ事實アリタリト認ムルニ由ナシ』第五點ハ被告ハ原院ニ於テ犯罪ヲ加功セサル證據ヲ擧ケテ之ヲ疏明シ且ツ終始犯罪ニ關係ナキコトヲ供述シタルニ原院カ被告ノ供述ヲ採テ斷罪ノ資料ト爲シタルハ違法ナリト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル採證ノ當否ヲ批難スルモノナルヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス』第六點ハ原判決ニ被告カ樹吉ヨリ偽造公債證書十二枚ヲ受取り偽造タルノ情ヲ明カシテ之ヲ行使セシムル爲メ武田賢勵ニ渡シタリト認メラレタレトモ此ノ如キ事實アラサルコトハ武田賢勵ノ第一回豫審調書其他ノ反證ニ依リ明確ナルヲ以テ原判決ハ違法ナリト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定證據ノ取捨ヲ批難スルニ過キス』第七點ハ上告趣意第一點ヲ

敷衍シタルニ過キサルヲ以テ重キテ說明ヲ要セス』第八點ハ原院檢事ノ答辯ヲ反駁シタルモノナルヲ以テ是亦說明ヲ要セス』被告樹吉ノ上告趣意第一點ハ被告ハ本件ノ公債證書偽造行使ニ關與シタルコトナシ假リニ原判決ニ認定セラレタル如ク被告カ自ら製作スル能ハサルヨリ孝太郎等ヲ同意セシメテ公債證書ヲ偽造セシメタリトスレハ同人等ヨリ一旦之ヲ被告ニ於テ受取タル後ニアラサレハ被告ヨリ相被告廣義等へ交付スル能ハサル筈ナリ然ルニ其事實ヲ明示セシテ偽造ノ公債證書ヲ被告ヨリ廣義等へ交付シタリト認定セラレタルハ違法ナリト云フニ在レトモ原判決ニハ被告カ孝太郎等ト共謀シテ本件ノ公債證書ヲ偽造シタル事實ヲ説明シアルニ依リニ特ニ其偽造公債證書ヲ孝太郎等ヨリ被告へ交付シタル事實ヲ明示セサルモ事實ノ理由ヲ欠キタル判決ト謂フヘカラス』第二點ハ原判決ニ秘密物件五拾枚携帶云々トアル書面及ヒ前署十七日云々トアル書面ヲ證據トシテ有罪ノ判決ヲ下サレタレトモ該書面ハ何人へモ宛テタルモリニアラス且ツ表裏共種々ノ樂書アル反古紙ナルヲ以テ斷罪ノ證據ト爲スヘキモノニアラス又假リニ之ヲ證據ト爲シ得ヘシトスルモ被告ハ本件公債證書ノ偽造ニ加功シタルコトナキヲ以テ原判決ハ違法ナリト云フニ在レトモ右二通ノ書面ノ如キ私文書ハ假令樂書アリテ反古紙ニ等シキモノナリトモ之ヲ斷罪ノ資料ニ供スヘキモノト爲スト否トハ原院ノ職權タル證據ノ取捨ニ屬スルヲ以テ其當否ヲ論争シテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス其餘ノ論旨ハ事實ノ認定ヲ批難スルニ過キサルヲ以テ是亦上ノ理由トナスヘカラス』被告孝太郎ノ上告趣意ハ被告ハ本件公債證書ノ偽造ニ加功シタル

コトナキニ原判決ニ其共犯者ナリト認定セラレタルハ違法ナリト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルモノナルヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス』被告介一ノ上告趣意第一點ハ被告廣義ノ上告趣意第四點前段ト同一ナルヲ以テ上告ノ理由ナキコトハ前說明ニ依リ了解スヘキ』第二點ハ原院カ本件ニ付正犯從犯ヲ區別セズ被告ヲ相被告廣義樹吉等ト同刑ニ處シタルハ違法ナリ又刑法第四百四條ヲ明示セサルハ違法ナリト云フニ在レトモ原判決ハ被告介一ヲ正犯ト認メタルモノナレハ廣義樹吉等ト同刑ニ處シタルハ違法ニアラス又刑法ノ總則中第四百四條ノ如キハ特ニ之ヲ適用シタルコトヲ判決ニ明示セサルモ違法ニアラス』第三點ハ本件ハ明治二十七年七月十九日ノ起訴ニ係ルヲ以テ其起訴以前ニ於ケル同年七月十七日附ノ齋藤清吉ノ豫審調書ヲ斷罪ノ資料ニ供シタル原判決ハ違法ナリト云フニ在レトモ本件ノ犯罪者トシテ起訴シタル武田賢勵元良樂藏ニ對スル起訴ノ日附ハ明治二十七年七月七日ナルヲ以テ齋藤清吉ノ豫審調書ヲ本件ノ證人調書トシテ採用シタルハ違法ニアラス』擴張論旨第一點ハ被告廣義ノ上告趣意第三點ト同一ナルヲ以テ重子ヲ說明ヲ要セス』第二點ハ被告ハ本件ノ偽造公債證書ヲ行使シタルコトナキノミナラス之ヲ偽造シタルコトアラサレニ原院カ被告ヲ共犯者ナリト判決シタルハ違法ナリト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ批難スルニ過キス』第三點前段ハ神奈川縣青木町内海幾次郎ハ偽造物ヲ交付シタリトノ原院檢事ノ起訴ニ係ル點ニ對シ何等ノ判決ヲ與ヘサルハ違法ナリト云フニ在レトモ第二審裁判所檢事ハ斯ノ如キ起訴ヲ爲スヘキモノニア

ラヌ且實際其起訴ヲ爲シタル事跡ナキヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシ』同第二點後段ハ本件ノ偽造公債證書七十八枚ノ内十二枚ハ辨吉ヨリ廣義ニ交付シタリト認メラレタルモ其殘額六十六枚ニ付何等ノ說明ナキハ違法ナリト云フニ在レトモ被告等ノ偽造シタル公債證書七十八枚ノ内行使シタル殘餘ヲ如何ニ爲シタルヤハ犯罪構成ニ關係ナキヲ以テ原判決ニ其顛末ヲ說明セサルハ違法ニアラス』第四點ハ原院檢事長ノ答辯ヲ反駁シタルニ過キサルヲ以テ說明ヲ要セス』擴張論旨ハ上告趣意第三點ヲ敷衍シタルニ過キサルヲ以テ重子ヲ說明ヲ要セス』被告秀雄ノ上告趣意第一點ハ東京控訴院檢事ノ附帶控訴ハ被告ノ刑期ハ輕キニ失スルヲ以テ重禁錮三年ニ處セラレタシト云フニ止リ附加刑ノ點ニ及ハス然ルニ原判決ニ罰金及ヒ監視ヲ増加シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ原院ニ於テ第一審ノ刑期ヲ輕キニ失スルト爲ス檢事ノ附帶控訴ヲ相當ト認メテ第一審判決ヲ取消シタル以上ハ假令附帶控訴ノ論旨中ニ附加刑ノ點ヲ明言セサルモ原院ニ於テ更ニ量定シタル主刑ニ相當スル附加刑ヲ科シタルハ違法ニアラス』第二點ハ原判決ニ被告秀雄ノ控訴ヲ理由アリト認メタルノミニテ其理由ヲ明示セサルハ違法ナリト云フニ在レトモ被告ノ控訴ヲ正當ナリトシテ第一審判決ヲ取消スニ付テハ其正當ナル理由ヲ明示セサルモ被告ニ對シ不利益ナルコトナキノミナラス原判決ノ說明ニ依リ其理由ハ認メ得ヘキヲ以テ上告論旨ハ理由ナシ』第三點ハ高畑傳藏ハ當初豫審ニ於テ證人トシテ取調ヲ受ケタルモ其後本件ノ被告トシテ關席判決ヲ受ケ確定シタル事實ハ一件記録ニ依リ明カナリ然ルニ同人ノ證人トシテ訊問ヲ受ケタル豫審無記者整理公債證書偽造行使事件

調書ヲ被告ニ對スル斷罪ノ證據ニ供セラレタルハ違法ナリト云フニ在レドモ高畑傳藏ハ未
 タ被告トナラサル以前證人トシテ適法ノ訊問ヲ受ケタルモノナレハ其調書ハ證人ノ訊問調
 書タル効力ヲ失ハサルヲ以テ原院カ之ヲ斷罪ノ證據ト爲シタルハ違法ニアラス』第四點ハ
 原判決ノ理由ニハ第一審判決ノ全部ヲ取消スヘキモノト説明セラレナカラ主文ニ控訴ニ係
 ル部分ヲ取消スト判決セラレタルハ前後理由ニ齟齬アル不法ノ裁判ナリト云フニ在レドモ
 原判決ノ理由ニハ檢事ノ附帶控訴及ヒ被告ノ控訴ヲ理由アリト説明シタルノミニテ原判決
 ノ全部ヲ取消スヘキモノナリトノ説明ハ之レアルコトナシ而シテ主文ニ控訴ニ係ル部分ヲ
 取消ストアルハ即第一審一判決中控訴セサル被告等ニ對スル部分ヲ除キ控訴シタル被告等ニ
 對スル部分ヲ取消シタルモノナルコトハ其文詞上判然タルヲ以テ原判決ハ上告論旨ノ如キ
 違法アルコトナシ』第五點ハ原判決ニ被告ニ詐欺取財ノ罪アリト斷定シナカラ欺罔若クハ
 恐喝ノ手段ヲ用ヒタルコトヲ明示セサルハ違法ナリト云フニ在レドモ被告カ欺罔ノ手段ニ
 依リ詐欺取財ヲ爲シタル事實ハ原判決ノ説明ニ依リ明瞭ナルヲ以テ上告論旨ハ理由ナシ』
 第六點ハ前第五點ノ論旨ヲ敷衍シタルニ過キサルヲ以テ重テテ説明ヲ要セス』擴張書第一
 點ハ被告ノ犯罪ハ輕罪ナルニ重罪ノ手續ナル公判下調ヲ爲シタルハ違法ナリト云フニ在レ
 ドモ假令原院ニ於テ輕罪ニ付公判下調ノ手續ヲ爲シタルコトアリトスルモ是レ其手續ノ鄭
 重ニ過キタルノミ之ガ爲メ原判決ヲ違法トナスヘキモノニアラサルノミナラス原院ニ於テ
 被告秀雄ニ對シテ下調ヲ爲シタル事跡ナキヲ以テ上告論旨ハ理由ナシ』第二點ハ前第一點ノ
 三十四

外猶原院ニ於テ被告秀雄ノ輕罪事件ニ付重罪公判ノ手續ヲ以テ取調ヲ爲シタル違法アリ即
 チ公判ヲ開廷スルニ當リ裁判長ハ宣言シテ曰ク今日ハ公債證書偽造行使ノ事件ニ付裁判ヲ
 開クト而シテ被告ノ詐欺取財事件ニ付テハ公判ヲ開クコトヲ告ケス又公判ノ呼出狀ニモ無
 記名公債證書偽造被告事件云々トアルノミナリト云フニ在レドモ假令上告論旨ノ如キ事實
 アリトスルモ被告ニ於テ本案ノ辯論ヲ爲シ判決ヲ受ケタル上ハ固ヨリ不服ヲ唱フヘキ
 コトニアラサルノミナラス裁判長ノ宣言及呼出狀ニハ右ノ如ク遺脱又ハ錯誤アルコトナ
 シ』第三點ハ被告廣義ノ上告趣意第三點ト同一ナルヲ以テ重テテ説明ヲ要セス』第四點
 ハ東京控訴院檢事ハ附帶控訴ヲ爲シタルモ原院檢事ハ附帶控訴ヲ爲ササル旨明言セ
 リ檢事ハ分身一體ナルヲ以テ檢事ニシテ前後二様ノ論告ヲ爲スヲ得ス故ニ東京控訴院檢
 事ノ前ニ爲シタル附帶控訴ハ原院檢事ノ後ノ申立ニ依リ取消タルモノト爲サルヘカラス然
 ルニ原院カ其附帶控訴ハ猶存續スルモノトシテ判決シタルハ違法ナリト云フニ在レドモ
 控訴院檢事カ其職權ヲ以テ爲シタル附帶控訴ハ他ノ控訴院檢事ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得
 ヘキモノニアラス且實際原院檢事ハ東京控訴院檢事ノ附帶控訴ヲ取消シタル事跡ナシ』第
 五點ハ原院カ被告ノ合意アリトテ斷罪ノ資料ニ供シタル證據書類ノ朗讀ヲ省略シタルハ違
 法ナリト云フニ在レドモ被告ニ於テ其書類ヲ熟知スルカ故ニ之ニ對スル辯解若クハ反證提
 出ニ差支ナシトシテ其朗讀省略ニ同意シタル上ハ之ヲ省略シタルハ違法ニアラス』第六點
 ハ原判決ノ理由ニ無記名整理公債證書七十八枚偽造シタルコトヲ認メナカラ主文ニ於テ三
 無記名整理公債證書偽造行使事件
 三十九

十八枚没収スト判決シタルノミニテ其餘ノ四十枚ニ付何等ノ判決ナキハ違法ナリト云フニ在レトモ其殘餘ニ付キ没収ノ判決ヲ爲ササルヲ論争スルハ被告ノ不利益ナル論旨ニ歸シ又違附ノ言渡ハ判決ト當時ニ言渡スヲ要セサルヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシ』第七點ハ被告廣義ノ上告趣意第四點ト同一ナルヲ以テ重テ説明ヲ要セス』第八點ハ原院カ没収ノ判決ヲ爲シタル物件ヲ法廷ニ於テ逐一被告ニ示サリシハ違法ナリト云フニ在レトモ没収スヘキ物件ハ證據物件ト異ナリ書面等ニ依リ其存在ノ確實ナルモノ又ハ法廷ニ提出セシムルヲ得サルモノハ必スシモ之ヲ法廷ニ於テ被告ニ示スヲ要セス故ニ假令本案ノ没収物件中被告ニ示サリシモノアリトスルモ之ヲ以テ原判決ヲ違法ナリト謂フヲ得ス』辯護士富塚玖馬ノ擴張第一點ハ被告廣義ニ對スル判決ノ理由ニ偽造ノ公債證書ヲ行使シタル事實ヲ明示シタルノミニテ之ヲ偽造シタル理由ヲ明示セサルハ違法ナリト云フニ在レトモ被告廣義カ相被告等ト共謀シテ公債證書ヲ偽造セシメタル事實ハ原判決ノ説明ニ依リ明瞭ナリ』第二點ニ原判決主文ニハ被告等カ各自公債證書偽造行使ノ行爲アリタルカ如ク記載シ事實ノ理由ニハ被告等共同シテ其罪ヲ犯シタルカ如ク説明セラレタルハ理由齟齬ノ違法アリト云フニ在レトモ共同シテ公債證書ヲ偽造行使シタルハ即各自ニ其罪ヲ犯シタルモノナルコト勿論ナルヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシ』辯護士高木益太郎ノ辯明第一點ハ被告孝太郎島崎秀雄ニ對シ身分上ノ關係ヲ取札サスシテ訊問シタル證人齊藤清吉ノ豫審調書ヲ被告等ニ對スル斷罪ノ證據ト爲シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ證人齊藤清吉ハ本件ノ起訴後被告兩名ノ

未タ被告トナラサレ以前ニ訊問ヲ受ケタルモノナレハ被告兩名ニ對シ身分上ノ關係ヲ取調ヘサリシハ當然ニシテ之ヲ本件ノ證人調書ト爲シ斷罪ノ證據ト爲シタルハ違法ニアラス』第二點ハ本件ハ偽造ノ公債證書行使ノ所爲ヲ罰シタルモノニシテ其偽造ノ所爲ハ犯罪構成ノ事實ニアラス然ルニ偽造ノ用ニ供シタル銅版木版印刷器械等ヲ犯罪ノ用ニ供シタルモノトシテ没収シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ公債證書ヲ偽造スル所爲ハ即公債證書偽造行使罪ヲ構成スル要件ナルヲ以テ其偽造ノ用ニ供シタル物件ヲ没収シタルハ違法ニアラス第三點ハ被告秀雄ノ上告趣意第三點ト同一ナルヲ以テ重テ説明ヲ與ヘス右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年二月五日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

- 裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬
- 同 島田正章 同 昌谷千里
- 同 木下哲三郎 同 柳田直平
- 同 津村董

私印私書偽造行使詐欺取財事件

明治三十年第六七號
明治三十年二月十五日判決

判決要旨

公訴に附帶せる私訴を審判するに當り檢事の立會なきは違法なり

說明

私印私書偽造行使詐欺取財事件

公訴に附帯せる私訴の審判は實に公判の一部なり而して公判に檢事の立會を要すべきことは刑事訴訟法第七十六條の規定する所とす故に此の規定に違背して附帯私訴を審理するときは判決裁判所を構成せざるものあるを以て之を違法とせざるべからず

第一審 靜岡地方裁判所 第二審 東京控訴院

被告人 織田 期作 訴訟代理人 辯護士 宮古啓三郎

右私印私書偽造行使詐欺取財被告事件ニ付明治二十九年十一月二十五日東京控訴院ニ於テ公訴私訴ノ判決ニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シタリ仍テ本院ハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

上告趣旨ノ第一點ハ本件ノ犯罪ニ付被告カ共犯トシテ處罰セラレタル證據ハ相被告吉田類助ノ陳述ヲ除クノ外毫無アルコトナシ然ルニ同人ハ被告ニ怨恨ヲ懷クモノニシテ其陳述ハ證據ト爲ルヘキモノニアラサルニ付其事實ヲ證明センカ爲メ高瀬悅良ノ陳問ヲ請求セシニ何等ノ決定モ與ヘラレヌ漫然公判ヲ終了セラレシハ不法ナリト云フニ在レトモ原告公判始末書ヲ査閱スルニ被告カ之ヲ申請シタル事蹟ノ見ルヘキナケレハ右論旨ハ謂レナキノ上告ナリトス一其第二ハ原院ハ被告ニ對シ共犯者吉田類助ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡サレタルニモ拘ハラス其重キ事實ノ理由ヲ明示セラレサルハ不法ナリト云フニ在レトモ刑ノ輕重ヲ量定スルハ一ニ原承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ判文中特ニ其理由ヲ明示スルノ要ナキモノト

三十八

ス一其第二ハ被告等カ彫刻シタリトイフ高瀬若クハ牧太郎章トイフ印章ノ如キハ高瀬牧太郎ニ於テ實際使用シ居ル印章ナルヤ否ヤノ事實ヲ明示セサルハ理由不備ノ判決ナリト云フニ在レトモ原告文ニ於テ被告カ高瀬牧太郎ノ印章ヲ偽造シテ文書ヲ作爲シ以テ詐欺取財ノ用ニ供シタル事實ヲ認メアル上ハ牧太郎カ之ト同一ノ印章ヲ使用シ居ルト否ヤトヲ說示スルノ要ナケレハ本論旨モ亦タ相立ス

辯護士宮古啓三郎擴張辯明書ノ第一ハ凡ソ株式會社ハ一ノ無形人ナルヲ以テ會社ヲ代表スル資格ヲ有スルモノヲ欺罔騙取スルニ非シハ詐欺取財ハ成立スルコトナカルヘシ然ルニ本件被告人ハ富士精業會社ヲ欺キ金六百圓ヲ騙取シタルモノトシテ處斷セラレタルニモ不拘原告文ニハ單ニ社員志田長次郎和田慶十郎ニ而會ノ上云々トアリ而シテ其所謂社員ハ果シテ會社ヲ代表スルノ資格アルヤ否ヤヲ明示セシレ即犯罪成立ニ必要ナル條件ノ明示ヲ欠ケル違法ノ判決ナリト云フニ在レトモ原告文ヲ査閱スルニ本件ハ被告カ社員ヲ欺罔シ以テ會社ノ代表者ヲ錯誤ニ陥ラシメ遂ニ騙取ノ目的ヲ達ケタルモノナレハ被告ニ欺罔騙取セラレタルモノハ即チ會社ノ代表者ニ外ナラサレハ右論旨ハ上告ノ理由ト爲スヲ得ス一其第二ハ原告文ニハ加藤定太郎届書ナルモノヲ斷罪ノ資料ト爲シアルモノ一件書翰中唯タ富士精業株式會社取締役兼支配人加藤定太郎ノ届書ナルモノアルモ加藤定太郎一己ノ届ナルモノナシ然レハ則結局原判決ハ架空ノ證據物ヲ斷罪ノ資料ニ供シタル違法ノ判決タルヲ免カレスト云フニ在レトモ其届書ナルモノハ肩書ノ有無ニ拘ハラス均ク加藤定太郎ノ届書ニ外ナラ

私印私書偽造行使詐欺取財事件

四十三

サレハ其肩書ヲ畧シ單ニ加藤定太郎ノ肩書トシテ之ヲ證據列記ノ部ニ掲ケシモ素ヨリ違法ト云フヘキモノニアラス」其第三ハ原院ニ於テ被告并ニ辯護人ニ於テ公判ノ延期ヲ請求シタルニ裁判長ハ他ノ陪席判事ト合議セシテ一己ノ獨斷ヲ以テ延期ヲ許可セサル旨告知シ本案ノ取調ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ原公判始末書ヲ査閱スルニ裁判長ハ延期ヲ許可セサル旨告知ストアルノミニシテ之ヲ陪席判事ニ合議セシテ果シテ一己ノ獨斷ニ出ラシモノト見ルヘキモノナシ如斯場合ハ適式ニ合議ヲ遂ケタルモノト認ムヘキヲ相當ナリトス故ニ右論旨モ相立タス

同辯護人私訴ニ付テノ辯明書ノ要旨ハ原院ハ第一審裁判ヲ認可シ被告ノ控訴ヲ棄却セラレシカ第一審公判始末書ヲ査閱スルニ「裁判長ハ私訴ニ付取調フル旨ヲ告クルヤ檢事ハ退廷シタリ」トアリテ私訴ノ審理ニ檢事ノ立會ナキヤ明カナリ抑モ刑事ノ裁判構成上檢事ノ立會アルヲ要スルハ勿論ニシテ私訴ハ公訴ニ附帶シテ刑事公判ニ於テ取調フヘキモノナレハ私訴ヲ取調フヘキ場合ニ於テモ亦タ檢事ノ立會居ルヘキコトハ法律上疑ヲ容レヌ然ルニ第一審裁判ハ檢事ノ不在ナル所ニ於テ刑事ノ公判ヲ構成シ私訴ノ審理ヲ爲シタルモノナレハ全ク其ノ手續ヲ誤リ其私訴ノ裁判タルヤ法律上無効ナラサルヲ得ス然ルニ原院カ之ヲ認可シタルハ違法ノ裁決ナリト云フニ在リ依テ按スルニ第一審ニ於テ私訴ノ取調ヘテ爲スニ當リ檢事カ退廷シタルコトハ裁セテ原公判始末書ニ明ラカニシテ第一審カ檢事ノ立會ナクシテ私訴ノ審理ヲ終了シタルコトハ上告論旨ノ如シ抑公訴ニ附帶スル私訴ハ即チ公判

ハ一部ナレハ之ヲ審理スルニ當リ裁判所ノ構成上ニ於テ刑事ノ公判ト同一ニシテヘキコトハ勿論ニシテ公判ニ檢事ノ立會ヲ要スヘキコトハ刑事訴訟法第七十六條ノ規定スル處ナリトス既ニ然レハ第一審ノ私訴審理ノ規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサルモノニシテ原院ハ當然該判決ヲ取消スヘキモノナレバ之ヲ原判決ニ出ス第一審判決ヲ認可シタルハ不法ナルヲ免カレスシテ上告論旨ハ其理由アルモノトス既ニ此點ニ於テ破毀スヘキモノト認ムル上ハ其他ノ論旨ニ對シ説明ヲ與ヘ

右ノ理由ニ付公訴ノ上告ニ付テハ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ之ヲ棄却シ私訴上告ニ付テハ同法第二百八十六條第二百九十條ニ從ヒ原判決ヲ破毀シ更ニ審判ヲ爲サシムル爲メ本件ヲ名古屋控訴院民事部ニ移付ス

明治三十年二月十五日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長 判事 原田 種 成 判事 寛 元 忠

同 永井岩之丞 同 川 目 亨 二

同 龜山 貞 義 同 伊 藤 悌 治

同 十 時 三 郎

委托金拐帶事件 明治三十年第一三號〇 明治三十年二月十六日判決

判決要旨

刑法第三百九十五條後段に於ける拐帶犯は拐帶の當時直に犯罪成立す

委托金拐帶事件

るものにして其財物を費消すると否とは該犯罪の構成原素にあらざるなり

説 明

刑法第三百九十五條前段に曰く受寄の財物借用物又は典物其他委託を受けたる金額物件を費消したる者は云々と此れ純然たる委託物費消罪の規定なるを以て費消の行爲は犯罪の構成要件ありと雖其後段即ち若し騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者は云々の規定法意たるや敢て費消の行爲を以て犯罪條件としたるものにあらず既に委託を受けたる物件に對し騙取拐帶其他詐欺の所爲あるときは犯罪直ちに成立するものにして財物の費消と否とは其間ふ處にあらざるあり此れ刑法第三百九十五條を解釋する者の注意せざるへからざる所とす

第一審 秋田地方裁判所 第二審 宮城控訴院

被 告 人 寺田吉五郎

明治二十九年十二月十七日宮城控訴院ニ於テ右吉五郎ニ對スル委託金拐帶被事件ノ控訴ヲ審理シ本件控訴ハ之ヲ棄却スト言渡タル判決ヲ不當トシ被告ハ上告ヲ爲シ原院檢事ハ答辯書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審理スル處
上告趣意書及辯護士辯明書第一點ハ原判決ヲ閱スルニ「被告吉五郎ハ渡邊喜七郎ト共同シ

被告一名ノ名義ヲ以テ明治二十九年四月二日秋田縣尋常師範學校生徒用ノ冬服其他ノ調製方ノ請負ヲ爲シ其資金及物品ノ全部ハ喜七郎ニ於テ供給シ云々ト掲ケアリ今此事實ヨリシテ視レハ右請負事業ハ全ク被告ト渡邊喜七郎トノ間ニ匿名組合ノ關係ヲ生シタルモノト云ハサルヘカラス即渡邊喜七郎ハ匿名組合員ノ地位ニ在ルモノニシテ其供給シタル出資ハ被告ノ所有ニ移リタルモノナレハ(商法第二百六十八條ヲ援用ス)本請負事業ニ關スル全權ハ被告ノ掌握スル處タリ隨テ右請負代金等ヲ請取り之ヲ隨意ニ處分スルモ毫モ批難スヘキモノニアラス要スルニ右請負代金ニ對シテ喜七郎ノ請求スヘキモノハ全ク民事上ノ關係ニ止マリ決シテ刑法上ノ制裁ヲ蒙ルヘキ性質ノモノニアラサルコトハ原院ニ於テ立會檢事ノ論告アリタル如シ然ルニ原院カ上告人ノ所爲ニ對シ委託金拐帶ナリトシテ刑法第三百九十五條末段第三百九十條第一項第三百九十四條ヲ適用シタルハ不法ノ裁判ナリ(明治十九年古川彦兵衛上告事件辯明參照)トスト云フニ在レトモ原判決ハ其判文ニ明示スル如ク本件ハ秋田縣尋常師範學校ニ對シテハ被告一人ノ請負名義ナルモ其實渡邊喜七郎ト共同シタル事實ニシテ被告ハ其請負物品ノ調製方ヲ擔任シ資金及物品ノ全部ハ喜七郎ヨリ供給シタルモノニシテ從テ其請負事業ニ依リ得タル代金ハ兩人共有ノモノト認メタルニアリテ喜一郎カ供給シタル物件ノ所有權ハ之ヲ被告ノミニ移シタルモノト爲シタルニアラサルヲ以テ商法第二百六十八條トハ其場合ヲ異ニス」又上告論旨ニ援用セル本院ノ判決ハ原判決ノ前段ハ所有權ヲ移轉セシメタルモノト爲シタルカ如ク後段ハ移轉セシメタルモノニアラスト爲

委託金拐帶事件

シタル如ク前後理由ニ齟齬アル不法ノ判決ナリト云フ在リ然ルニ本件ハ前ニ説明スル如ク初メヨリ所有權ノ移轉ヲ認メタルコトナキヲ以テ探テ本上告ニ採用スルヲ得ス故ニ原院カ認メタル事實ニ對シ適用シタル法條ハ相當ニシテ上告ハ理由ナシトス「同辯明書第二點ハ假リニ上告人ニ拐帶ノ所爲アリトスルモ原判決ハ不法ノモノタルヲ免レス何トナレハ原判決書中「前略」右金ハ被告ト喜七郎ト兩人ノ共有ニシテ云々」トアルヲ見レハ右金員ニ對シテハ被告ノ所有部分ヲ包含スルコト明ナリ然ルニ其後段ニ至リ「右金全部ヲ拐帶シ云々」トアリテ即原判決ハ被告所有部分ニ對シテ拐帶ノ所爲アルモノト認メタルモノ、如シ然レトモ自己ノ所有物ニ對シ拐帶罪ハ成立スヘキモノニアラス結局事實理由齟齬アル不法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ判決文後段ニ被告ハ獨リ自カラ之ヲ私セントノ惡意ヲ生シ右金全部ヲ拐帶逃走シ云々トアルハ其意右金員ハ被告人ノ所有ノミニアラスシテ喜七郎ニ屬スル部分モ其中ニ在ルモノナルニ其全部ヲ携ヘテ逃走シ即喜七郎ノ所有ニ係ルノ金員迄ヲ携ヘ逃走シテ拐帶罪ヲ犯シタルモノト爲スニ在ルコトハ判決文上自カ明カニシテ其全部ニ付キ拐帶罪ヲ構成スルモノト爲シタルニアラスアルヲ以テ原判決ハ上告論旨ノ如ク不法アルモノニアラス」同第三點ハ刑法第三百九十五條ヲ適用スルニハ其前段ノ場合ト後段トヲ論ゼス必ス受寄ノ財物ヲ費消シタルヲ要ス是實ニ同條ノ成文ニ依リ疑クヘカラサルコトナリ然ルニ原判決ハ此要件ノ存在ヲ明示セズシテ輒ク被告ニ同條ヲ當行シタルハ適法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ同條後段ノ犯罪ニ付テハ騙取拐帶等ノ當時直ニ犯罪ヲ成立スルモノト爲

スハキハ犯罪ノ性質上然ルモノニシテ法文上亦之ニ反スル意義アルコトナレ故ニ現ニ其財物ヲ費消シタルヲ否ヤノ事實ハ本件犯罪構成ニ影響ナキコトナルヲ以テ原院カ之ヲ說示セサルモ理由不備ニアラストス因テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年二月十六日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬
 同 島田正章 同 昌谷千里
 同 木下哲三郎 同 柳田直平
 同 津村 董



詐欺取財事件 明治三十年第一〇五號 明治三十年二月十八日判決

判決要旨

被害者の文盲なるを奇貨とし地所賣渡證書を作成し詭辯を以て調印せしめたるの所爲は證書騙取罪にあらずして私印盜捺及私書偽造罪あり

說明

被害者の文盲なるを奇貨として地所賣渡證書を作製したる所爲は此れ即

詐欺取財事件

ら真正ならざる文書の作製なるを以て私文書の偽造なりと云應さるべからず而して詭辯を以て調印せしめたる所爲は此れ即ち權利を侵して他人の印章を押捺したる所爲なるを以て私印盗捺なりとせざるべからず私印盗用私書偽造の罪は行使によりて犯罪成立すべきものなるを以て行使の所爲ありたるや否やを掲げざる判決は不法とす證書騙取罪とは財産權に關する既成の證書を騙取せる行爲にして本件に於けるか如き場合を云ふものにあらざるとす茲に附言す

第一審 長野地方裁判所松本支部

第二審 東京控訴院



被告人 原清助 水野安太郎

訴訟代理人辯護士 岡崎正也

右詐欺取財被告事件ノ控訴ニ付明治二十九年十二月二十一日東京控訴院ニ於テ審理ノ末原判決中被告ノ有罪ノ部分ハ之ヲ取消ス被告清助ヲ重罰禁三年罰金二十圓監視六月ニ處ス被告安太郎ヲ重罰禁二年罰金拾圓監視六月ニ處ス押収ノ地所賣渡證書一通ハ官ニ沒收シ其他ノ書類ハ各差出人ニ還付ス公訴裁判費用ハ被告三名ハ被告兩名及ヒ原院ニ於ケル共同被告平田晋吉ノ連帶負擔トス被告三名ノ控訴ハ各之ヲ棄却スト言渡シタル判決ニ對シ被告兩名ハ上告ヲ爲シタリ
大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

三十九

被告清助ハ上告趣意書ノ要旨ハ原院ハ寸毫モ取ル可キ證ナキニ事實ノ認定ノミヲ以テ判決ヲ與ヘシヤルルハ不法ナリト云フニ在リテ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ外ナラザレハ上告適法ノ理由ト爲ラス
被告安太郎ハ上告趣意書ノ要旨ハ原院ハ被告清助ト共謀シ金額百四十圓並ニ金額二百六十圓ノ證書ヲ丑太郎ヨリ騙取シタルハ證據充分ナリト判決シタルハ不當ナリト云フニ在リテ事實認定ノ非難ニ過キザレハ上告適法ノ理由ト爲ラス

其上告趣意追加書ノ要旨第一點ハ原院ハ被告ト清助ノ共犯事件ト晋吉ノ共犯事件ノ存在ヲ認定シ而シテ被告ト晋吉トノ間ニハ共犯ノ關係ナキコトヲ確認セリ左レハ被告ト晋吉ト連帶シテ裁判費用ヲ負擔スルノ義務ナキヤ明ナルニ本件ノ裁判費用ハ被告三名ノ連帶負擔トスト判決シタルハ不法ナリト云フニ在リ因テ審按スルニ原判決第三項ノ犯罪ニ付テハ被告ノ之ニ關係セザルコトハ本論旨ノ如クナルモ該犯罪ノ被害者ハ原判決第一項第二項ノ犯罪ニ於ケル被害者ト同一ニシテ其各犯罪ノ間密着ノ關係アリ隨テ豫審ニ於ケル證人參考人等ハ孰レモ右三箇ノ犯罪即チ本案被告事件全體ニ付キ陳述ヲ爲シ一モ第三項ノ犯罪ニ付テノ陳述ヲ爲シタルモノナシ左レハ本件ノ裁判費用ハ被告事件全體即チ換言スレバ被告三名ノ爲メニ要シタルモノニシテ特ニ被告清助晋吉共犯事件ノ爲メニ要シタル費用ナルモノナシトス故ニ原判決ニ於テ被告三名ノ爲メニ要シタル裁判費用ノ連帶負擔ヲ被告三名ニ命ジタルハ相當ニシテ違法ニ非ス」同第二點ハ原判決ニ數罪俱發ナルニ付同第百條ニ基キ

詐欺取財事件

五十一

云々トナルモ其何項ニ依リシヤヲ明示セサルハ不法ナリト云フニ在レトモ本件ハ數箇ノ輕罪俱發ニ係ルヲ以テ刑法第百條中輕罪ニ關スル規定ヲ適用シタルモノナルコト勿論ナレハ本論旨モ相立タス

其上述趣意擴張書ノ第一點第二點ハ共ニ原判決第三項ノ犯罪ニ關スル擬律ヲ非難スルモノニシテ右ハ被告ニ關係ナキ事項ニ屬スルヲ以テ假令原判決ニ不當ノ廉アルモ被告ニ於テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

被告兩名辯護人岡崎正也カ上述趣意擴張ノ要旨第一點ハ原判文ノ事實ハ被告等兩名ハ丑太郎カ中村富太郎方ニテ賭博ニ負ケ差出シ置キタル數通ノ證書ヲ片付遣スヘキ旨申込ミ右見積トシテ二百六十圓ノ證書ヲ受取リタリト云フニ外ナラス而シテ被告清助カ丑太郎ノ爲メ同人カ賭博ノ負ニ對シ差出シタル證書ノ負債ヲ片付ケタリトノ事ハ丑太郎ニ於テ認メテ爭ハサル處ナルノミナラス賭博ニ關係セシ證人ノ證言ニ依ルモ爭ナキ所ノ事實ナリトス依テ原判文ノ事實ハ何カ故ニ證書騙取罪ヲ構成スヘキモノナリヤ即チ被告等ハ如何ナル點ニ於テ被害者ヲ錯誤ニ陥シシメタルモノナルヤ又如何ナル點ニ於テ不當ニ利得ヲ得タルモノナルヤ毫モ之ヲ知ルニ由ナク原判決ハ事實理由不備ノ瑕瑾ヲ免レサルモノナリト云フニ在レトモ被告等カ丑太郎ニ代リ同人カ賭博上ノ負債ヲ片付タリトノ事實ハ原判決ノ認メサル所ニシテ原判決ニ依リハ右負債ヲ片付ケ遣ス云々ノ詐言ヲ以テ丑太郎ヲ欺罔シ同人等ハ被告清助宛以借用金證書ヲ騙取シタルノ事實明瞭ニシテ毫モ理由ニ不備アルヲ見ス要スルニ本

論旨ハ原判決認定以外ノ事實ヲ提出シテ以テ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キ又適法上告ノ理由ナシ

同第三點ハ原判決第三項ノ事實ハ被告清助音吉等ハ丑太郎ニ於テ己ニ清助ニ交付シ置キタル二通ノ證書ノ内第一項ノ證書返戻ヲ求メタルモ清助之ニ應セス右二通ノ證書ハ何レモ登記シアリテ動かカス可カラサルニ付事口右抵當地所ヲ賣渡スヘキ事ニ更メ賣渡證書ヲ差入ルヘキ旨同人ニ申聞ケタル處同人ハ之ニ應セス其末同人父孫六ヨリ右賣渡證書ヲ交付セシメタリト云フニ外ナラス即チ己ニ騙取シタル二通ノ證書ヲ取消シ更ニ抵當地所賣渡ノ手續ヲナサシメタルモノニシテ證書騙取罪ノ結果ニ過キサルニ別罪ヲ構成スヘキモノト判決セラレタルハ不法ナリ又原判文ニ「被告清助音吉ハ詭辯ヲ設ケテ孫六ヲ騙着シ遂ニ同人ヲシテ先キニ被告音吉カ丑太郎ニ申込ミタル如ク爲スコトニ承諾セシメ云々」ト判示セラレタルノミニシテ右詭辯ヲ設ケ騙着シトハ如何ナル事實方法ニ於テ錯誤ニ陥ラシメタルモノナルヤ之ヲ知ルニ由ナシ即チ詐欺ノ事實ニ付キ理由不備ノ缺點ヲ免レサルモノナリト云ヒ」同第三點ハ右賣渡證書ニ付テハ丑太郎ハ孫六ニ其作成ヲ委任シタル事實ナク右證書ノ成立ニ付テハ丑太郎ニ於テ毫モ關係ナキモノトス左レハ被害者ノ關知セサル證書ヲ作成シ第三者ヲシテ被害者ノ承諾ナク其實印ヲ押捺セシメタリトテ之カ爲メ證書騙取罪ヲ構成スヘキ筋合ナシ原判決ハ此點ニ於テ擬律ノ錯誤アリト云フニ在リ因テ審按スルニ原判決ノ認定ニ依リハ「被告清助音吉ハ詭辯ヲ設ケテ丑太郎父孫六ヲ騙着シ先キニ丑太郎カ合計金四百圓借

詐欺取財事件

用ハ抵當ト爲シタル地所ヲ五ヶ年ニ買戻シハ契約ヲ以テ賣渡スニ付テ承諾セシムルハ而シテ六六六支店ナラバ寄貨トシ賣主トシ太郎保證人孫六ヨリ被告清助ニ宛タル地所卅二筆代金六百五十圓ノ賣買證書ニ調印セシメ該證書ヲ騙取シタリト云フニ在リテ丑太郎カ右地所賣買ノ事ヲ承諾シ又其事ヲ父孫六ニ委任シタル事實ナキノミナラス孫六ハ亦被告清助等ニ誤ラレ意外ナル六百五十圓ノ證書ニ調印シ之ヲ交付スルニ至リタル事實ナレハ被告清助等ノ所爲ハ證書騙取罪ニ非スシテ私印盜捺私書偽造ノ二所爲アルモノトス然ルニ原判決ハ之ヲ證書騙取罪ニ問擬シタルカ故ニ該證書交付後被告清助等ニ於テ之ヲ使用シタルヤ否ヤノ事實ヲ判示セザルヲ以テ果シテ私印盜用私書偽造ノ罪成立スルヤ否ヤヲ斷定スルコト能ハス即チ原判決ハ擬律錯誤ハ不法アリ被告清助ニ關スル部分ハ數罪俱發ノ關係アルヲ以テ全部共破毀ヲ免カレサルモ事實ノ理由不備ニシテ本院ニ於テ直チニ判決ヲ與フルニ由ナキモノトス兎ニ角此點ニ於テ破毀ノ理由ヲ認ムル上ハ第二點ノ論旨ニ對シ説明ヲ與フルノ要ナシ』

同第四點ハ本件第一項乃至第三項ノ所爲ハ數人共犯ニ係ルモノナルニ原判決ハ何レヲ正犯トシ從犯トシタルヤヲ判示セズ又總テ正犯トセラレタルモノトスレハ刑法第四百條ヲ適用セラルヘキニ右法條ノ適用ナキハ不法ナリト云フニ在レトモ原判決ハ各被告ヲ以テ孰レモ現ニ罪ヲ犯シタル者即チ正犯ト認メアリ而シテ之ニ對シ各自ニ其刑ヲ科シアル上ハ刑法第三百四條ノ如キ總則ヲ適用スルノ要ナシ故ニ本論旨ハ相立タス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則リ被告安太郎ノ上告ハ之ヲ棄却シ被告

五十四

清助ノ上告ニ付テハ同法第二百八十六條ニ則リ原判決中被告清助ニ關スル部分ヲ破毀シ更

ニ適法ノ裁判ヲ爲サシムル爲メ本件ヲ宮城控訴院ニ移送ス

明治三十年二月十八日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

大審院第一刑事部

裁判長 判事 原田 種成 判事 寛 元 忠

同 永井岩之丞 同 川 目 亨 一

同 龜山 貞義 同 伊藤 悌 治

同 十時 三 郎

監禁制縛事件 明治三十年第九三號 明治三十年二月二十二日判決

判決要旨

監禁制縛ニ因テ疾病死傷に致したる行爲は實體上の一罪にあらざして一罪なりとす

說明

刑法第三百二十三條に曰く擅に人を監禁制縛して云々と而して次條即ち第三百二十四條には前條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷すと規定せり依此觀之本件は刑法上特に罪と規定せるものにして數罪俱發處分法たる第百條を適用すべき

監禁制縛事件

五十五

にあらす

第一審 前橋地方裁判所高崎支部

第二審 東京控訴院

五七六

被告人 掛川喜平 河西角次郎

訴訟代理人 辯護士 芥事辰次郎 橋本好正 高橋庄之助

右監禁制縛被告川伴ニ付明治二十九年十二月二十五日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シタリ依テ本院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ニ從ヒ審理ヲ遂クル處

被告掛川喜平上告趣旨ノ第一ハ原院ニ於テ本件ノ事實ニ付被告ハ前夜ノ亂暴ニ憤怒シ其精神常態ヲ失セルコトヲ認メナカラ其惡意ナキ不諭罪ノ法條ヲ適用セサルハ違法ナリト云フニ在レトモ原判文中被告カ其精神ノ常態ヲ失セシコトヲ認メタルコトノ見ルヘキナシ然ハ則本論旨ハ原院認定ノ事實ヲ提出シ來リテ原判決ヲ批難スルニ過キサルモノナレハ素ヨリ適法上告ノ理由ナシ」其第二ハ原院ハ被告利益ノ爲メ證人掛川喜太郎ノ喚問ヲ申請セシニ故ナク之ヲ排斥セラレシハ不法ナリト云フニ在レトモ證人喚問ノ必要ナルヤ否ヤヲ審按シ之カ許否ヲ爲スハ原承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ其決定ニ對スル論難ハ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

其第三ハ原院ノ認ムル如ク被告ニ惡意アリトスルモ本件ノ事實ハ十分酌量スヘキ點アルニ原院カ酌量減輕ノ法條ヲ適用セサルハ擬律錯誤ナリト云フニ在レトモ酌量減輕ハ法律上原

三二二

承審官ニ特任セラレタルモノナレハ本論旨モ亦相立タス

被告河西角次郎ノ上告趣旨第一第二ハ掛川喜平ノ上告趣旨第二第三ト全ク同一ノ論旨ナシハ右說明ニ依リ了解スヘシ

被告兩名辯護人芥川辰次郎橋本好正擴張書ノ要ハ原院ノ認ムル事實アリトスルモ被告等ハ刑法第三百二十二條ノ逮捕監禁罪ト同法第三百一條第三項ノ殴打罪ノ二ヲ犯シタルモノレシテ右法條ニ依リ處斷スヘキモノナレハ刑法第三百一條第三項ト同法第三百二十三條トニ照シ同法第三百二十四條ニヨリ處斷セラレシハ擬律錯誤ノ判決ナリト云フニ在レトモ擅ニ人ヲ監禁制縛シテ殴打拷責ノ所爲アルモノハ原判決適用ノ法條ニ依リ處斷スヘキハ素ヨリ相當ノコトニシテ刑法第三百二十三條ハ殴打拷責ノ所爲ナキモノニ對シ適用スヘキ法條ナリトス要スルニ本論旨ハ法律ノ誤解ニ出テシモノナレハ素ヨリ適法上告ノ理由ナシ

辯護人高橋庄之助ノ擴張書ノ要旨第一ハ原院ニ於テ被告ハ加害ノ惡意ナカリシコトヲ認メタルニ拘ハラヌ第一審判決ノ刑期ヨリ重キ刑期ノ言渡ヲ爲サレタルハ事實理由ノ不備アル不法ノ判決ナリト云フニ在レトモ原判文中被告ニ惡意ノナカリシコトヲ認メアラサルノミナラス刑期ノ長短ヲ量定スルハ各審級承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ特ニ之ヲ加重シタルノ理由ヲ明示スルノ要ナシ」第二ハ原院ノ認メタル事實ハ制縛監禁罪ト殴打罪ノ二罪ニシテ而カモ二人以上ノ共犯ナリ然ルニ之レニ對スル法律ノ適用ハ單ニ監禁制縛ノ所爲ハ各刑法第三百二十三條ニ殴打創傷ノ所爲ハ各刑法第三百一條第三項ニ該當スルヲ以テ各刑法

監禁制縛事件

五七七

三二二

第三百二十四條ニ依リ重キ監禁制縛ノ罪ニ從ヒ云々トアリテ二人以上共毆ノ所爲ニ對スル
 刑法第三百五條毆罪俱發ノ所爲ニ對スル刑第百條ヲ適用セサルハ共ニ理由不備擬律錯誤ノ
 不法アル判決ナリト云フニ在レトモ刑法第三百五條ハ二人以上共毆シテ傷ヲ成スノ輕重ア
 ルカ又ハ其輕重ヲ知ルコト能ハサル場合ニ適用スヘキモノニシテ本案事實ノ如ク傷ヲ成ス
 ノ輕重ナク又タ其輕重ヲ知ルコト能ハサル等ノ事實ナキ場合ハ素ヨリ該條ヲ適用スヘキモ
 ノニアラス又監禁制縛罪ト毆打罪トハ法律上實體ノ二罪ト規定セラレタルモノニアラサレ
 ハ刑法第百條ヲ適用スヘキモノニアラスシテ同第三百二十四條ヲ適用スルヲ以テ足レリト
 ス故ニ原判決ハ相當ニシテ上告ハ其理由ナシ」其三ハ原院ハ明カニ共毆ノ事實ヲ認メ乍ラ
 喜平ハ如何ナル所爲ヲ爲シ角次郎ハ如何ナル所爲ヲ爲シタルヤヲ明記セス從テ各犯人ノ犯
 罪責任ノ基礎ヲシテ分明ナラシメサルハ即チ理由不備審理不盡ノ不法アル判決ナルト云フ
 ニ在レトモ原院ノ判旨ニ依レハ被告兩名共毆シテ被害者喜三次ニ同一ノ創傷ヲ負ハシメタ
 ルモノト認メアレハ原判決ハ上告論旨ノ如ク各被告ノ犯罪責任ノ基礎ヲ分明ナラシメサル
 モノニアラス故ニ本論旨モ適法上告ノ理由ナシ
 右ノ理由ニ付刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ判決スルコト左ノ如シ
 本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年二月二十二日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス
 裁判長判事 原田種成 判事 寬元忠

重婚事件

明治二十九年第七五二號
 明治三十年二月十六日判決

判決要旨

戸籍に登記なきも慣習に依テ婚姻の儀式を舉行したる以後にして未タ
 離婚せざる以前に重ねて他の者と結婚したるときは重婚罪成立するも
 のとす

說明

戸籍登記の手續は婚姻成立の必要條件にわらず故に縱令戸籍に登記なし
 と雖も習慣に依り式に従て儀式を舉行し親族近隣之を認めたるときは其
 未タ離婚せざるに先ち重ねて結婚したるときは重婚罪成立するものと云
 はざるへからず本件判決中引用せる明治九年太政官指令宜しく参照すへ
 し

第一審 長野地方裁判所 上田支部

第二審 東京控訴院

被告人 柳澤兼三郎

明治二十九年六月二十四日東京控訴院ニ於テ右兼三郎ニ對スル重婚被告事件ノ控訴ヲ審理

重婚事件

ノ原判決ハ之レヲ取消シ更ニ被告兼三郎ヲ重禁錮三月ニ處シ罰金三圓ヲ附加ス公訴裁判費用金四圓六十五錢ハ被告ノ負擔トシ押收ノ書類ハ各差出人ニ還付スト言渡タル判決ヲ不當トシ原院檢察長野村維章及被告人柳澤兼三郎ハ各上告ヲ爲シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理スル處檢察長上告趣意ハ本邦婚姻ノ成立カ送籍ヲ以テ必要條件ノ一トナスコトハ第一明治八年太政官達第二百九號ニ依リ第二今日男女カ如何ナル有様ニテ同棲ヲ爲スモ一方ノ送籍ヲ了ヘサル限り野合ノ關係ヲ有スルニ過キス尙ホ其生ム所ノ兒私生兒タルヲ免レサル行政上及民事上ノ實際カ整然トシテ行ハルコトニ依リ證明サルナリ本院カ依テ以テ本案ノ被告人ヲ處斷シタル刑法第三百五十四條ニ所謂配偶者アル者ハ前顯太政官達若クハ行政上民事上ノ實際ニ認メラレタル正婚者ヲ意味スト解釋セサル可ラス換言スレハ人事ニ關スル法令習慣以外ニ於テ特ニ法式ヲ異ニスル刑法上ノ婚姻ナルモノアル等ナシ而シテ本案被告人ハ金子「カメ」トノ野合關係ニ於テ同棲シタル事實アルモ其送籍ヲ受ケ之ヲ正婚ノ配偶者ト爲シタル事實ナキカ故ニ本院カ刑法第三百五十四條ヲ適用シテ被告人ヲ處斷シタルハ不法ノ裁判ナリト云フニ在リ被告人上告趣意ハ重婚罪ハ適法ニ婚姻シタル者其未タ前婚ヲ解カサル間ニ於テ重婚テ婚姻ヲ爲シタルモノニ適當スルモノナリ然ルニ被告人ノ前婚ハ戶籍ノ登記ナキヲ以テ適法ノ婚姻ニアラサルニ原院カ此事實ヲ認メナカラ重婚ノ罪アルモノト判決シタルハ不法ナリ」同辯護士ノ擴張論旨ハ刑法第三百五十四條ニハ配偶者アル者云々トアリ即人事ニ法令ニ從ヒ適法ニ婚姻ヲ爲シタル者ヲ云フ

六十一

換言セハ法律上ノ婚姻ヲ云フモノナリ而シテ戶籍ノ送致ヲ以テ婚姻成立ノ要件トシタルコトハ明治八年十二月八日大政官第二百九號達ニ依テ明カナリ其後司法省ノ伺ニ對スル指令アリト雖モ一ノ指令ニシテ右第二百九號達ニ對抗スルノ効力ナシ殊ニ該指令犯姦律ノ場合ニ下シタルモノニシテ第二百九號トハ其精神ヲ異ニスルモノナリ故ニ原院ニ於テ其未タ戶籍ノ送致ナクシテ婚姻ノ成立セサル本按事件ニ對シテ重婚罪ヲ適用シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ明治八年太政官第二百九號ノ達書ハ人民ヲシテ其身分ノ異動ヲ戶籍ニ登記セシムヘシトノ論達ニ止マリ其登記ヲ以テ婚姻又ハ養子女取組ノ要件ト爲シタルモノニアラサルコトハ明治九年司法省ノ伺ニ對スル太政官ノ指令ニ「伺ノ趣八年第二百九號ノ論達其登記ヲ怠リシ者アリト雖トモ既ニ親族近隣ノ者モ夫婦若クハ養父子ト認メ裁判官ニ於テモ其實アリト認ムル者ハ夫婦若クハ養父子ヲ以テ論ス可キ儀ト心得ヘシ」トアルニ依ルモ自ラ明瞭ナリ右第二百九號達書ニシテ已ニ右解釋ノ如クナル上ハ本件ニ付キ原院カ認メタル事實即被告人ハ未タ戶籍ノ登記ヲ爲サハリシモ金子「カメ」ハト慣習ニ從テ婚姻ノ儀式ヲ舉ケ已ニ夫婦ト爲リタル後同人ト離縁ヲ爲サル内重テ他ノ者ト結婚シタル行爲ハ當ニ刑法第三百五十四條ニ該ルヲ以テ原判決ハ不法ニアラス上告人ハ一般ノ慣習又ハ民事上行政上ノ取扱云々ト陳辯シ或ハ前掲ノ指令ハ犯姦律ノ場合ニ於テ下シタルモノニシテ第二百九號達ニ反スルモノナリト陳辯シテ原判決ヲ批難スル所アルモ登記ヲ以テ婚姻又ハ養子女等ノ必要條件ト爲シタル慣習アルヲ認メス從テ民事上ノ取扱モ之ヲ要件トセルコトナシ又犯

重婚事件

六十二

姦律ノ場合ニ於テ下シタル指令ト雖モ必スシモ今日ニ適合セサルモノト爲スヲ得ス而シテ其行政上ノ取扱ニ至ラハ婚姻ノ登記ヲ爲シタル後出生子女ノ登籍ヲ爲サシムル等ノコトアルヘキモ右ハ戸ノ整理上ヨリ來ルモノニシテ之ヲ以テ裁判上ノ處分ヲ是非スルノ資料トナスニ足ラス以上ノ理由ナルヲ以テ本上告論旨ハ總テ不相立因テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年二月二十六日大審院第二刑事部公廷テ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

裁判長判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬
同 嶋田正章 同 昌谷千里
同 木下哲三郎 同 柳田直平
同 津村 董

贓物寄藏事件 明治二十九年第一〇八七號
明治三十年三月二日判決

判決要旨

親族盜の盜品あることを知りて之を寄藏するときは贓物寄藏罪を構成す

說明

刑法第三百七十七條第二項に「祖父母父母夫妻子及其配偶者又は同居の兄

弟姉妹互に其財産を窃取したる者は窃盜を以て論ずるの限りにあらずと規定せり此れ法律は家族相和の愛情を崇ヒ刑法上犯罪成立するも之に其刑罰を加せざるのみ既に犯罪成立する以上は其盜品は即ち贓物あるを以て知て之を寄藏したる所爲は贓物寄造罪なりとす刑法第三百九十九條參照

第一審 長野地方裁判所松本支部

第二審 東京控訴院

被告人 長澤 島重

右贓物寄藏被告事件ニ付明治二十九年十月十四日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ同院檢事ヨリ上告ヲ爲シタルニ付刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

上告趣意ハ原判文理由ノ部ニ被告ハ明治二十九年七月十二日同村平民高橋千代三郎其父高橋勝十所有ノ親十四俵外一點ヲ竊取シ來リ其預リ方ヲ依頼シタル處其情ヲ知リナカラ之ヲ自宅ニ寄藏シタルモノニシテ(中略)元來右千代三郎カ其父所有ノ前贖物品ヲ竊取シタル所爲ハ刑法第三百七十七條ニ依リ竊盜ヲ以テ論スルノ限ニアラス即チ法律上竊盜ト看做サルモノナレハ從テ該物品タル竊盜ノ贓物ナリト謂フコトヲ得サル筋合ナルヲ以テ被告カ之ヲ寄藏シタル所爲ハ法律上罪トナラサルモノトス」ト云ヒ則チ原院ハ此理由ニ依リ被告ニ無罪ヲ言渡シタリ然ルニ刑法第三百七十七條ノ法意ハ凡ソ子トシテ父ノ財物ヲ竊取シタル

贓物寄藏事件

モノハ其所爲竊盜ナルハ著明ナリト雖トモ互ニ利害ノ關係ヲ有シツ、アルモノナレハ多少ノ財物ヲ竊取スレハトテ直チニ竊盜ノ罪トナスヲ宥恕セシ特例ナルニ過キス之ヲ反言スレハ其所爲純然タル竊盜ナルモ單ニ之ヲ罪トナスト云フニ在レハ其贓物タルヲ知テ之ヲ寄藏シタルモノハ刑法第三百九十九條ヲ適用シ處罰スルハ當然ナルニ之ニ無罪ヲ言渡シタルハ擬律ニ錯誤アル裁判ナリト云フニ在リ依テ案スルニ刑法第三百七十七條ハ祖父、其他ノ親屬間ニ在テハ竊盜罪アルモ之ヲ問ハスト云フニ在リテ全ク竊盜罪ヲ構成セスト云フニ非ス故ニ其竊盜ニ係ル物品ナルコトヲ知テ之ヲ寄藏シタル者ハ刑法第三百九十九條ニ所謂竊盜ノ贓物ナルコトヲ知テ寄藏シタルモノト謂ハサルヲ得ス然ルニ原院カ右ノ事實ニ對シ該條ヲ適用セシテ無罪ノ言渡ヲ爲シタルハ上告論旨ノ如ク擬律錯誤ノ裁判タルヲ免レ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條ニ依リ原判決ヲ破毀シ同法第二百八十七條ニ依リ本院ニ於テ直ニ判決スルコト左ノ如シ

右

長澤 島重

原院ノ認メタル事實理由ニ依リ刑法第三百九十九條第四百條ニ照シ被告島重ヲ重禁錮一月罰金三圓ニ處シ六月ノ監視ニ付ス

高橋勝十二保管セシメタル贓品ハ刑法第四十八條ニ依リ其儘同人ニ還付ス

明治三十年三月二日大審院第三刑事部公廷ニ於テ檢事長尾修藏並會宣告ス

裁判長 柳事 櫻庭 省吾、判事 長谷川 喬、同 島田 正、同 昌谷 千里、同 木下 哲三郎、同 柳田 直平、同 津村 董

強姦事件

明治三十年三月二日判決

判決要旨

強姦罪を犯し依て人を傷けたる所爲は二罪にあらすして法律上特別の一罪なるを以て被害者の告訴を待て論ずべき罪にあらざるなり

說明

強姦罪を犯し依て人を傷けたる所爲は強姦と殴打創傷との二罪にあらすして強姦と殴打創傷なる二者の所爲相合して特別なる一罪を構成したる者なり故に此の犯罪は刑法第三百五十條に所謂告訴を待て論ずべき犯罪にあらざるなり況んや同條には前數條に記載したる罪は云々とあり而して本件犯罪は其次條なる第三百五十一條に規定しあるに於ては此の犯罪の告訴を待て論ずべきものにあらざること益々明瞭なりとす

第一審 福岡地方裁判所

第二審 宮城地裁

強姦事件

被告人 影山久作 八代庄三郎

訴訟代理人 辯護士 卜部喜太郎

六十六

右強姦被告事件ニ付明治二十九年十二月十九日宮城控訴院ニ於テ原判決ヲ取消シ本件公訴受理スヘカラサルノ申立ハ之ヲ却下スト旨渡シタル判決ニ對シ被告等ハ上告ヲ爲シ原院檢事正木昇之助ハ答辯書ヲ差出シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ檢事岩田武儀辯護士卜部喜太郎ノ辯明ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

被告兩名ノ上告趣意ヲ要スルニ本件強姦罪ハ毆打創傷罪ト併發シタルモノニシテ被害者ハ第一審公判前ニ告訴ヲ拋棄シタル事實ナリ而シテ強姦罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論スルコト勿論ナルヲ以テ假令毆打創傷罪ト併發シタルニモセヨ告訴ノ拋棄アル上ハ強姦罪ハ論スヘキモノニアラス依テ原院カ公訴不受理ノ申立ヲ却下シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ刑法第三百五十一條ハ強姦罪ノ罪ヲ犯スニ因テ人ヲ創傷セシメタル所爲ヲ罪スルハ法條ニシテ此條ノ罪ハ告訴ヲ待テ論スルハ特例ナキヲ以テ告訴ノ拋棄ニ因リ公訴消滅スルモノニ非ス而シテ同條第三百五十一條前數條ニ記載シタル罪ハ云々トアレハ告訴ヲ俟テ罪ヲ論スルハ特例ハ其後條タル第三百五十一條ノ罪ヲ適用スルヲ得サルヤ勿論ナリ然レハ原院カ本件ヲ刑法第三百五十一條ニ該當スルモノト認ムルヲ以テ告訴ノ拋棄ニ因リ公訴消滅セストノ公訴不受理ノ申立ヲ却下シタルハ不法非ズ一辯護士ノ擴張書ヲ要旨第一前段ハ本件ニ於テハ告訴ノ拋棄アルハ強姦罪ノ公訴消滅シタルモノナル旨公訴不受理ノ申立ヲ却下シタルハ不法ナリト云ヒ在リテ被告等ハ對テハ說明書依テ強姦罪ノ旨ハ其後段ハ本件公

訴ハ強姦及セ強姦ニ因ル毆打創傷ノ二罪ニシテ其強姦ニ對シテハ刑法第三百四十八條第三項五百五十一條ヲ適用シ毆打創傷ニ對シテハ同第三百五十一條ヲ適用スヘキモノニシテ右強姦ト毆打創傷トハ全ク別種ノ犯罪ニシテ第三百五十一條ハ毆打創傷ノ特例ヲ定メタルニ過キス強姦ト毆打創傷ト併セテ一罪ト爲シタルモノニ非ス故ニ原院ノ判決ハ此點ニ於テ擬律ノ錯誤ヲ免カレヌト云フニアレトモ刑法第三百五十一條ニ強姦ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷スヘキモノト爲スハ其強姦ト毆打創傷ト二行爲ヲ以テ一種特別ノ一罪ト爲スモノナルヲ以テ同法第三百五十一條ノ特例ハ此罪ニ適用スルコトヲ得ス依テ原判決ハ相當ニシテ上告ハ其理由ナシトス」第二本件ニハ第一審判決原本ナク從テ其當否ヲ調査スルニ由ナキヲ以テ原院ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻シ審理判決セシムヘキニ原判決茲ニ出テサリシハ不法ナリト云フニ在レトモ第一審裁判所ニ於テ公訴不受理ノ申立ニ對シ却下ノ判決ヲ下シタルコトハ其公判始末書ニ依リテ明カナリ既ニ判決アリテ之ニ對シ檢事及辯護人ヨリ控訴ヲ爲シタル上ハ假令ヒ判決原本ナキモ原院カ其控訴ヲ受理シ右申立ニ對シ却下ノ判決ヲ與ヘタルハ相當ナリ」第三ハ原院ノ公判始末書ヲ閱スルニ公判ノ公開ヲ禁スルニ付裁判長ハ本件ハ風俗ヲ紊ルヲ恐アルヲ以テ傍聽ヲ禁スル旨ヲ言渡セリトアリテ他ノ列席判事ト合議セズ裁判長一己ノ意見ヲ以テ公開ヲ禁スル旨ヲ言渡シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ評決ハ必スシモ公判始末書ニ記載スヘキモノニ非サルヲ以テ其記載ナキモ之ヲ以テ裁判長一己ノ意見ニテ公開ヲ禁スルノ言渡ヲ爲シ

強姦事件

六十七

タルモノト謂フヲ得ス
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本案上告ハ之ヲ棄却ス
明治三十年三月二日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬

同 島田正章 同 昌谷千里

同 木下哲三郎 同 柳田直平

同 津村 董

謀殺事件 明治三十年三月五日判決

判決要旨

分娩前豫しめ其産出兒を殺害せんと謀り分娩の當時之を殺害したるものは故殺罪なりとす

説 明

謀殺罪の性質たるや現社會に生存せる人に對し豫謀を以て殺人行爲を實行したる犯罪たることを必要とす刑法は分娩前の胎兒に人格を與へず故に殺害せしめ之を殺害せんと謀りて分娩當時直に殺害するも謀殺にあらず

故殺罪とす
第一審 東京地方裁判所 第二審 東京控訴院 第三審 大審院
明治三十年三月五日判決

公訴人 高木益太郎 高木益太郎 高木益太郎
被告 雄吉 雄吉 雄吉
訴訟代理人 辯護士 兒玉一英
期滿二十九年九月十六日東京控訴院ニ於テ右雄吉ナカ及仲澤「ジャウ」田倉伊彌吉ニ對スル謀殺被告事件ヲ檢事及被告雄吉及仲澤ヲ審理シ原判決申被告雄吉「ジャウ」ナカニ關スル部分ヲ取消シ更ニ被告雄吉「ナカ」ヲ各有期徒刑十二年ニ被告「ジャウ」ヲ重懲役九年ニ處ス公訴裁判費用ハ全部被告雄吉「ナカ」「ジャウ」三名連帶負擔トス被告伊彌吉ニ對スル檢事ノ控訴及被告雄吉ノ控訴ハ共ニ之ヲ棄却スト言渡タル判決ヲ不當トシ被告雄吉「ナカ」ハ上告ヲ爲シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ
雄吉「ナカ」兩名上告趣意ハ被告ハ犯罪ヲ爲サズルモノナルニ原院カ有罪ノ判決ヲ與ヘタルハ不法ナリト云フニ在テ事實ノ認定ヲ批難スルモノナルヲ以テ上告ノ理由トナラシム雄吉辯護士高木益太郎上告辯明書ハ第一審公判始末書ヲ見ルニ相當官吏ノ契印ヲ闕キタル事述アルヲ以テ刑事訴訟法第二十條ニ依リ無効ノ文書タルヲ免カレス從テ第一審ノ裁判構成及審理手續ノ適當ナルコトヲ認ムル能ハサルニモ拘ラス原院ニ於テ被告雄吉ノ控訴ハ之ヲ棄却スト言渡タルハ不法ナルヲ以テ破毀ヲ求ムト云フニ在レトモ第一審判決ハ檢事ノ控訴ニ依テ已ニ原院カ之ヲ取消シタルモノナレハ其一審裁判ノ不當ヲ論争シテ原判決ヲ攻撃スルノ資料ト爲スヲ得ヌ雄吉及ナカ辯護士兒玉一英上告擴張書ノ主旨ハ凡分娩前ノ胎兒ハ未タ社會ニ生息セサルモノナレハ命令之ニ對シ豫メ殺害ヲ謀リタルモノニ對シテ殺害ヲ豫謀シタルモノト云フハ誤ラサルモノナルニ原院ニ於テ分娩前ノ豫謀ナルコトヲ認メナカラ謀殺

謀殺事件

卷十九

罪トシテ被告ヲ處斷シタルハ不法ナリ且ツ雄吉辯護士高木益太郎ノ上告論旨ハ大カニモ援用スト云フニアリ因テ審究スルニ謀殺罪トハ現ニ社會ニ生息セル人ニ對シテ豫メ謀テ之ヲ殺害スルモノナラズ云フモノナレハ原院カ認メタル如ク本案中澤「ジャウ」カ分曉前被告共ニ於テ豫メ其産出兒ヲ殺害セント謀リ分曉ノ當時直ニ之ヲ殺害シタル事實ハ謀殺罪ニアラスシテ故殺罪ナリ何トナレハ其豫謀ハ生息セル人ニ對シタルモノニアラサリシヲ以テナリ然ルニ原院カ此事實ニ對シ謀殺罪ノ法律ヲ適用シタルハ擬律錯誤ニシテ上告ハ理由アリ而シテ未段ハ前ニ説明シタルヲ以テ重テ説明スルノ必要ナン因テ雄吉ナカニ對シテハ刑事訴訟法第百八十七條ニ從ヒ尙ホ雄吉ナカニ對シ以上ノ理由ニ依リ原判決ヲ破毀スル上ハ原裁判相被告仲澤「ジャウ」ハ上告ヲ爲サスト雖トモ同人カ雄吉ナカニ對シテ謀殺ノ殺唆ヲ爲シタルモノトノ判決ハ擬律ノ錯誤ノ不法アルヲ免レサルヲ以テ同第二百八十九條第二項ニ從ヒ共ニ破毀スヘキモノトス

仲澤 雄吉
仲澤 ナカ

右兩名ニ對スル原判決ヲ破毀シ原院カ認メタル事實ニ依リ刑法第二百九十四條ヲ適用シ原院ニハキ情狀アルヲ以テ尙ホ第八十九條第九十條ヲ適用シ本刑ニ二等ヲ減シ各重懲役九年ニ處ス
公訴裁判費用ハ雄吉「ナカ」於テ全部負擔スヘシ

右「ジャウ」ニ對スル原判決ヲ破毀シ原院カ認メタル事實ハ謀殺殺唆ノ罪ヲ構成セス又故殺殺唆ノ事實ナキヲ以テ刑事訴訟法第二百二十四條ヲ適用シ無罪放免ス
明治三十年三月五日大審院第二刑事部公庭ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬
同 島田正章 同 昌谷千里
同 木下哲三郎 同 柳田直平
同 津村 董

詐欺取財私訴事件 明治三十年第七三號
明治三十年三月五日判決

判決要旨
檢事國庫の代表者として民事原告人の陳述を爲すときは下段席即ち民事原告人の座席に着席せざるべからず若し此の方式に違背するときは欠席判決を言渡さる

説明
事實上認廷に出席し陳述論ずと雖或る格段なる方式を必要とする場合に其方式に違背して爲したる辯論陳述は此を資格者其者の爲したるものと看るべからず檢事か國庫の代表者として公庭に着席すべきものたるに拘

は、す之次違背して陳述を爲すときは出頭の有無陳述の當否を問はずに對して欠席判決を言渡すは此れ至當の順序たるなり

第一審 岡山地方裁判所 第二審 大阪控訴院
大阪控訴院長民事原告人 林 誠

私訴被告上告人 橋本右次郎

明治二十九年十二月二十八日大阪控訴院ニ於テ右右次郎ニ對スル詐欺取財私印私書偽造行
使被告事件ニ附帶スル私訴判決ノ故障ヲ審理シ控訴人ノ故障ハ之ヲ棄却ス故障ニ係ル訴訟
費用ハ控訴人ノ負擔トスト言渡タル判決ヲ不當トシ民事原告人檢事長林誠一ハ上告ヲ爲シ
被告上告人ハ答辯書ヲ差出サス因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理スル處
上告趣意書ハ凡裁判ヲ爲スニハ既ニ生シタル事實ノ現在ニ鑑ミ法條ヲ適用スルヲ以テ裁判
官ノ任務ト爲スハ論ヲ俟タヌ若シ裁判官自己ノ欲スル處ノ法條ヲ適用セシカ爲メ所謂無形
ノ事實ヲ捏造スルニ至リテハ國典ノ紊亂之ヨリ本シヤハナシ然ルニ明治廿九年十二月二十
六日當日ニ於テ本案私訴ノ故障公判當日ニ際シ民事原告人タル檢事該檢事呼出ノ時間ニ出
頭シ且前判決ノ不當ナル所以ヲ陳述シ裁判長モ民事原告人トシテ檢事着席ノ座ニアルヲ見
認シ居ルトハ五ノ間答ヲ揭ケテ公判始末書ニ依テ陳述タル事實タルニ拘ラス原判決ハ
單ニ民事原告人トシテ呼出時間ヲ該時間ニ出頭セズトシテ之ハ所謂無形事實ヲ捏造スル
ハスシテ何ソヤ若シ裁判長ノ答辯ノ如ク檢事ハ其席ヲ下座ニ非ラセレハ欠席ト見做スハ裁

判所構成法ニ依ルモノナリトシ果シテ同法ニ依リ欠席判決ヲ爲シタルモノナラハ事實カ欠
席ト爲ル可キノ理由及其法條ヲ明示セサル可カラヌ然ルニ原判決ハ一モ之ヲ掲ケス要スル
ニ原判決ハ法律ニ違背シタル不法ノモノナリト云フニ在レトモ原院公判始末書ヲ檢スルニ
裁判長ニ於テ檢事ニ對シ民事原告人席即下段ニ着席シタル上ノ陳述ニアラサレハ民事原告
人ノ陳述トシテ聽許セサル旨ノ宣言ヲ爲シ民事原告人タル檢事カ其宣言ニ從ハス即指定シ
タル相當席座ニ着席セサルヲ以テ之ヲ期日ニ出頭セサル者ト爲シ遂ニ欠席判決ヲ與ヘタル
始末ハ該始末書ニ依テ明瞭ナレハ原判決ハ事實ヲ捏造シタル不法アルモノニアラス而シテ
其欠席者ト爲シタル理由ノ如キハ之ヲ判文ニ明示スルノ必要ナシトス

本院檢事上告趣意擴張辯明書第一點ハ民事原告人檢事山下雄太郎ハ明治廿九年十二月廿六
日呼出ノ時間ニ出廷シタルコトハ公判始末書ニ明記スル所ニシテ而シテ其判決言渡ノ際モ
出シタルコトハ公判始末書及該判決書ニ明記スル所ナリ然ルヲ判決ニ於テハ呼出ノ時刻ニ
出頭セスト爲シタリ抑民事原告人カ出頭シタルヤ否ハ現實ノ事柄ニシテ判事ノ認定ヲ以テ
左右シ得可キ者ニ非ス然ルニ公判始末書ノ記載ニ反シテ不出頭ト認定シタルハ法律ヲ不當
ニ適用シタルモノトスト云フニ在レトモ民事原告人タル檢事カ民事原告人席ニ着席シ居ラ
サリシコトハ公判始末書ニ記載スル所ニシテ而シテ訴訟當事者ノ出頭不出頭ハ其者相當ノ
座席ニ居ルト否ニ依テ定ムヘキモノニシテ單ニ認廷内ニ居ルト否ノ事實ノミニ付テ云フハ
キモノニ非ストスルヲ以テ原院ニ於テ民事原告人カ其者相當ノ座席ニ着席シ居ラサリシヲ

詐欺取財私訴事件

以テ之ヲ不出頭ト爲シタルハ相當ニシテ公判始末書ニ反シテ不法ニ事實ヲ認定シタルモノニアラス又原判文ニ檢事ノ官氏名ヲ記載シタルハ立會檢事トシテ之ヲ記載シタルモノニシテ民事原告人タル檢事カ出頭シタルモノナルコトヲ記載シタルニアラサルハ判文ニ立會檢事告云々トアルニ依テ明瞭トス」第二點ハ現實出頭シタルモノト雖トモ法律上猶不出頭ト見做ス可キモノナルトキハ其理由ヲ示サ、ル可カラス何トナレハ單ニ不出頭トナストキハ現實ノ不出頭ナルヤ法律上不出頭ト見做ス可キモノナルヤ區別スルコト能ハス從テ其法律ヲ適用シタルノ當否ヲ知ルニ由ナケレハナリ又前掲ノ如ク判決中檢事ノ出頭アリタルコトヲ掲ケテカラ一面不出頭ト記載シタルハ事實ノ理由顯明アルモノナリト云フニ在レトモ右前段原告ニ付テハ上告趣意書後段ニ對スル說明ニ同シ後段論旨ニ付テハ上告趣意擴張辯明書第一點後段ニ對スル說明ニ依テ自ラ明カナルヲ以テ別ニ說明スルノ必要ナシトス」第三點ハ欠席トナスニハ現實ノ欠席ナルカ然ラスハ法律上欠席ト見做ス場合ナラサル可カラス本件ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ關席判決ヲ爲シタルモノナレハ其關席スルト否ハ民事訴訟法ノ所定ニ依ラサル可カラス同法第二百五十八條第二十八條ニ依ルニ原告若クハ被告出頭スルモ辯論ヲ爲ササルトキ又ハ辯論ヲ爲サスシテ任意ニ退廷シタルトキ或ハ辯論ニ與ルモノ秩序維持ノ爲メ退廷セラレタルトキハ本人ノ任意ニ退去シタルト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ取扱フコトヲ得トアリ此他不出頭ト見做ス可キ規定ナシ本件關席判決ヲ爲サンニハ原告ハ此規定ノ一ニ居ラサル可カラス然ルニ原告檢事山下雄太郎ハ此規定ノ一ニモ該ルコトナ

キハ公判始末書ニ明記スル所ナリ然ルニ原院判決ハ此法律以外ニ於テ關席判決ヲ爲シタルモノナレハ則法律ヲ適用セサル違法アリ若シ民事訴訟法第二百二十八條ニ依リタルモノナラハ追斥セラレタル後ニアラサレハ關席ト爲スコト能ハサルナリ然レトモ原告ハ檢事ナルノ故ヲ以テ退廷セシムルコトヲ得ストナラハ該法條ヲ適用スルコトヲ得ス何トナレハ該條ハ獨リ退廷者ニ向テ之ヲ適用ス可キモノナレハナリ然ルニ猶ホ之ヲ適用シタリトセハ是法則ヲ不當ニ適用シタルモノナリト云フニ在レトモ訴訟人ニ於テ其者相當ノ座席ニ着席シ居ラサル限リハ之ヲ不出頭ト爲スヘキコトハ前ニ說明スルカ如クナレハ本件民事原告人ハ法ニ所謂期日ニ出頭セサルモノニ該ルヲ以テ原院ハ法律以外ニ於テ關席判決ヲ爲シタル不法アルモノニ非ス已ニ右ノ如ク說明スル上ハ他ニ一々說明ヲ要セス」第四點ハ原判決ハ民事原告人ノ爲メ定マリタル座席即下段ニ着カストノ故ヲ以テ關席ト宣告シタルコトハ公判始末書ニ明記スル所ナリ訟廷内檢事ノ座席ハ明治六年司法省斷獄則例第六則ヲ以テ判事ノ右邊ニ在テ別ニ之ヲ設置セラレシ以來民事訴訟ノ訟廷共ニ之ヲ例行シ來レリ之ニ反シテ下段ナルコトハ曾テ其規定ヲ見ス原裁判所ハ何ニ由テ其下段ナルコトヲ認メタルカ抑訟廷内ノ設置即座席ヲ上段下段ニ別チ上段中裁判官檢事書記ノ席ヲ定メ下段中人民訴訟人席同傍聽人席ヲ定メ或ハ判事ノ後邊訟廷ノ樓上ニ傍聽席ヲ定ル等ハ司法大臣ノ權ニ屬シ裁判長ノ隨意ニ取定メ得可キモノニ非ス何トナレハ此權ハ司法大臣ノ行政權ノ中ニ屬シ裁判長ハ此權ノ施行ヲ委任セラレタルモノナケレハナリ」原院裁判長ハ檢事カ立會席ニ在テ私訴ノ辯論ヲ

附取財私訴事件

爲スヲ秩序ヲ亂ルモノト爲シタルカ如シ然ルニ檢事席ハ即檢事局ナリ國庫代表ノ職務ヲ檢事局ニ局シタル上ハ即檢事ハ其檢事局ニ於テ職務スルヲ當然ナルヲ以テ其事務ノ性質如何ヲ問フ可キモノニアラス抑秩序ヲ亂ルト云フハ其在ル可キ座席ニ在ラスシテ社始メテ之ヲ謂フ可ク其當然在ル可キノ座席ニ在ルモノハ即秩序ヲ保ツモノナリ若シ又果シテ檢事ノ座席其當ヲ得ストスルトキハ之ヲ闕席ト見做ス可シトハ何等ノ法律ニ依ルカ檢事ハ其座席ノ如何ニ拘ラス當事者及裁判所ニ對シ現ニ辯論シ得ラル、地位ニ在リタルコトハ公判始末書ニ徴シテ明ナリ而シテ其席ノ上下左右ノ如キハ決シテ訴訟上ノ權利關係ニ於テ影響スルコトナクハ固ヨリ對席タリシナリ之ヲ要スルニ原院ハ對席審理ヲ爲ス可キニ之ヲ爲サヌ又對席判決ヲ爲スヘキニ闕席判決ヲ爲シタルハ法律ヲ不當ニ適用シ又ハ法律ヲ適用セサル違法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ斷獄則例第六則ハ單ニ檢事カ檢察事務ヲ執ル場合ニ付テノ規定ニシテ民事訴訟人トシテ出廷シタル場合ヲ包含セサルコト論ヲ俟タヌ其ノ他此場合ニ對スル法令又ハ一定ノ慣例ト認ムヘキコトアルコトナキヲ以テ設令檢事カ明治二十五年司法省令第五號ニ從ヒ其職務ヲ以テ國庫ノ代表者ト爲ルトキト雖トモ已ニ民事訴訟人トシテ認廷ニ立ツ上ハ裁判長カ便宜其座席ヲ變更シタル場合ノ外一般民事訴訟人ノ座席ニ着席シテ辯論ヲ爲スヲ相當トス故ニ原院裁判長カ檢事ニ對シ民事原告人席即下段ニ着席シタル上ハ陳述ニアラザレハ民事原告人ノ陳述トシテ聽許セザル旨ノ宣言ヲ爲シタルモノ之ヲ違法トスルヲ得ズ從テ其宣言ニ從ハスシテ爲シタル民事原告人ハ陳述ハ何等ノ効ナキモノト爲ス

ハキハ自然ノ結果ナリ要スルニ本件民事原告人ニ於テ裁判長ノ宣言アルニモ拘ラス相當ノ座席ニ着席シテ辯論セザリシニ依リ原院カ之ヲ期日ニ出頭セサルモノト爲シ闕席判決ヲ下シタルハ違法ニアラサルヲ以テ本上告ハ相立タヌ因テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年三月五日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

- 裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬
- 同 嶋田正意 同 昌谷千里
- 同 本下哲三郎 同 柳田直平
- 同 津村 董

約束手形變造事件

明治三十年第一五八號
明治三十年三月十五日判決

判決要旨

偽造變造の文書を他人に示したる所爲は即ち行使なり

說 明

行使とは何をや曰く偽造若くは變造の文書を或る一定の用ニ供したるを云ふ眞心ならざる文書を以て他人に提示する亦此れ一定の使用を充たしたるものと云はざるべからず故に偽造若くは變造の文書を他人に示した

約束手形變造事件

るべきは文書の偽造變造の行使罪を構成すと云はざるべからず

第一審 宮崎地方裁判所 第二審 長崎控訴院
被告人 山下隆之 訴訟代理人 辯護士 岡崎正也

右約束手形變造被告事件ニ付明治三十年二月四日長崎控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ
上告趣旨ノ第一點ハ被告カ約束手形ヲ變造シタリトコトハ全ク無證ノ事實ナリ之ニ反シテ被告者船越太郎ノ申立ハ己ノ非ヲ掩ハントスルモノニシテ即チ其所爲太郎ニ在ルコトヲ證スルニ足レリ加旃壹貳ノ字ヲ一ニテ書スルコトハ法ノ禁スル所ナレハ實際證書類殊ニ手形ノ金額ニ一ニノ字ヲ用ユルコトハ絶テ之ナク現ニ太郎ニ於テモ三ヲ參ノ字ニ書シタルコトハ本件記録ニ明證アリ又太郎ノ豫審調書ヲ閱スルニ金員若クハ月日等ノ點ニ關シ其申立顯赫スルノミナラス其他曖昧ナル點若クハ被告ノ利益トナル可キ申立ハ枚舉ニ違アラス此等ノ事實ニ依レハ被告ノ貸金ヲ無ニセン爲メ豫メ謀テ容易ニ見分ケラレサル様故ヲニ七六ノ文字ヲ作爲シテ被告ニ渡シタルモノナルカ若クハ裏書人ノ承諾ヲ難シテ始メテ少金額最短期ニ記入シ裏書ヲ得タル後被告ノ貸金高ニ合スル金額及ヒ約束ノ期限ニ合スル様改竄シタルモノニ相違ナカルヘシ又證人ノ如キハ義務ヲカ義務ヲ免カレン爲メニ供述シタルモノナレハ證言ノ價值ナキハ勿論ナリ然ルニ原院ハ有力ナル反證ヲ斥ケ單ニ義務者タル本人

并ニ保證人等ノ曖昧ナル供述ヲ採用シテ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ナリト云ヒ「同第二點ハ船越太郎ノ事實上ノ供述ハ即チ明白ナレハ其供述ハ容易ニ變更シ得可キモノニアテス然ルニ彼レカ豫審ニ於ケル第一回乃至第三回ノ訊問ニ對スル供述并ニ計算書ハ符合セサル點多クアルニ拘ラス原院ハ其何レノ部分ヲ證據ト爲シタルコトヲ示サズ漫然此ノ如キ相違ノ供述ヲ證據ニ採用シタルハ不法ナリト云ニ在レトモ右論旨ハ要スルニ原院ノ職權ニ存スル事實ノ認定及ヒ探證ノ當否ヲ論難スルニ過キサレハ上告ノ理由トナル可キモノニアラス同第三點ハ被告ハ第一審及ヒ原院ニ於テ證人トシテ岩瀬利吉ヲ喚問センコトヲ請求シタルニ之ヲ採用セス被告ヲシテ利益ノ立證ヲ爲ス能ハサラシメタルハ不法ナリト云フニ在レトモ證人喚問ノ必要アルヤ否ヤヲ判別シテ之ヲ許否スルハ承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ其申請ヲ採用セザリシヲ以テ不法ナリト爲スコトヲ得ス
辯護人岡崎正也ノ擲張論旨ノ第一點ハ私書偽造行使ノ成立ニハ必ス偽造證書ヲ證據トシテ行使シタル事實ナルヘカラス然ルニ原院ニ於テ認メラレタル事實ハ偽造ノ手形ニ對シ公證人ヲシテ拒證書ヲ調製セシメタリトノ事實ニ外ナラス而シテ拒證書ノ作成ニ付テハ手形本書ヲ提出行使ス可キ必要ナキヲ以テ公證人ヲシテ拒證書ヲ作成セシムルニ當リ適々手形ヲ示シタル事實アリトスルモ之ヲ以テ證書ヲ行使シタルモノト爲スヲ得サルヤ明ナルニ原院ニ於テ私書偽造行使罪ヲ構成ス可キモノナリト判決シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ荷モ偽造又ハ變造シタル文書ヲ真正ハ文書ナリトシテ他人ニ示シタル上ハ即チ行使ノ事

約束手形變造事件

實ニ外ナラス故ニ必スシモ其偽造又ハ變造ノ文書ヲ證據トシテ示ス可キ必要アル場合ナルト否トヲ問ハサルナリ因テ原判決ハ相當ナリトス

同第二點ハ假ニ證書ノ行使ト看做ス可キモノトスルモ右證書ハ如何ナル場所ニ於テ之ヲ行使シタルヤ犯罪ノ場所ノ明示セサルハ即チ理由ヲ付セサルモノナリト云フニ在レトモ原判文ヲ査閱スルニ本案變造ノ約束手形ハ宮崎地方裁判所々屬公證人岩切門二及ヒ宮崎區裁判所執達吏代理濱田嘉次ヲシテ拒證書ヲ作成セシムルニ付之ヲ行使シタルモノナレハ乃チ右變造ノ約束手形ヲ行使シタル犯罪ノ場所ハ其役場ナルコト自ラ明瞭ナレハ理由ヲ闕キタルモノト認ムルコトヲ得ス

同第三點ハ偽造又ハ變造ノ文書ハ犯罪ノ實體ニシテ禁制物ニアラサルニ原院ニ於テ本件ノ手形ヲ刑法第四十三條第一號第四十二條ニ依リ沒收シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ文書ヲ偽造又ハ變造シテ行使スルハ固ヨリ法律ノ禁スル所ナレハ其文書ハ即チ禁制物ニ外ナラヌ故ニ原判決ハ違法ニアラサルナリ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本案ノ上告ハ之ヲ棄却ス

- 裁判長 判事 原田種成 判事 寛元忠
- 同 永井岩之丞 同 川目享一
- 同 龜山貞義 同 伊藤佛治

同 十時三郎

官印官文書偽造等詐欺取財事件 明治三十年三月二十二日判決

判決要旨

官吏其職務を行ふに因り犯罪あることを認知したる場合に於て其職務を行ふ地の檢事に告發すへきを誤りて警察署長に告發したりと雖該告發狀は無効に歸すへきものにあらず

說明

本件の場合に於ける官吏の告發は其職務を行ふ地の檢事に告發すへきは刑事訴訟法第五十二條の規定する所とす故に此の手續に依らざるものは官吏として其告發順序を誤りたるものなりと雖此れか爲め告發狀其物として無効とすへからず

第一審 東京地方裁判所 第二審 東京控訴院
被告人 大久保 央 訴訟代理人 辯護士 高木益太郎

明治三十年二月二十七日東京控訴院ニ於テ右央カ官印官文書偽造及ヒ官印盗用詐欺取財被告事件ノ控訴ヲ審理シ被告ノ控訴ハ其理由ナキニ付之レヲ棄却スト言渡タル判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式履行シテ審理ヲ遂クル處被告カ上告ノ要旨
官印官文書偽造等詐欺取財事件 八十二

ハ本件審理ノ際必要ナル證據書類一々朗讀シ之ヲ取調ヘタル事ナシ即チ刑事訴訟法第二百十九條ニ違反スル不法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ原告判始末書ヲ閱スルニ裁判長ハ茲ニ於テ本件ニ付證據トナル處ノ記錄ノ要部ヲ摘讀シ訊問ヲ爲シ之レカ辯解ヲ求メ云々又裁判長ハ被告人及ヒ辯護人ニ於テ本件ニ付證據トナル處ノ記錄ハ總テ朗讀セシメサルモ亦見ナキヤトノ問ニ被告人及ヒ辯護人異存ナシト在リテ已ニ證據ト爲ルヘキ記錄ノ要部ヲ摘讀シタルノミナラス總テノ朗讀ハ省察スルモ被告等ニ於テ異存ナキ以上ハ一々之レカ朗讀ヲ爲サ、ルモ違法ナリト云フヲ得ス

被告カ上告擴張第一要旨ハ第一審裁判所ハ官印偽造ノ場所ヲ東京市麹町區元園町十四番地ノ自宅ト爲セリ然レトモ被告カ當時ノ自宅ハ元園町二丁目十四番地ナルニトハ一件記錄ニ徴スルモ昭々タル所ニシテ且事實ニ於テ元園町二丁目十四番地ハ在レトモ元園町十四番地ナルモノ在ルコトナシ是レ實ニ曖昧ニシテ事實ノ明備ヲ缺キタル違法ノ判決ナルニ之レヲ採用シタル原裁判ハ亦不法ナリト云フニ在リ因テ第一審第二審ノ判決書ヲ看ルニ其ニ元園町十四番地ト記載アリテ同一ノ認定ナルカ故ニ第一審判決ヲ取消サ、ルハ當然ナリ若シ上告論旨ノ如シトスルモ二丁目三字ヲ誤脱シタルニ外ナラスシテ裁判管轄ニ毫モ影響ヲ及ボサ、レハ之レ等ノ缺點ヲ以テ理由不備ト云フヲ得ス

同第二ノ要點ハ原判文中齋藤長頼ノ貯金四百九十七圓ハ現存スルモノト認メト在リ第一審裁判所ハ金高四百九十五圓ト爲セリ元來被告カ其通帳並ニ原簿ノ偽造ハ都合十項金高四百

五十圓ナルコトハ採テ證據トセル偽造ノ原簿等ニテ證スル所ナリ若シ判文ノ如クナラシニハ事實ノ齟齬ナリ何トナレハ判文後項ニ至リ尙ホ其犯跡ヲ蔽ハンニハ云々二〇〇トアル左側ニ四五ノ二字ヲ加書シ四百五十二圓ノ如ク二〇其記載ヲ變造シト在リ然レトモ犯跡ヲ蔽ハンニハ其四百五十二圓ハ四百九十七圓トシ在ラサル可ラサルモノナレハナリ然ルニ之レヲ採用シタル原裁判ハ不法ナリト云フニ在レトモ原裁判ハ第一審裁判ノ事實認定即チ其高等總テ同一ニシテ毫モ異ナル所ナシ然レハ第一審判決ヲ取消スヘキノ理由ナシ要スルニ金原裁判事實認定ヲ批難スルニ外ナラサルヲ以テ上告ノ理由ナシ

同第三要點ハ本件ハ非現行犯ナリ然ルニ被告ニ對スル警察官ノ聽取調書ヲ第一審裁判ノ證據ニ供シタルハ違法ナルニ之レヲ採可シタル原裁判ハ不法ナリト云フニ在レトモ横須賀警察署ニ於テ作リタル聽取書ト題スル書面ヲ閱スルニ被告ニ署名捺印セシメタル事跡ナク單ニ被告ノ陳述ヲ錄記シタルニ止マリ豫審ニ屬スル處分ヲ爲シタルモノニアラス然レハ第一審判決之レヲ斷罪證據ノ一部ニ供シタルモ敢テ不法ト云フヲ得サルヲ以テ原院カ第一審判決ヲ取消サ、ルハ亦違法ニアラス

同第四ノ要旨ハ第一審裁判ノ事實ヲ叙スルヤ貯金預人原簿偽造行使ナリト曰ヒ而シテ其法律ヲ適用スルヤ貯金預人原簿變造行使ナリト云フ夫レ偽造ト變造トハ事實ニ於テ大ニ異ナル理由齟齬ノ裁判ナルニ之レヲ採可シタル原裁判ハ亦不法ナリト云フニ在リ因テ第一審判決書ヲ查閱スルニ被告ハ云々わいた號貯金預ケ人名簿ヲ取出シ云々此變造ノ原簿ヲ前キノ

位置ニ置キタリトアリ又其後云々わいた號貯金預ケ人原簿ヲ取出シ云々ト前同一ノ事實ヲ認メアリ而シテ法律適用ノ部ヲ看ルニ第一第二項ヲ通シテ云々及貯金預ケ人原簿變造行使ノ所爲ハ云々トアリテ總テ變造ト爲シタルモノニテ前後ノ理由ニ齟齬アルコトナシ而シテ原院モ亦同一ノ事實ヲ認メ同一ノ法律ヲ適用シタルカ故ニ第一審判決ヲ相當ナリト判決シタルモノニ付決シテ不法ニアラス

同第五ハ原判文法律適用ノ末段ニ「同第百條ニ則リ一ノ重キ第一項ノ官印偽造使用ノ所爲ニ從ヒ處斷スヘキモノトス」トアリ茲ニ特ニ第一項ト掲ケテ他項ヲ排除シ第二項ニ問及セサル所以ノ者ハ何ソヤ第一審裁判ハ以テ第一項ト第二項トハ各單獨ノ所爲別個ノ罪ニシテ而シテ第一項ノ官印偽造使用ノ罪ハ第二項ノ偽造官印使用ノ罪ヨリモ重シト爲セルカ否レハ一ノ重キ第一項ノ官印偽造使用ナル文詞何ニ因テ來ランヤ果シテ然ラハ第一審裁判ハ後段所論ノ如ク第一項ト第二項トハ連續犯ニシテ一罪タルヘキヲ二罪トシ刑法第百九十五條同第百條ヲ失ツテ官印偽造使用罪ト偽造官印使用罪トヲ輕重簡捨シタルノ乖迂アリ而シテ之レヲ採可シタル原裁判ハ亦不法ナリ」同第六ノ要點ハ第一審裁判ハ判文第一項ト第二項トノ二所爲ヲ以テ實質上各獨立別個ノ一罪トシテ論セラレタリ是レ一罪ヲ以テ二罪ト爲シタルノ戾悖ヲ免レサル可シ失レ同時場所ヲ異ニシ有形的事爲ニハ間斷アリト雖トモ無形的意思ノ終始一貫シテ同職ノ事ヲ屢次行フハ連續犯ニシテ一罪タルヘキモノトス今判文第一項第二項ノ所爲ハ所謂連續犯ナルニ二罪トシテ論セラレタル戾悖ノ第一審裁判ヲ採可シ

タル原判決ハ亦不法ナリト云フニ在レトモ第一審判文第二項ヲ看ルニ其後被告平常ノ如ク管理所ニ出務シ陰カニ事後ノ景況ヲ窺フニ更ニ犯跡ノ發覺セル狀ナキヨリ再ヒ同一ノ方法ヲ用ヒ金圓ヲ騙取セント欲シ云々トアリテ被告カ第一第二ノ所爲ハ別個ノ犯罪ト認メタルモノニテ連續犯ト認メタルモノニアラス又原院判決ニ於テモ同一ノ認定ナリ而シテ法律適用ノ部ヲ閱スルニ第一第二項ヲ通シテ云々ト掲ケ第一審判決ハ職印偽造使用ノ所爲ハ云々第二審ハ其官印ヲ偽造シ使用シタル所爲ハ云々ト掲ケタルハ總テ刑法第百九十五條ノ適用ニ其表題ヲ掲ケタルニ過キヌシテ第一項ノ官印偽造使用第二項ノ偽造官印使用ノ二所爲ニ對シ同法條ヲ適用シタルコト明カニシテ毫モ不法ト認ムヘキ點ナシ故ニ原判決第一審判決ヲ相當ナリトシタルハ決シテ不法ニアラス

辯護人高木益太郎カ辯明書ノ第一要旨ハ本件告發狀ハ郵便爲換貯金管理所長佐野渡カ其職務ヲ行フニ因リ認知告發シタルモノナルニ付其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ向テ呈出セサルヘカラサルモノナルニ事茲ニ出ス燧町警察署長藤崎清秋ニ向テ告發シタルモノナルニヨリ告發狀ノ効力ナキハ固ヨリ言フ俟タス故ニ第一審裁判所カ之ヲ斷罪ノ資料トシテ採用シタルハ不法ナリ從テ被告人ノ控訴ハ其理由アル者ナルニ原院カ棄却ノ判決ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニ在リ因テ按スルニ官吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シタル場合ニ於テハ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發スヘキハ當然ノ手續ナリ然ルニ本件告發官吏カ告發狀ヲ檢事ニ提出セズ警察署長ニ差出シタルハ其手續ヲ誤マリタルモノト雖モ其手續ヲ誤リタルハ官印官文書偽造等詐欺取財事件

爲メニ該告發狀ノ無効ニ歸スヘキノ謂ハレナシ故ニ第一審裁判所カ之レヲ附憑ノ一部ニ供シタルモ敢テ不法ト云フヲ得サルモノニ付原院カ第一審判決ヲ相當ナリトシ被告ノ控訴ヲ棄却シタルハ亦不法ニアラス

同第二要點ハ本件警部巡查カ關係者ヲ訊問シ署名捺印セシメタル無効ノ聽取書ヲ第一審判決附憑トシテ採用シタル不法アルモノニ付被告ノ控訴ハ其理由アルモノナルニ原院カ棄却ノ判決ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ第一審判決文法律適用ノ部ヲ看ルニ被告ノ聽取調書ヲ證據ト爲シタル事跡アルモ關係人ノ聽取書ヲ證據ト爲シタル事跡ナシ要スルニ本論旨ハ謂ハレナキ論旨ナルヲ以テ上告ノ理由トナラス
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則リ判決スルコト左ノ如シ
本案上告ハ之レヲ棄却ス

明治三十年三月二十五日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

- 裁判長 判事 原田種成 判事 寛元忠
- 同 永井岩之丞 同 川目享一
- 同 龜山貞藏 同 伊藤徳治
- 同 十時三郎

窃盜事件 明治三十年三月二十九日判決
判決要旨

逮捕及告發に付ての調書を作成するは假豫審處分にあらずして捜査處分なりとす

說明

司法警察官が準現行犯にあつるを誤て逮捕告發調書を作成せりとするも元來司法警察官は檢事の補助官として捜査處分を爲すの權限あるものなれば敢て越權外の處置として之を咎むべきにあらず

第一審 甲府地方裁判所 第二審 東京控訴院

被告人 上條安次郎 訴訟代理人 辯護士 國崎清

右竊盜被告事件ニ付明治三十年三月三日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

上告趣旨ノ第一點ハ原院ハ第一審ニ於テ司法警察官カ誤テ本件ヲ準現行犯トシテ取調ヘタル被害者ノ訊問調書ヲ斷罪ノ證據ト爲シタルハ失當ノ處置タルヲ免カレサルコトヲ認メナカラ其逮捕告發調書ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルハ理由ノ齟齬ナリト云フニ在レトモ司法警察官ニ於テ刑事訴訟法第五十九條ノ規定ニ從ヒ逮捕及告發ニ付テハ調書ヲ作成スルハ假豫審處分ニアラスシテ捜査處分ニ屬ス可キモノナリ原來捜査處分ヲ爲スハ現行犯タルト非現行犯タルトヲ問ハヌ司法警察官ハ檢事ノ補佐トシテ其職權アルモノナレハ原院ハ認メタル

窃盜事件

如ク假令本件ハ準現行犯ニ非サルニ司法警察官カ誤テ準現行犯ト認メタルモノトスルモ逮捕
 捕告發調書ヲ作成シタルハ職權外ノ事ヲ爲シタルモノニアラス故ニ右調書ノ無効ニ歸ス可
 キ理由ナキニ付原院カ之ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルハ決シテ不法ニアラサルナリ
 同第二點ハ右ノ如ク原院ハ第一審ニ於テ司法警察官カ誤テ本件ヲ準現行犯トシテ取調ヘタ
 ル被害者ノ訊問調書ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ナルコトヲ認メナカラ逮捕捕告發調書ヲ
 證據ニ供シタルノミナラス其他ノ訊問調書ニ付何等ノ理由ヲモ付セサルハ不法ナリト云フ
 ニ在レトモ原院カ逮捕捕告發調書ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルコトノ不法ニアラサルコトハ已ニ
 前項ニ於テ説明シタルカ如シ又司法警察官ノ作成セシ被告ノ訊問調書ハ第一審ニ於テ之ヲ
 罪證ニ供セサリシヲ以テ隨テ原院ハ此調書ニ付理由ヲ説明ス可キ等ナシ故ニ本論旨モ亦相
 立タサルモノトス
 同第三點ハ本件ハ準現行犯ニアラス故ニ司法警察官ノ意見書逮捕捕告發調書被告ノ訊問調書
 ハ共ニ違法無効ナルニ第一二審ニ於テ此等ヲ證據ニ供シタルノミナラス原院ニ於テ反證提
 出ノ申立ヲ漫然却下シ無罪ノ判決ヲ與ヘタルハ違法ナリト云フニ在レトモ司法警察官ノ逮
 捕告發調書及ヒ被告ニ對スル訊問調書ニ付テハ第一二點ノ説明ニ依テ了解ス可シ又其意見
 書ノ如キハ現行犯タルト非現行犯タルトニ拘ハラズ之ヲ斷案ノ資料ニ供スルモ決シテ妨ケ
 アル可キノ理ナシ而ルヲ况ヤ各意見書ハ第一二審共ニ之ヲ罪證ニ供セサルニ於テオヤ又原
 院カ反證提出ノ申立ヲ却下シタリトノ論旨ハ原院ノ公判始末書ニ照スニ書類ノ取寄セ及ヒ

被告ト被害者トノ對質申請ヲ指シタルモノナル可シ果シテ然ラハ此等々申請ニ對シ其必要
 アルヤ否ヤヲ判別シテ之ヲ許否スルハ原承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ其之ヲ採用セザ
 リシヲ以テ不法ナリト爲スコトヲ得ス
 辯護人國崎清ノ擴張論旨ハ原院ニ於テ第一審裁判所ノ檢事カ本件ヲ準現行犯トシテ被告ニ
 對シ拘留狀ヲ發シ審問ヲ爲シ公訴ヲ提起シタル違法ノ行爲ヲ看過シタルハ不法ナリト云フ
 ニ在レトモ檢事ノ公訴ヲ提起スルヤ其形式上闕クル所アラサレハ前後ノ手續等ニ關シ原院
 ニ於テ逐一之カ當否ヲ判定スルコトヲ要セス故ニ本論旨モ亦適法ノ理由ナキモノトス
 辯護人國崎清ニ於テ上告申立ヲ爲シタルト雖モ定期内被告本人ヨリ上告ヲ爲シタル上ハ右
 辯護人ノ上告ハ其効ナキモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本案ノ上告ハ之ヲ棄却ス
 明治三十年三月二十九日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

- 裁判長 判事 原 田 種 成 判事 寬 元 忠
 同 永井岩之丞 同 川目亨一
 同 龜山貞義 同 伊藤悌治
 同 十時三郎

詐欺破産事件

明治三十年第二四七號
 明治三十年四月五日判決

判決要旨

詐欺破産事件

別件の記録中にある證人參考人の供述を採りて斷罪の證料とあし得可
きや否の論難は證據取捨の批難たるに過ぎず
別件の證人調書を援用して證料に供するは之を以て參考證と爲すにあ
りて證言として効力を有せしむるものにあらず

說明

證據取捨は全く事實承審官の自由ある心證に因りて之を定むべきものを
以て縦令別事件に係る記録中に存在する證人參考人の供述と雖も採りて
斷罪の證料に供するも不法あることなしされは其採捨の當不當を論難す
るは此れ承審官の自由なる證據取捨を批難するに外ならずして上告の理
由たからざるあり

證言は其事件に關してのみ其効力を有すべきものあるか故に別事件の證
人調書を採りて直に本件の證言として其効力を有せしむることを得ず然
とも單に判事の考覈の資料として之を供するは敢て不法にあらざるなり

第一審 長崎地方裁判所

第二審 長崎控訴院

被告人 高取義一郎
古賀鶴一
副島勝忠

訴訟代理人 辯護士 岸 小三郎

右詐欺破産被告事件ニ付明治三十年二月七日長崎控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告

ヨリ上告ヲ爲シタリ依テ本院ハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ
如シ

被告高取義一郎上告趣旨ノ第一ハ原裁判ハ理由ニ齟齬アルモノトス何トナレハ原裁判ハ被
告ノ行爲中何レノ部分カ詐欺破産ノ罪ヲ構成スルヤヲ指摘セサルモノニシテ原裁判ノ所謂
詐欺破産ハ被告カ三千三百五十餘圓ヲ借入レタルヲ云フカ將タ又五百七十圓ヲ携ヘテ臺灣
行ヲ爲シタルヲ云フカ分明ニ指摘セサルモノニシテ其判示スル所前後相齟齬スルモノト云
ハサルヘカラス或ハ前者後相俟ツテ詐欺破産ヲ構成スト云フカナレトモ若シ斯ノ如ク云
フトキハ原裁判ハ被告等ノ惡意ノ事實ニ顯ハレタル時期ヲ明確ニ指示シ居ラサルニ付判決
ノ理由ヲ附セサルモノトナレリト云フニ在レトモ原判文ヲ査閱スルニ「(前略)會社維持ノ
目的ナキハ勿論到底債務ヲ辯濟スル能ハサルヲ豫知シナカラ云々本田ヨシ外數百名ヨリ合
計金三千三百五十餘圓ヲ借入レ其收支ヲ曖昧ニ付シ云々」トアリテ被告ニ詐欺破産罪ノ行
爲アリト認メタルハ專ラ此點ニアルコトハ判文全體ヲ通讀シ其判旨ノアル處明瞭ニシテ其
他ノ事實ノ如キハ本件ノ事實ヲ明確ナラシムル爲メ之ヲ叙列シタルニ止レハ原判決ハ理由
ノ不備又ハ齟齬ノ廢アルコトナシ」其第二ハ要スルニ原裁判ハ一件記録上顯著ナル事實ヲ
忘却シテ不法ニ事實ヲ認定シタルモノナリト云フニ在リ」其第三ハ原裁判ハ商法第千五十
條ノ解釋ヲ誤リタルモノニシテ同條ニ於ケル犯罪行爲ハ常ニ其營業ノ範圍内ニ於テ其營業
上ノ信用ヲ利用シテ爲シタルモノナルコトヲ忘却スヘカラス若シ其營業外ノ事柄ニ付

詐欺破産事件

不法ノコトヲ爲シタルトキハ或ハ商法第五十一條ノ罪ヲ構成スルコトアルヘク或ハ他ノ
刑法上ノ犯罪ヲ構成スルコトアルヘキモ決シテ商法第五十條ノ犯罪ヲ構成スヘキモノニア
ラス今本件會社ハ貸金會社ナルニ原院ノ認ムル如ク他ヨリ金錢ヲ借入ルコトヲ本務トシ
タルモノナレハ被告カ業務擔當人トシテ爲シタル所爲ハ決シテ會社營業ノ範圍内ノコトヲ
爲シタルモノニアラサルナリ然ルニ原院カ本件ニ付商法第五十條ヲ適用シタルハ不法ナ
リト云フニ在リ其第四ハ原判決ハ前項ノ外尙ホ商法第五十條ヲ解釋適用ヲ誤リタルモ
ノニシテ凡ソ商事會社ニ在リテハ其會社ノ成立ノ正當ナルコトヲ必要トスヘキモノナルニ
若シ會社ニシテ當初ヨリ法律上ノ不正アルトキハ其名義ノ如何ニ關セス他ノ犯罪ノ豫備若
クハ手段ニ係ル一種ノ魔物ト視ルノ外ナシ故ニ被告ノ行爲ニシテ若シ犯罪ノ所爲アリトヤ
ハ一般刑法若シクハ他ノ罰則ニ準據シテ之ヲ罰スルハ格別商法第五十條ニ依リ處罰セラ
レシハ不法ナリト云フニ在リテ以上ノ論旨ハ孰レモ原承審官ノ職權ニ存スル事實ノ認定ニ
對シ徒ラニ批難スルニ過キサルモノナレハ適法上告ノ理由ト爲スヲ得ス

同辯明書ノ第一ハ被告ハ明治二十九年二月五日日本件ノ根原タル破産決定正本ノ送達ヲ受ケ
タルニ依リ抗告ヲ爲シタル處長請控訴院ニ於テ右決定ハ廢棄シ破産宣告ノ申立ハ之ヲ棄却
スト言渡サレタルニ依リ被告ハ己ニ破産者ニ非サルヲ以テ右ニ付テ處ノ刑事ハ直ニ免訴ノ
言渡ヲ受タリ然ルニ長崎地方裁判所豫審判事ヨリ其免訴ノ言渡アリタル同日即チ三月十日
再ヒ詐欺破産ノ罪名ヲ以テ拘留狀ノ送達アリタリ斯ノ如ク同一ノ事件ニ付同一ノ裁判所カ

九十二

重複ノ起訴ヲナシタルハ其手續ヲ誤リタルモノニシテ該起訴ハ其効ナキモノニ歸ス然ルニ
原院カ此起訴ナキ公訴ヲ受理シ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ不法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ
一件記録ヲ査閱スルニ疑キニ被告カ受ケタル破産決定ハ被告ヨリ抗告ノ未該決定ハ廢棄シ
破産宣告ノ申立ハ之ヲ棄却スト言渡サレ從テ豫審判事カ免訴ヲ言渡シタルハ上告論旨ノ如
クナレトモ其言渡シト同日即チ三月十日ニアリテ長崎地方裁判所ニ於テ更ニ破産決定ヲ爲
シ其決定ニ基キ檢事カ本件ヲ起訴シタル事實ハ三月十日付破産決定書并ニ豫審請求書ニ依
リ明白ナレハ本件起訴ノ無効タルヘキ謂レナシ故ニ原院カ本件ノ公訴ヲ受理シ相當ノ法條
ヲ適用處斷シタルハ毫モ不法ノ點アルコトナシ其第二ハ免訴ニ依リ起訴ノ消滅ニ歸シタ
ル以上ハ豫審ノ終結モ亦無効タラサルヘカラス免訴以前ニ爲シタル調書ハ免訴ニ依リ其効
ヲ失シ免訴後ハ無論豫審ヲ爲スヘキ理ナケレハ之レカ終結アルヘキ筈ナシ然ルニ斯ル無數
ノ終結ニ依リ公訴ヲ受理シ有罪ノ判決ヲ與ヘラレシハ不法ナリト云フニ在レトモ本件ハ適
式ノ起訴アリタルコト前項ニ説明スル如クナレハ本論旨ニ對シ逐一説明ヲ與ヘス其第三
ハ原判決ニ於テ本田ヨシ外數百名ヨリ合計凡三千三百五十餘圓云々ト認メラレタレトモ數
百名ニアラスシテ數百名ナルコト又其収支ヲ曖昧ニ付シ云々トアレトモ其収支ハ明瞭ニシ
テ決シテ曖昧ナラサルコトハ各證憑ニ依リ其事實ハ徵シ得ラルヘシ然ルニ斯ク認定セラレ
シハ不法ナリト云フニ在レトモ事實ノ認定ハ原承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ其認定ニ
對スル論難ハ上告ノ理由トナラス

詐欺破産事件

九十三

同辯明追加書ノ要旨第一ハ原判文ニ列舉スル檢第一五九一號ノ詐欺破産事件ノ記録中ニア
ル證人參考人等ノ豫審調書ハ悉ク被告ト勝忠トノ關係ヲ證スルニ止マリ本件ノ骨髄タル有
罪行為ノ有無ニ付テハ毫モ觀ルヘキモノナシ又證人中、田中禮從外七名ハ本件ニ關スル民
事原告人ナルヲ以テ無効ノ證人ナリ尙本田ヨシハ拾六歳未滿ノ幼者、内田安吉ハ丸滿貸金
合資會社ノ雇書記ニシテ共ニ證人タルノ資格ナキモノナリ又荒川秀太郎被告義一郎ノ對質
調書高木織一郎被告義一郎ノ對質調書トアリテ秀太郎等ハ證人タルカ參考人タルヤ知ルニ
由ナシ又被告カ當公廷ニ於ケル陳述ノ一部ニ徴シ云々トアリテ被告トハ被告中何人ヲ指ス
カ知ルニ由ナシ又登記簿原本破産決定正本ヲ以テ斷罪ノ證料トセラレシモ右等ノ證料ハ破
産以前ノ事實ヲ證シ得ヘキモ其以後ニ於ケル有罪行為ノ點ニ就テハ何等ノ効ナキハ言テ埃
タサルナリト云フニ在レトモ別件ノ記録中ニアル證人參考人等ノ供述カ本件斷罪ノ證料ト
爲リ得ヘキヤ否ヤニ付テハ論難ハ證料ノ取捨ヲ批難スルニ過キサハモナリ又別件ノ證人
調書ヲ援引シテ本件ノ證料ト爲スハ一ノ參考證ト爲スニ止マリ之ヲ以テ本件ニ對シ證言タ
ルハ効力ヲ有セシメタルモノニアラス故ニ右證人等ハ假リニ證人タルノ資格ニ闕クル處ア
ルモノトスルモ探證上違法ノ廉アルコトナシ又荒川秀太郎ハ參考人高木織一郎ハ證人タル
コト其對質調書ニ明載シアレハ其證人タルカ參考人タルカハ調書ニ付了解スルヲ得ヘシ又
被告カ當公廷ニ於ケル陳述ノ一部トアレハ其被告トハ被告全部ヲ指示シタルコト言テ埃タ
サルナリ又ハ登記簿及ヒ破産決定書ニ付テハ論旨ハ是亦原院ノ職權ニ存スル證據ノ取捨ヲ

批難スルニ過キサハモノニシテ固ヨリ上告ノ理由ナシ
其第二ハ原院カ認ムル處ニ依レハ被告カ擔當ニ係ル丸滿貸金會社カ負フタル三千三百五十
餘圓ノ債務ハ預リ金ナルカ將タ借入金ナルカ其性質明瞭ナラシメサルハ理由不備ノ判決ナ
リト云フニ在レトモ其債務中ニハ預リ金ノ名義モアルヘク又借入金ノ名義モアルヘクナレ
トモ其名義ノ何如ハ本件犯罪ノ成立ニ影響ヲ生セサレハ之ヲ示スルノ要ナシ」其第三ハ上
告趣旨第三第四ノ論旨ヲ反覆敷衍スルニ過キサハモノナレハ其說明ニ於テ了解スヘシ
被告古賀禰吉上告趣旨ノ第一乃至第六ハ要スルニ被告ハ丸滿貸金合資會社ノ擔當員タリシ
モ同會社トノ特約ニテ單ニ氏名ヲ貸シタルニ過キヌシテ其實毫モ其業務ニ預カラサルモノ
ナリ故ニ本件犯罪行為ノ如キハ被告ノ關係ヲ有セサルモノナルニ原院カ商法第五十條ヲ
適用シ被告ニ對シ有罪ノ判決ヲ與ヘラレシハ不法ナリト云フニ在レトモ事實ノ認定ハ原院
ノ職權ニ屬ス故ニ其認定ニ對シテハ他ヨリ容喙スルヲ得サルモノナレハ本論旨ハ上告ノ理
由トナラス
同擴張書ノ第一第三ハ原判文中ニ大黒町本田ヨシ外數百名ヨリ合計金三千三百餘圓借入レ
云々トアリテ其本田ヨシハ債權者トシテ本件ノ破産申請ノ訴訟ヲ爲シタルモノナルモ同人
ハ別紙證明書ノ通リ本田安次郎ノ妹ニシテ十三歳ノ幼者ナルヲ以テ債權ニ付テハ訴訟無能
力者タルモノナリ而シテ本件ノ公訴ハ畢竟同人ノ爲シタル破産申請ニ基キタルモノナレハ
其公訴ハ不能ニ出テタルハ無効ノ公訴ナリト」其第三ハ原判決中證人本田ヨシ云々トアリ
辭狀破産事件

本田ヨシヲ證人トシテ取調ヲ爲シタルモノ、如シ然レトモ本田ヨシハ十三歳ノ幼者ニヨリ證人トシテ取調ヲ爲スヘキ理由ナキナリ斯ク證人ノ資格ナキ豫審調書ナルニモ拘ハラズ原院カ正當ノ證人ト推定シ之ヲ採用セシハ不法ナリト云フニ在レトモ本件ノ公訴ハ本田ヨシノ申立ニヨリ長崎地方裁判所カ明治二十八年十一月二十五日ニ爲シタル破産決定ニ基キタルモノニアラスシテ明治二十九年三月十日同地方裁判所カ職權ヲ以テ爲シタル破産決定ニ基キタルコトハ一件記録ニ徴シ明瞭ナルノミナラス本田ヨシナルモノハ檢第一五九一號事件ノ記録中ニ綴込ミアル同人ノ豫審調書ニ依レハ住居ハ大黒町三十四番戸年齢ハ五十一歳トアリテ一件記録中同人ハ果シテ本田安次郎ノ妹ニシテ十三歳ノ幼者タルコトヲ確認スヘキモノナシ又本田ヨシハ十三歳ノ幼者ト認ムヘキ證ナキノミナラス同人ノ豫審調書ハ前件即チ檢第一五九一號事件ニ付テノ證人調書ナレハ之ヲ本件事件ニ採用スルノ不當タハサルコトハ相被告高取義一郎ノ辯明追加書第一ノ説明ニ依リ了解スヘシ

被告副島勝忠上告趣旨第一ハ原院ノ認ムル處ニ依レハ本件會社ハ商會社ニアラサルノ事實ヲ認得セルモノト云ハサルヲ得ス何トナレハ他ヨリ金錢ヲ借リ入ルコトヲ本務トシ云々ト判示シテ單ニ借入金ノミヲ爲ス商會社アラサレハナリ然ルニ原院カ商法第千五十條ヲ適用シテ有罪ノ判決ヲ爲セシハ不法ナリト云フニ在レトモ原判文ヲ通讀スルニ其借リ入金ヲ爲シタルノミヲ以テ詐欺破産ノ行爲ト認メタルニアラサルコトハ相被告高取義一郎ノ上告趣旨第一ニ對スル説明ノ如クナレハ同説明ニ依リ了解スヘシ」其第二ハ原院カ呼出

九十七

狀ヲ發セシメシテ直サニ審判セシハ不法ナリト云フニ在レトモ若シ手續上欠クル處アリテ被告ノ不利益トセンカ公判開廷ノ際違法ノ點ヲ申立更ニ正式ノ呼出狀發付ノ請求ヲ爲スヲ得ヘカリシニ當時異議ノ申立ヲ爲サズ辯論終結シテ判決ヲ受ケタル上ハ其違法アルヲ名トシ原判決ヲ破毀スルノ理由ト爲スヲ得ス」其第三ハ高取義一郎辯明追加書第二ト其趣旨ヲ同フシ其第四ハ同追加書第一中第三段ノ趣旨ト同一ニ歸スルニ付同説明ニ讓リ爰ニ再說セ

被告高取義一郎副島勝忠辯護人岸小三郎上告趣旨擴張書ノ第一ハ要スルニ高取義一郎ノ上告趣旨第一ト其論旨同一ニ歸着スルニ付同説明ニ依リ了解スヘシ」其二ハ原判文ノ主旨ニ依レニ被告等ハ當初ヨリ詐欺ヲ目的トスルモノニシテ商法第六十七條第一項ニ所謂法律ニ背キ又ハ禁止セラレタルコトヲ目的トスル會社ニ該當シ初メヨリ無効ノモノナリ又其所爲タルヤ商事ヲ爲シ支拂ヲ停止シタルモノト云フコトヲ得サルヲ以テ破産法ノ適用ヲ受クヘキモノニ非ス然ルニ原院カ詐欺破産ヲ以テ論シタルハ不當ノ裁判ナリトフニ何レトモ違ハ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キサルモノナレハ上告ハ其理由ナシ」其第三ハ被告勝忠ハ本件破産會社ノ業務擔當ノ任アル社員ニアラサルコトハ原判文ノ末段ニ明記スル所ナレハ原院ニ於テハ勝忠ハ商法第千五十二條末段ニ因リ處罰セラレタルモノナルモノナルヘシ若シ然ラハ如何ナル手段方法ヲ以テ犯者ヲ助ケ又ハ破産者ノ利益ノ爲メニ有罪行爲ヲナシタルヤヲ説明スヘキニ原判文ニ於テハ漠然勝忠ハ其名義ヲ表セサリシモ陰ニ

詐欺破産事件

九十七

九十八

會社ノ主宰トナリ云々トノ記載シ其手段方法ヲ明示セサルハ理由不備ノ判決ナリト云フニ在リトモ原判文ヲ査閱スルニ其冒頭ニ被告勝忠ハ一ノ貸金會社ヲ設立シ利ヲ射シコトヲ企圖シ云々ト掲ケ其以下ニ於テ義一郎鶴吉等カ詐欺破産ノ行爲アルコトヲ詳説シ而シテ末段ニ至リ勝忠ハ其名義ヲ表セザリシモ陰ニ該會社ノ主宰トナリテ終始諸般ノ謀議ヲ爲シタルモノナリトアリテ義一郎鶴吉ノ行爲ニ付テハ勝忠カ主トナリ謀議ヲ爲シタル事實ハ判文上自ラ明瞭ナレハ原判決ハ上告論旨ノ如ク理由不備ノ判決ニアラス」其第四ハ原院公判始末書ヲ見ルニ其末尾ニ於テ單ニ同二月二十七日裁判長ハ前席同様ノ手續ニテ開廷裁判ヲ言渡シ云々ト記載アリテ判決言渡ノ際手續ノ同様ナルモ果シテ適法ニ裁判所ヲ構成セシヤ何人カ列席センヤ又被告人ハ身體ノ拘束ヲ受ケスシテ出廷シタルヤ且又言渡ヲ公行セシヤ等毫モコレヲ知ルヲ得ス從テ原判決ノ當否ヲ判斷スルヲ得サル不法アルモノナリト云フニ在リトモ前席同様ノ手續トハ意義明確ナラサルニモセヨ前席同様ノ手續トアレハ適法ニ裁判所ヲ構成セシコト被告人ノ身體ヲ拘束セサルコト及ヒ言渡ヲ公行シタルコトハ前後席ノ公判始末書ニ徴シ知ルヘキナリ若シ之ヲ外ニシテ他ノ手續ノミヲ指シタルモノトセハ其手續トハ何等ノ手續ヲ指シタルモノナルカ遂ニ其意義ノアル處ヲ知ルニ由ナカラントス故ニ其手續トハ廣義ニ之ヲ解釋シ前席顯示ノ如ク解スルヲ相當ナリトス」其第五ハ被告高取義一郎ノ上告趣旨第一被告吉賀鶴吉ノ擴張書第一乃至第三ト其趣旨同一ニ歸着スルニ依リ同說明ニ譲リ爰ニ復説セシ

二十六

右ノ理由ニ付刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年四月五日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長 判事 原田 種成 判事 寬 元 忠
 同 永井岩之丞 同 川目 亨 一
 同 龜山 貞義 同 伊藤 悌 治
 同 十 時 三 郎

強竊盜教唆及贓物故買事件

明治三十年第二四九號
明治三十年四月五日判決

判決要旨

強竊盜罪の公訴中には贓物故買罪をも包含したるものと認めざるを得ず

説 明

強竊盜罪と贓物故買罪とは犯罪の目的物同一にして密接の關係を有するものあるを以て強竊盜罪の公訴提起ありたる時は贓物故買罪に付ても公訴ありたるものと認めざるを得ずこの故に強竊盜罪の公訴あるに拘らず更に贓物故買罪の公訴を起すにあらざる限りは其故買罪に付き受理審判するを得ずと論難するは其當を得ざるものとす

第一審 浦和地方裁判所 第二審 函館控訴院

被告人 阪本福壽 杉山丈助

訴訟代理人 辯護士 野 牧 充 安 高木益太郎

右福壽カ強竊盜教唆助カ賍物故買被告事件ニ付明治三十年三月六日函館控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告兩名ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ
被告福壽カ上告趣旨ノ第一點ハ被告峰岸庄太郎等ノ所爲ハ被告ノ教唆ニ出テタルモノ、如ク斷定シ剩ヘ器具ヲ給與シ嚮フ所ヲ指示シタリト認メタレトモ豫審ニ於テハ之ヲ認メス且公訴以外ノ事實ヲ附會セリ而シテ教唆罪成立ノ要素ナキコト訴訟記録等ニ徴シテ明瞭ナルニ原院カ強竊盜教唆罪トシテ處斷シタハ不法ノ判決ナリト云フニ在レトモ原院ノ認定セシ被告ノ所爲ハ公訴以外ノ事實ニアラサルコト檢事ノ豫審請求書ニ照シテ明白ナリ又事實ノ認定ハ豫審終結ノ決定ニ拘束セラルヘキモノニアラス故ニ本論旨ハ要スルニ原承審官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キサレモノトス

同第二點ハ原院於テ被告ヨリ利益トナル可キ事實ヲ申立ラントセシモ訊問外ノ辯解ヲ爲スニ及ハスト制止シ又證人參考人ノ喚問等ヲ申請シタルニ之ヲ採用セセサシハ違法ナリト云フニ在レトモ原院ノ公判始末書ヲ查閱スルニ被告ノ辯解ヲ差止メタルカ如キ事跡ノ見ル可キモノナシ又證人喚問等ノ申請ニ付其必要アルヤ否ヤヲ判斷シテ之ヲ許否スルハ原承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ右申請ヲ採用セサリシヲ以テ違法ナリト爲スコトヲ得ス

同第三點ハ原院ニ於テ各證據ノ取調ヲ爲サス被告ニ意見ノ有無ヲ問ハス單ニ押收ノ物件ハ數多アリ一々開封シテ見ルノ必要ナク大畧目錄ニテ知ルコトヲ得ルニ付省畧ストノ命ヲ下シテ其目錄ヲ示サス又一件記録ハ夥多アリテ其讀問ハ容易ナラサレハ省畧ストノ命ヲ下シタルハ違法ナリト云フニ在レトモ原院ノ公判始末書ヲ查閱スルニ「被告兩名ニ間フ證據書類ノ朗讀ヲ省畧シテモ異存ナキヤ答異存ナシ云々」ト記載シアルニ依レハ證據物件一切ヲ示シタリ類ノ朗讀ヲ省畧シテモ異存ナキヤ答異存ナシ云々此時押收シタル證據物件一切ヲ示シタリ被告兩名ニ間フ各證據ニ對シ辯解スルコトアリヤ云々」ト記載シアルニ依レハ證據物件一切ヲ示シテ被告ニ意見ヲ求メ又證據書類ノ朗讀ヲ省畧セシコトハ被告ニ於テ異存ナカリシコト明白ナレハ毫モ違法ノ塵アルコトナシ

同第四點ハ原院ニ於テ判決言渡ヲ爲スニ當リ唯其主文ノミヲ朗讀シ事實ノ認定法律ノ適用ハ宮城控訴院ノ通リト言渡シ已ニ破毀サレタル同控訴院ノ判決ヲ援引シタルノミナラス理由ヲ朗讀シ又ハ其要領ヲ告ケサリシハ違法ナリト云フニ在レトモ原院ノ公判始末書ヲ查閱スルニ別紙ノ通リ判決ヲ言渡シ云々ト明記シアルニ付原判決全部ヲ朗讀シタルコト明瞭ナリ故ニ本論旨ハ其謂レナキモノトス

同第五點ハ檢事ノ公訴及ヒ豫審ノ決定ハ不完全ナルニ付公訴不受理ノ言渡ヲ爲サ、ル可カラサルニ原院ハ右公訴等ニ羈束セラレ判決ヲ與ヘタルハ不法ナリト云フニ在レトモ何故ニ檢事ノ公訴及ヒ豫審終結ノ決定ハ不完全ナルヲ以テ公訴受理ス可カラサルモノナリト爲スヤ又何故ニ原院ハ之ニ羈束セラレテ判決ヲ與ヘタルモノト爲スヤ其理由ヲ開陳セサルニ付

強竊盜教唆及賍物故買事件

キ到底其趣旨ノ存スル所ヲ了解スルコト能ハス故ニ本論旨ニ對シテハ説明ヲ與フルニ由ナキモノトス

同擴張論旨ノ第一點ハ原院ニ已ニ破毀セラレタル宮城控訴院ノ判決費用ヲ原判決中八號ノ事件ニ付犯罪供用ノ刀二本ハ被告カ貸與ヘタルモノト認メタルハ不法ナリト云フニ在テ要スルニ原承審官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キス

同第二點ハ村松榮吉高橋市五郎神崎龜吉吉羽鷺五郎方ニ於ケル竊盜事件ハ起訴アリタルモノナルニ原院ニ於テ之ニ對シテ判決ヲ與ヘス却テ原判決中イ號チ號又號ル號ノ強盜ノ所爲ニ付被告ノ關與シタル事實ナキニ有罪ノ判決ヲ與ヘタルハ不法ナリト云フニ在リ因テ右前段ノ論旨ニ基キ一件記録ヲ查閱スルニ宮城控訴院ニ於テ被告ニ對シ高橋市太郎方ノ竊盜事件ニ付テハ無罪ノ言渡ヲ爲シ村松榮吉神崎龜吉吉羽鷺五郎方ノ竊盜事件ニ付テハ檢事ノ公訴シタル事實ナキヲ以テ裁判スヘカラサルモノトノ言渡ヲ爲シタルコト其判文ニ照シテ明ナリ而シテ被告カ同控訴院ノ判決ニ對シ上告ヲ爲シタルハ其判決中前掲ノ被告ニ利益ナル部分ヲ除キ其他ノ不利益ナル部分ノミニ對スルモノト認ムルコト當然ナルノミナラス原院ノ公判始末書ニ照スニ閱フ汝ハ宮城控訴院ニテ無罪ニナリタル點モ不服ナルカ答證據不充分及ヒ裁判ス可カラストノ理由ヲ以テセシ分ハ控訴セサルモ云々トアルニ依ルモ被告ハ前掲ノ各竊盜事件ニ付テ既ニ已ニ宮城控訴院ノ判決ニ服シ隨テ其判決ノ確定シタルコト瞭然タリ故ニ原院カ此點ニ付判定ヲ與ヘザリシハ固ヨリ當然ナリトス而シテ後段ノ論旨ハ原承

審官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キサレハ固ヨリ採ルニ足ラス

同第三點ハ原院ニ於テ相被告峰岸庄太郎ノ喚問ヲ申請シタルニ之レヲ採用セザリシハ違法ナリト云フニ在レトモ右申請ヲ許否スルハ原承審官ノ職權ニ存スルノミナラス原院ノ公判始末書等ニ照スニ其申請ヲ爲シタル事跡ノ見ルヘキモノナシ故ニ本論旨モ亦相立タサルモノトス

同第四點ハ原院檢事ノ論告及ヒ答辨ヲ辨駁スルニ過キサレハ固ヨリ上告ノ理由トナル可キモノニアラス

同第五點ハ原院ニ於テ右藏田助次郎方ノ強盜事件ニ關スル檢證調書ハ豫審及ヒ第一審ニ於テ罪證ニ供セサルモノナルニ之ヲ斷罪ノ資料ニ供シナカラ公廷ニ提出セス尙ホ辯解ヲ求メザリシハ違法ナリト云フニ在レトモ右檢證調書ハ豫審及ヒ第一審ニ於テモ罪證ニ供セシコト明ナルノミナラス已ニ上告趣旨第三點ニ對シ説明セシ如ク原院ニ於テ證據書類ノ朗讀ヲ省察シタルハ被告ノ承諾スル所ニシテ其意見ヲ求メタルコトモ亦明ナレハ本論旨ハ其謂レナキモノト認ム

同第六點ハ原院ニ於テ相被告等ノ虛偽ノ供述ヲ採リ被告ヲ強竊盜ノ教唆ト斷定シタルハ不法ナリ云々ト云フニ在レトモ本論旨モ亦要スルニ原承審官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キス

辯護人牧野充安ハ被告丈助及ヒ其辯護人高木益太郎ノ上告論旨ヲ援用シ以テ被告福壽ノ上

強竊盜教唆及贓物故買事件

告諭旨ト爲ス旨申立タルニ付以下ノ説明ニ依テ了解ス可シ
 被告丈助カ上告趣旨ノ第一點ハ原判文ニ強竊盜ノ贓物タルノ情ヲ知リナカラ云々其品數大
 凡二百點ヲ買受ケタリトアルノミニシテ如何ナル物品ナルヤ之ヲ明示セサルハ違法ナリト
 云フニ在レトモ其點數ヲ明示シアル上ハ逐一之カ品質等ヲ明示スルコトヲ要セス故ニ本論
 旨ハ適法ノ理由ナキモノトス
 同第二點ハ右ノ如ク原判文ニ其品數大凡二百點ヲ買受ケタリトアレトモ其品ノ内大部分ハ
 贓物ニ取リタルモノニシテ買受ケタルモノニアラス且贓物タルコトハ毫モ認知セザリシモ
 ノナルニ原院カ情ヲ知リテ買受ケタリト認定セシハ不法ナリト云フニ在テ原承審官ノ職權
 ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キス
 辯護人高木益太郎カ辯明論旨ノ第一點ハ浦和地方裁判所ノ檢事ノ被告丈助等ニ關スル豫審
 請求書ヲ見ルニ「右之者共強竊盜犯坂本福壽ノ共犯ト思料候條云々」トアリ抑強竊盜罪ト
 贓物故買罪トハ全ク其罪質ヲ異ニスルモノナルカ故ニ強竊盜罪ノ公訴中ニ贓物故買罪ヲ包
 含ス可キモノトスルヲ得ス隨テ本件ノ公訴ハ受理ス可カラサルモノナルニ第一審及ヒ原院
 ノ措置茲ニ出テサルハ違法ナリト云フニ在レトモ強竊盜罪ト贓物故買罪トハ犯罪ノ目的物
 同一ニシテ密接ノ關係ヲ有スルモノナレハ強竊盜罪ノ公訴中ニ贓物故買罪モ亦包含シタル
 モハト認メサルヲ得ス故ニ第一審及ヒ原院ニ於テ本件ヲ受理審判シタルハ違法ニアラサル
 ナリ

同第二點ハ古茂田助次郎方強盜事件ノ檢證調書ヲ見ルニ其犯罪ノ日時ハ明治二十六年六月
 四日午前一時ヨリ同二時ニ終リ同日午前六時初メテ被害者ヨリ所轄警察署へ訴出テタルモ
 ノナレハ即チ非現行犯事件ナルニ付司法警察官カ檢證處分ヲ爲シタルハ越權ニシテ其調書
 ハ無効ナリ又司法警察官ニ於テ刑事訴訟法第九十二條第三項ノ規定ニ依リ自ラ檢證調書ヲ
 作ラスシテ立會人ヲシテ之ヲ筆記セシメタルハ不法ナリ然ルニ原院カ右檢證調書ヲ採テ以
 テ斷罪ノ資料ニ供シタルハ違法ナリト云フニ在リ因テ檢證調書ヲ査閱スルニ古茂田助次郎
 方ノ犯罪ハ明治二十六年六月四日午前一時ヨリ同二時ニ終リ而シテ同六時ニ至リ被害者ヨ
 リ所轄警察署へ訴出テタルコトハ本論旨ノ如クナルヲ以テ其間三四時ヲ經過セシト雖モ被
 害者方ヨリ警察署ニ至ル路程ノ距離等アリテ多少ノ時間ヲ要スヘキモノナレハ其三四時間
 ヲ經過シタリトノ點ヲ以テ非現行犯ナリト認ムルコトヲ得ス故ニ司法警察官カ現行犯トシ
 テ檢證處分ヲ爲シタルハ相當ナルニ付隨テ右檢證調書ハ固ヨリ有効トナラス又刑事訴訟法
 第九十二條第三項ノ規定ハ豫審判事ニ於テ自ラ調書ヲ筆記スルコトヲ要スルトノ趣旨ニア
 ラサレハ本件ニ付司法警察官カ他人ヲシテ調書ヲ筆記セシメタルモ之ヲ以テ違法ナリト爲
 スコトヲ得ス故ニ原院カ此檢證調書ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ニアラサルナリ
 右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本案ノ上告ハ之ヲ棄却ス
 明治三十年四月五日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

強竊盜及贓物故買事件

裁判長 判事 原田 種成 判事 寛 元 忠

同 永井岩之丞
同 川目亨一
同 龜山義貞
同 伊藤悌次
同 十時三郎

監守盜事件 明治三十年四月五日判決

判決要旨

執達吏の旅費手数料は執達吏手数料規則に依り執達吏自ら収入す可きものにして職務上監守すべきものにあらず

說明

執達吏が執達吏手数料規則第十九條に依り委任者より豫納せしめたる手数料を私用の爲め消耗するも直に監守盜罪に問擬するを得ず何となれば執達吏が受領すべき豫納金は自ら収入すべきものにして職業上監守すべきものにあらず

第一審 福岡地方裁判所 第二審 長崎控訴院

被告人 菅野松太郎

右松太郎ニ對スル監守盜被告事件ニ付明治三十年二月二十七日長崎控訴院ニ於テ福岡地方裁判所ノ判決ニ對スル被告ノ控訴ヲ受理シ審理ノ末言渡シタル判決ニ服セス被告ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理スル左ノ如シ

裁判長 原田種成
判事 元忠
同 永井岩之丞
同 川目亨一
同 龜山貞藏
同 伊藤悌治

被告松太郎上告趣意第一點ノ要旨ハ被告カ使用セシ所ノ金員ハ執行費用ノ豫納金ト財産競賣々得金トノ二種ニシテ其豫納金ハ執達吏カ職務ヲ行フニ付自ら取得スル手数料及ヒ旅費ニシテ他ノ有給官吏カ職務上當然監守スル金員トハ全ク其性質ヲ異ニス然ルニ原判決ハ之ヲ使用シタル所爲ヲ監守盜罪ニ問擬シタルハ失當ナリト云フニ在リ依テ按スルニ原判決ニハ(前略)其職務上自ら監守スル所ノ淵上龜次郎各數名ヨリ豫納シタル執行並ニ送達ノ旅費手数料ノ内金三百三十四圓八十八錢五厘云々ヲ竊取シタルモノナリトアリ然ルニ旅費手数料ハ執達吏手数料規則ニ依リ執達吏自ら収入スヘキモノニシテ職務上監守スヘキモノト云フヲ得サルモノナルニ他ニ特別ノ理由ヲ附セスシテ職務上自ら監守スルモノト認メタルハ果シテ監守盜ヲ以テ問擬シタル擬件ノ當否ヲ監査スルニ由ナシ即チ原判決ハ事實理由ノ不備アル不法ノ裁判ニシテ全部破毀ヲ免カレサルモノトス既ニ此點ニ於テ原判決ノ全部ヲ破毀スヘキモノト認メタル上ハ他ノ上告論旨ハ一々説明スルノ要ナシ右ノ理由ニ依リ刑事訴訟法第二百八十一條ノ規定ニ從ヒ判決スル左ノ如シ
原判決ノ全部ヲ破毀シ更ニ審理セシムル爲メ本件ヲ廣島控訴院へ移送ス
明治三十年四月五日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

監守盜事件

同 十時十郎

重典賣事件 明治三十年四月十三日判決

判決要旨

抵當權者の實印を濫用し抵當登記を取消し事實を隠蔽して更に其抵當物を他人へ抵當と爲し又は賣却したるときは重典賣罪を構成す

說 明

刑法第三百九十三條第二項に自己の不動産と雖も已に抵當典物と爲したるを偽隠して他人に賣與し又は重ねて抵當典物と爲したる者云々とあり依之觀之は二重の抵當權者を設定し又は己に設定したる抵當の目的物を他人に賣却するは此れ第二の抵當權者又は買主に損害を與ふるものなるを以て該條項に依り處分せらるべきは至當のことなりとす

第一審 山口地方裁判所

第二審 廣島控訴院

被告人 山本 朔一

右重典賣被告事件ニ付明治三十年三月十九日廣島控訴院ニ於テ原判決ヲ取消シ被告ヲ重禁錮七月罰金十圓監視六月ニ處シタル判決ニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シ原院檢事松田協輔ハ答辯書ヲ差出シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

墮胎事件 明治三十年四月十三日判決

判決要旨

第一審判決の刑期輕きに失すとの檢事の附帶控訴を理由ありとし第一

重典賣事件 墮胎事件

上告ノ趣意ヲ按スルニ本件ノ地所等ハ賣渡シ又ハ抵當ト爲シアルモノト爲シアルモノヲ其儘賣渡シ又ハ抵當ト爲シタルニ非ス正當ノ手續ヲ經取消ノ上賣渡シ又ハ抵當ト爲シタルモノナレハ第二ノ賣渡又ハ抵當ハ有効ナリ左スレハ本案ハ重典賣罪ヲ成スモノニ非ス然ルニ原院カ有罪ナリトノ判決ヲ下シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ原判決ニ認ムル如ク抵當權者兼常彌富ノ實印ヲ濫用シ抵當登記取消ヲ出願シ其取消ノ記入ヲ得タル上事實ヲ隱蔽シ更ニ抵當物ヲ他ヘ抵當ト爲シ又ハ賣却シタル上ハ第二ノ買主又ハ抵當權者ハ損害ヲ受クルヲ以テ重典賣ノ罪ヲ成スコト勿論ニシテ原院ノ判決ハ相當ナリトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本案上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年四月十三日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 栗塚省吾 判事 長谷川 喬

同 島田正章 同 昌谷千里

同 木下哲三郎 同 柳田直平

同 津村 董

審判決を取消したる場合に於て被告の控訴も亦理由ありと説明したる
判決は不法なり

說明

被告は自己に不利益なる主張を理由として控訴を爲すものにあらす故に
檢事か被告の不利益ある附帶控訴を爲す場合に當りては被告の控訴と檢
事の附帶控訴とは其理由に一致すべき道理あることなしされは檢事の附
帶控訴を理由ありと認むるときは従ふて被告の控訴は其理由あきこと寔
に明瞭とす然るに檢事の附帶控訴は理由あるを以て従ふて被告の控訴も
亦理由あるに歸すとの論旨は要するに破毀の原因たるを免かれざるなり

第一審 金澤地方裁判所 第二審名古屋控訴院

被告人 表島文圭

明治三十年三月二十四日名古屋控訴院ニ於テ右文圭ニ對スル墮胎被告事件ノ控訴ヲ審理シ
原判決中被告文圭ニ係ル部分ハ之ヲ取消ス被告表島文圭ヲ重禁錮二年ニ處ス公訴裁判費用
金三分ノ二ハ被告文圭之ヲ負擔スヘシ押收品ハ差出人ニ還付スト言渡タル判決ヲ不當トシ
被告ハ上告ヲ爲シ原院檢事長加納謙ハ答辯書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條
ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

上告趣意書第二點ハ原判決ニ「第一審裁判所カ有罪ノ言渡ヲ爲シタルハ相當ナルモ其科シ
タル刑ハ輕キニ失シ失當裁判ニシテ檢事ノ附帶控訴ハ理由アルヲ以テ從テ被告ノ控訴モ理
由アルニ歸ス」云々ト判示シタルトモ被告ハ自己ニ不利益ナル主張ヲ理由トシテ上訴スル
コトヲ得サルモノナレハ原判決ヨリ一層不利益ナル附帶控訴カ被告ノ控訴理由ト一致スヘ
キ道理ナキノミナラス却テ相背馳スルモノナルカ故ニ被告ノ控訴カ理由アルニ歸着スヘキ
道理アルコトナシ即チ原判決ハ理由齟齬ノ不法アルモノナリト云フニ在リ因テ審究スルニ
原院カ第一審判決ヲ取消シ之ヲ變更シタル理由ハ上告論旨ハ如ク被告ノ控訴理由中ニ包含
スヘカラサルモノナルコト論ヲ待タサルヲ以テ被告ノ控訴ハ理由ナキモノナルニモ拘ラズ
被告ノ控訴モ理由アルモノトシ原判決ヲ取消シタルハ法則ヲ不當ニ適用シタル不法ノ判決
ニシテ破毀スヘキモノトス己ニ此點ニ付キ原判決ヲ破毀スヘキモノト認ムル上ハ他ハ一々
說明ヲ要セス

以上ノ理由ニ依リ刑事訴訟法第二百八十六條ニ從ヒ原判決ヲ破毀シ本件ヲ東京控訴院ニ移
ス明治三十年四月十三日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立最宣告ス

裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川喬

同 島田正章 同 昌谷千里

同 木下哲三郎 同 柳田直平

同 津村 蓋

封印破毀事件 明治三十年二月八九號 明治三十年四月十五日判決

封印破毀事件

判決要旨

封緘を無効にしたる所爲は封印破棄罪を構成す

說明

刑法第七十四條第二項に「封印を破棄したる者云々」とあり所謂破棄とは實質的に封印の破毀を必要とせず其封印を取除き其効力からしむるを以て本罪構成に欠くる處あらざるあり

第一審 函館地方裁判所

第二審 函館控訴院

被告人

綠

榮太郎

訴訟代理人

辯護士 卜部喜太郎

右封印破毀被告事件ニ付明治三十年二月十九日函館控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ本院ハ刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

上告趣意ノ第一其一ハ抑刑法ノ封印破毀罪ナルモノハ封印其モノヲ實質的ニ物理的ニ破毀スルヲ要ス若シ然ラスシテ封印其モノヲ破毀セスシテ單ニ其封印セル物件ヲ使用損壞脱漏スルコトアラハ其點ニ付別罪ヲ構成スルハ格別封印破毀罪ヲ構成スヘキモノニアラス而シテ原院カ本件事件ノ認定ニ依レハ酒樽ノ口ニ施シアル封印付ノ繩ヲ取除キ又男柱ノ木ヲ嵌入スル穴ニ施シアル封印付ノ繩ヲ取除キ云々トアリテ封印若クハ封印繩ヲ破毀切斷シタルモノヲ認メタルモノニアラサルコトハ一點ノ疑ヒナシ然ハ則假令被告カ其物件ノ帶被即

欠

MISSING

記載ヲ爲シタルモノナレハ其記載ノ部分ヲ以テ官文書偽造ノ所爲ト認メタルハ當然ナリ
 高木辯護士カ上告辯明書ノ要旨ハ第一豫審判事被告人ヲ訊問スルニヨリ事ヲ構ヘテ暗ニ答
 辯ヲ誘致スルヲ得サルハ法律上ノ定則ナルノミナラス刑事訴訟法第九十四條ノ法意ニ徴シ
 疑フヘカラサルモノナリ本件被告大泉武一郎ノ豫審調書中豫審判事「問其方ハ菅原新作カ
 ヲ千葉卯之吉ニ對スル訴訟事件ニ付訴訟費用トシテ大槻ハ清四郎ヨリ金一圓ノ分配ヲ受ケ
 タリヤ答一圓ノ分配受ケタルコト一向覺ヘアリマセン問其事ハ清四郎ノ出納簿ニ記載シテ
 ルカ夫レテモ其方ハ覺ヘナシト云フヤ云々」トアルモ元來清四郎ノ出納簿中右等ノ記載ナ
 キノミナラス右調書完成後豫審判事ハ「此一圓分配ニ關スル訊問ハ予ノ出納簿ヲ誤讀シタ
 ルニ基ク云々」ト記載シタル書類アルニ依ルモ明白ナリ左スレハ同人ノ調書ハ不當ノ訊問
 ニ基キ成立シタルモノナルヲ以テ有罪ノ心證ニ供スヘキモノニ非ス故ニ原判決力之ヲ採
 タ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ大泉武一郎ノ豫審調書中判事ノ附箋
 ニ此一圓分配ニ關スル訊問ハ予ノ出納簿ヲ誤讀シタルニ基キタル者ナルヲ以テ被告カ利益
 ノ爲メ其事由ヲ附記ストアリテ其訊問ハ判事ノ失誤ニ止リ被告ヲシテ罪ヲ自白セシムル爲
 メ故意ヲ以テ恐嚇又ハ詐言ヲ用ヒタルニ非サルヤ明瞭ナレハ其調書ハ毫モ法律ニ違背シタ
 ルモノニ非スシテ之ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルハ相當ナリ」第二裁判所構成法第二十一條ニ
 依リ司法大臣ヨリ豫審掛ヲ命セラルタル判事ニ非サレハ豫審處分ヲ爲スヲ得ス而シテ本件
 ノ被告ヲ古川支部豫審廷ニ於テ取調ヘタル判事ハ仙臺區裁判所判事佐藤博愛氏ニシテ同氏

官文書偽造行使及詐欺取財未遂事件

豫審ヲナメノ職權ナキ者ナレハ其作成ニ係ル訊問調書ハ法律上無効ノモノト謂ハサルヲ得然ルニ原判決力之ヲ探テ有罪ノ判斷ヲ下シタルハ不法ナリ論者或ハ構成法第百二十五條ニ基キ司法大臣ノ定メタル裁判所及ヒ檢事局事務章程第十五條ニ依リ地方裁判所長ヨリ代理ヲ命セラレタル判事ハ即チ豫審判事ノ職權アルモノナレハ其訊問調書ハ無効ニアラスト云フモ構成法第百二十五條ハ司法大臣ニ如此條項ヲ定ムル職權ヲ認メタルモノニ非サルノミナラス右規定ハ固ヨリ一般人民ニ公布シタルモノニ非サレハ事務章程ニ依リ構成法ノ規定ヲ動カスヘキモノニアラス況ンヤ右章程ニ依ルモ古川支部ノ豫審掛代理ニ仙臺區裁判所判事ヲ任用スルノ明文ナキニ於テオヤト云フニ在レトモ裁判所及ヒ檢事局事務章程第十五條ニ豫審判事差支アルトキハ地方裁判長ハ其裁判所及ヒ支部ニ置ク區裁判所ノ判事中心ヨリ臨時代理ヲ命スルコトヲ得トアリ第十六條ニ區裁判所ノ判事差支アリテ其裁判所ニ代理ヲ爲スヘキ者ナキトキハ地方裁判所長ハ裁判所構成第十三條第一項ニ依リ前以テ定メタル代理順序ニ從ヒ他ノ區裁判所ノ判事又ハ豫審判事ニ出張ヲ命スヘシトアリテ本件ノ豫審處分ヲ爲シタル仙臺區裁判所判事佐藤博愛ハ該十六條ニ依リ古川區裁判所へ出張ヲ命セラレ其出張第十五條ニ依リ臨時古川支部豫審判事代理ヲ命セラレルモノト認メ得ヘシ而シテ判所事務章程ハ裁判所構成法第百二十五條ノ明文ニ依リ司法大臣ノ定メタル所ニシテ其章程ニ依リ裁判所長カ臨時豫審判事代理ヲ命シタルハ即チ司法大臣ノ命シタルモノナレハ構成法第三十一條ニ依リ命セラレタル豫審判事同一ノ職權アルモノナルハ論ヲ俟タス故

本件ノ豫審處分ハ毫モ違法ノ點ナキモノトス」第三官衙ニ備付アル官文書ハ假令偽造變造ノ虞アルモ之ヲ沒收スヘキモノニアラス然ルニ原裁判所カ裁判所ニ備付ノ送達狀ノ沒收ヲ宣告シタルハ違法ナリ又區裁判所書記ノ發シタル送達狀ハ其全部ヲ被告カ偽造シタルニ非スシテ只送達ノ年月日場所ノ欄ト受取人及送達者署名捺印ノ欄トヲ偽造シタルニ過キナレハ送達狀全部ヲ沒收シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ偽造ノ文書ハ法律ニ於テ禁制シタル物件ナレハ官署ニ備付ノ文書ト雖モ之ヲ沒收スルハ當然ナリ又送達狀ハ其送達ノ手續ヲ終了スルニ因リ文書ノ効用ヲ完成スルモノニシテ被告等ハ其送達ノ日時場所及ヒ受取人送達者ノ署名等即チ文書ノ効用ヲ完成スル必用ノ部分ヲ偽造シタルモノナレハ送達狀ヲ偽造シタルモノトシ其全部ヲ沒收シタルハ相當ノ裁判ナリ」第四原判決ハ偽造ノ送達狀ヲ區裁判所ニ還納シタル時日ヲ確定セズ即チ偽造文書行使ノ時ヲ明示セサルハ理由不備ノ裁判ナリト云ニ在レトモ原判文ニ送達狀偽造ノ年月日ヲ掲載シ而シテ其後日不詳之ヲ區裁判所ニ還納シトアリテ其還納ハ偽造ノ後數日間ニ在リタルヤ明瞭ナレハ行使ノ日ヲ明示セスト云フコトヲ得ス」第五刑法第二百三條ヲ當行センニハ官吏タルノ資格ヲ表示シテ文書ヲ調成シタル事實アルヲ要ス而シテ原判文第一ノ送達狀偽造ノ事實ヲ見ルニ欄内末尾ニ横澤清嘉代理トシテ自己ノ署名捺印ヲ爲シトノミアリテ古川區裁判所執達吏ト記載シタルヤ否ヲ確定シテラス若シ區裁判所執達吏ノ肩書ナキトキハ官吏ノ資格ヲ表示セサルモノナレハ輒又其肩書偽造ト云フ能ハサルモノニシテ理由不備ノ裁判ナリト云フニ在レトモ原判文ニ

官文書偽造行使及詐欺取財未遂事件

支拂命令送達狀ト其支拂命令正本トヲ當時古川區裁判所執達吏横澤清嘉代理トシテ送達事
務ヲ管掌セル被告人幸内ニ於テ受領シ云々欄内末尾ニ横澤清嘉代理トシテ自己ノ署名捺印
ヲ爲シ云々トアリテ其前段文旨ニ依レハ送達狀ニ送達吏ノ官名ヲ記載シタルコトヲ推知シ
得ヘキモノナレハ判文上之ヲ詳記セサルモ理由不備ト爲スコト得ス』第六上告人等ハ送達
狀ニ手数料旅費等ノ金額ヲ記載シ之ヲ債務者ニ送達シタルモノ、如ク裝ヒ裁判所ニ還納シ
タルモノナリ而シテ債權者ハ裁判上ノ文書ヲ債務者ニ送達スルニ付執達吏ニ支拂ヒタル手
數料等ノ償却ヲ要ムル權利アルモノナレハ本件ノ如ク執達吏ト共謀シテ送達狀ヲ偽造シテ
之ヲ裁判所ニ納付シ其後右等ノ費用ニ付訴訟費用確定決定ヲ申請シ債務者ノ不動產競落レ
代金配當ノ際右費用ノ配當ヲ要求シタル事實アルニ依レハ即チ官文書偽造ニ因ル詐欺取財
ノ所爲ト云ハサルヘカラス果シテ然ラハ上告人カ金三圓三十四錢騙取未遂ノ所爲ハ刑法
第三百九十條第二項ヲ適用スヘク同第百條ヲ適用スヘカラスナルニ原判決ハ此點
ニ付相當ノ審理ヲ盡サ、リシハ違法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ原判文ニ依レハ被告等カ
送達狀ヲ偽造行使シタルハ債權者皆原新作ノ爲メニ債務者千葉卯之吉所有ノ不動產ニ對シ
強制執行ヲ爲サントスルノ目的ニ出タルモノニシテ被告等カ金圓騙取ノ目的ニ出タルニ非
ズ而シテ其文書偽造行使ノ後執達吏ノ手数料旅費等ノ金額ヲ騙取セントシタルモノナレハ
其詐欺取財未遂罪ハ官文書偽造行使罪ト直接ノ關係ナシト認メ、又、刑法第三百九十
條第二項ヲ適用セザリシハ相當ニシテ違法ノ點ナシ』第七被告人ハ各被告事件コトニ宣誓ス

ルヲ要ス而シテ原判決ニ掲ケアル證人相澤勇助等數名ノ豫審調書ニ依レハ本案官文書偽造
詐欺取財事件ニ付キ宣誓シタルモノニ非サルヤ明瞭ナルヲ以テ本件ニ付證言ノ効ナキモノ
ナルニ之ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ナリト不フニ在レトモ本件ハ檢事ヨリ私文書偽造
行使罪トシテ起訴セラレ豫審判事カ取調ノ末官文書偽造及ヒ詐欺取財未遂罪ナルコトヲ認
メタルモノニシテ其事件同一ナルヲ以テ右證人ノ宣誓書ニ私書偽造被告事件トアルハ即チ
本件ニ付宣誓シタルモノニシテ其證言ノ効ナシト云フコトヲ得ス故ニ其調書ヲ斷罪ノ資料
ニ供シタルハ相當ナリ』第八本件豫審終結決書ハ相當官吏ノ契印ヲ缺キタル事跡アリテ法
律上無効ノ文書タルヲ免カレスレハ其決定アリタル事實ヲ認ムヘカラスナルモノナルヲ
以テ第一審以來上告人ニ對シ刑ノ言渡ヲ爲シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ豫審終結決
定ニ依リ異議ナク既ニ公判ニ着手シタルトキハ其決定ハ形式上確定シタルモノナルヲ以テ
今日ニ至リ其決定ノ無効タルヘキコトヲ理由トシテ原判決ヲ違法ナリトスルコト得サルモ
ノトス』第九第一審公判始末書ノ末尾ニ被告清四郎ヲ重禁錮二年監視六月ニ處シ云々ノ判
決ヲ言渡シタルアルモ沒收ノ言渡アリタルコトヲ明記セサルヲ以テ見レハ其刑ヲ言渡サ、リ
シモノナリ如此取置アルニ拘ハラス原院カ之ヲ認可シ控訴ヲ棄却シタルハ違法ノ裁判ナリ
ト云フニ在レトモ第一審公判始末書ノ終尾ニ裁判長ハ判決ヲ言渡ス旨ヲ告ケ別紙判決書全
部ヲ朗讀シタル云々ノ判決ヲ言渡ストアリテ既ニ判決書全部ヲ朗讀シタル上ハ沒收ノ刑ヲ
モ言渡シタルヤ明瞭ニシテ取置アルモノト云フコトヲ得サルカ
官文書偽造行使及詐欺取財未遂事件

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告之ヲ棄却ス
明治三十年四月二十三日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 判事 栗塚省吾 判事 長谷川 喬

同 島田正章 同 昌谷千里

同 木下哲三郎 同 柳田直平

同 津村 董

誣告教唆事件 明治三十年第三二二號
明治三十年四月二十三日判決

判決要旨

不實の告訴を爲さんと共謀するも唯其告訴狀を認むるのみある時は誣告罪の從犯を構成す

說明

誣告罪は告訴人の外他に實行正犯あることなし故に不實の告訴を爲さんと共謀し單に其告訴狀の作成に加功するも未だ誣告罪の構成要素を完成したるものにあらざるを以て正犯を以て論ずるを得ず即ち刑法第九條の從犯罪を以て擬せらるる所以なり

第一審 安濃津地方裁判所上野支部 第二審 名古屋控訴院

被告一人 山本市兵衛 訴訟代理人辯護人 高米益太郎

右誣告教唆被告事件ニ付明治三十年三月二十日名古屋控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ヨリ上告ヲ爲シタルニ付刑事訴訟法第二百八十三條ノ式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

上告趣意第二點ハ被告ハ原判文ニ表示スル如キ立木代金二拾五圓ヲ取戻サン行爲ヲ案出シタルコトナク又加功シタルコトナク唯告訴狀ヲ作成スルコトヲ受任シ事實ヲ尋テ委任者ノ演述ヲ聽取リテ作成シタルモノナリ然ルニ原院カ被告ヲ共犯ト認定シタルハ不法ナリト云フニ在リ然レトモ右ハ原院ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キサルヲ以テ上告理由トナスヲ得ス」同第二點ハ原判決ハ被告ヲ誣告教唆者ナリトセシ第一審判決ヲ取消シ刑法第四百條ヲ適用シタルハ不法ナリト云フニ在リテ此論旨ハ適法ノ理由アルモノトス何トナレハ誣告罪ノ如キハ告訴者本人ノ外他に實行正犯者アルヘキモノニ非ス原院ノ認ムル所ニ依レハ被告ハ澤森久四郎ト不實ノ告訴ヲ爲サント共謀シタルモ唯其告訴狀ヲ認メタルモノニシテ告訴本人ハ久四郎一人ナルヲ以テ即チ被告ノ所爲ハ刑法第九條ニ所謂重罪輕罪ヲ犯スコトヲ知テ云々豫備ノ所爲ヲ以テ正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ニ該當シ同法第四百條ニ謂フ所ノ二人以上現ニ罪ヲ犯シタルモノト謂フヲ得サレハナリ依テ原判決ハ擬律錯誤ノ不法アルヲ免レヌ」上告趣意擴張書第一點ハ原判決ニ押收書類ノ内犯罪ノ用ニ供シタル山林及立木賣渡證書ニ通ハ沒收ストアルハ本件ノ如キ被告ハ山本市兵衛澤森久

誣告教唆事件

百二十六

四郎兩名ナルニ於テハ沒收シタル證書ハ被告兩名ノ内何レノ所有ニ屬スルカヲ明示セザルハ不法ナリト云フニ在レトモ被告兩名共ニ犯人タル以上ハ其何レニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス可キモノナルヲ以テ其何レニ屬スルヤノ如キハ判文上之ヲ明示スルノ要ナキ者トス」

同第二點ハ原判決理由ノ冒頭ニ被告久四郎ハ云々立木代金ヲ取戻サンコトヲ企テ被告兩名共謀トアルモ其被告兩名ハ何ノ誰ヲ指シタルヤ其理由不備ナリト云フニ在レトモ右兩名トハ久四郎市兵衛ノ兩人ナルコト原文ニ明示スル所ナリ」同第三點ハ原院ノ認メタル事實アリトスルモ右ノ正犯トシテ論ス可キモノニ非スト云フニ在テ上告論旨第二點ト同一ニ歸スルヲ以テ重テ説明ヲ與フル要ナシ」同第四點ハ山林及ビ立木賣渡證書ヲ沒收スルニ於テハ告訴狀モ亦沒收スヘキモノナリト云フニ在リテ即チ沒收セサルヲ不法ナリト云フニ歸シ被告ノ不利益ニ屬ス可キ論旨ナルヲ以テ被告ノ上告理由トナスヲ得ス」同第五點ハ教唆者ト云ヒ從犯ト云フモ均ク共犯ナリ然ルニ原判決ニハ被告市兵衛ノ所爲ハ久四郎ノ共犯ナルニ事實ヲ誤認シ教唆者ニ問擬シタルハ失當トアリテ教唆者ハ共犯ニ非スト論決シタルハ不法ナリト云フニ在リテ依テ案スルニ右共犯ナルニトアルハ文字上穩當ナラスト雖トモ其旨趣タルヤ「實行正犯ナルニ」ト云フニ在ルコト毫モ疑ヲ容ルヘカラサルヲ以テ爲メニ原判決ノ瑕疵トナルニ是ラヌ

辯護人高木益太郎止告趣意第一點ハ被告ノ上告趣意第二點及擴張第三點ト同一ニ歸スルヲ以テ重テ説明ヲ與ヘヌ」同第二點ハ原判決文ニ「以上ノ事實ハ云々告訴狀ニ徴シ證據十分

ナリトストアリテ單ニ告訴狀ト云フトキハ本件被害者ノ告訴狀ヲ指シタルモノト解セザルヲ得ス然ルモ本件ニ付被害者ノ告訴狀ナルモノ存在セヌ故ニ原判決ハ架空ノ證據ニ因テ裁判ヲ下シタル不法アルモノナリ若シ亦澤森久四郎ヨリ山本忠太郎外二名ニ對スル詐欺取財事件ノ告訴狀ヲ指シタルモノトセンカ宜シク其旨ヲ明示スルハ筋合ナリ然ルニ原判決ノ爰ニ出テサリシハ證據ヲ明示ヲ闕ク裁判ナリト云フニ在レトモ本件ニ付キ單ニ澤森久四郎ノ告訴狀アル以上ハ判文ニ謂フ所ノ告訴狀トハ則チ久四郎ノ告訴狀ナルコト明白ナルヲ以テ上告論旨ノ如キ不法ナシ」依テ被告ノ上告論旨第二點同擴張論旨第二點及ヒ辯護人ノ擴張論旨第一點ハ適法ノ理由アルモ其他ノ論旨ハ總テ理由ナキモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條同第二百八十七條ニ依リ原判決ヲ破毀シ本院ニ於テ判決スルコト左ノ如シ

山本市兵衛

原院ノ認メタル事實ハ刑法第三百五十五條同第二百二十條第二號及第百九條ニ該當スルヲ以テ右市兵衛ヲ重禁錮六月ニ處シ罰金五圓ヲ附加ス

書類ノ沒收及ヒ還付ハ原判決ノ通

明治三十年四月二十三日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事安居修藏立會宣告ス

裁判長判事 栗塚省吾 岡長谷川喬

澤森久四郎事件

百二十九

同 島田正章 同 菅谷千里
同 木下智三郎 同 柳田直平
同 津村 董

私書偽造行使詐欺取財事件

明治三十年四月三十日判決

判決要旨

同一の偽造證書を數回に行使したる場合にありては公訴時効の起算は最終の行使の日を以て始まる

說明

繼續犯あるや即時犯なるやを區別するは數所爲に對する意思の间断なく引續くものなるや否にあり而して同一の偽造證書を數回に行使したる場合にありては意思一徹して间断あるを視す故に繼續犯たり而して公訴時効の起算は繼續犯にありては最終行爲の日を以て始むべきものなるがゆへに最初の行使の日を以て公訴時効の起算點と爲さんとするは此れ繼續犯と即時犯との區別を無視したるものと云ふ可し

被告人 進藤伊兵衛

明治三十年四月二日宮城控訴院ニ於テ右伊兵衛ニ對スル私書偽造行使詐欺取財被告事件ノ

控訴審理中被告人ヨリ公訴不受理ノ申立ヲ爲シタルニ對シ本訴公訴受理スヘカラスルノ申立ハ之ヲ却下スル言渡タル判決ヲ不當トシ被告入ハ上告ヲ爲シ原院檢事長古莊一雄ハ答辯書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スル左ノ如シ
上告趣意書ノ要旨ハ被告カ本件偽造證書ヲ初メテ民事認廷ニ提起シタルハ明治二十六年五月二日ナレハ犯罪ハ當時已ニ成立シタルモノナルヲ以テ其後重テ之ヲ提出シタルコトアルモ已ニ成立シタル犯罪ノ結果ニ外ナラザルハ猶ホ贓物寄藏ノ罪ハ寄藏ノ當時已ニ成立シ其後之ヲ保存スルハ寄藏罪ノ結果ト爲スト同一ナリ然ルニ原院ニ於テ該偽造證書ヲ提出シタル最後ノ日ヨリ公訴時効ヲ起算シ從テ本件ハ未タ公訴時効ニ係ラサルモノト判決シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ本件ノ如ク前後數回ニ同一ノ偽造證書ヲ裁判所ニ提出シ都度之ヲ行使シタル場合ニ在テハ其犯罪ハ繼續スルモノナルヲ以テ其最後行使ノ日ヨリ公訴時効ヲ起算ヘスキハ當然ニシテ贓物寄藏罪ハ如ク一度寄藏ノ所爲ヲ行ヒ其後何等ノ所爲ヲ爲サハルモノト同視スヘカラスルハ論ヲ候タス故ニ原院ニ於テ被告カ最後ニ偽造證書ヲ行使シタル日ヨリ公訴時効ヲ起算シ從テ公訴不受理ノ申立ヲ却下シタルハ相當ニシテ上告ノ理由ナキモノトス
以上ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス
明治三十年四月三十日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス
裁判長 判事 栗塚 蒼吾 判事 長谷川 喬
私書偽造行使詐欺取財事件 第三十三

東京控訴院

島田正章

同

昌谷千里

同

同

柳田直平

同

同

津村 董

詐欺取財及不動産冒認販賣事件

明治三十年第三四六號
明治三十年五月三日判決

判決要旨

冒認罪は公簿上の所有名義者と雖事實上他人の所有に屬する動産不動産を冒認して販賣するを以て構成す

說明

刑法第三百九十三條第一項(他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又は抵當典物と爲したる者は詐欺取財を以て論ず)とあり而して本條は所有名義の如何に依り犯罪有無を區別するものにあらず事實上他人の所有に屬するや否を以て構成有無の區別とす故に事實上他人の所有に屬する動産不動産たる以上は縱令公簿上の所有名義者と雖冒認販賣の所有ありたる時は本罪構成に缺くる處なきものとす

第一審 長野地方裁判所松本支部 第二審 東京控訴院

被告人 山田利太郎

右利太郎ニ對スル詐欺取財不動産冒認販賣被告事件ニ付明治三十年三月十九日東京控訴院

三三九

ニ於テ言渡シタル判決ニ服セス同院檢事長野村維章ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理スル左ノ如シ

檢事長野村維章上告趣意ハ我刑法第三百九十三條カ動産不動産ノ冒認販賣ヲ犯罪ト宣言シテ之ヲ處罰スルハ冒認者ニ他人ノ利益ヲ害スルノ意思アリ而シテ現實他人ノ利益カ傷害サル、ニ因ル又民法上各人カ有効ニ他人ノ名義ニ依リ動産又ハ不動産ヲ所有シ得ルコトハ明白ナリ當控訴院ハ丸山福市カ被告利太郎ノ名義ニ依リ本案木造瓦葺二階造居室一棟ヲ所有スルコトヲ認メ尙被告利太郎カ福市ノ承諾ヲ得シテ該不動産ヲ西澤利兵衛ニ販賣シタルコトヲ認メタルニモ拘ハラヌ被告ノ所爲カ犯罪ヲ構成セストシテ之ニ對シ無罪ヲ言渡シタルハ不法ノ裁判ナリトス何トナレハ被告利太郎ニ他人ノ利益ヲ害スルノ意思アリシコト及福市若クハ利兵衛ノ利益カ現實傷害サル、コトハ右認定サレタル事實ニ依リ明白ニシテ被告利太郎ノ所爲ハ宜シク刑法第三百九十三條第一項不動産冒認販賣ノ罪トシテ處斷スヘキモノナレハナリト云フニ在リ依テ案スルニ刑法第三百九十三條第一項ハ其名義ハ、如何ニ拘ハラヌ事實他人ノ所有スル動産不動産ヲ自己ノ所有ナリト冒認シ以テ販賣交換等ヲ爲シタルモノヲ謂フナリ而シテ原判決ハ其理由ノ第一ニ於テ「被告ハ長野縣壘郡豊科村福市ト金錢貸借都合上同村字宮道西四千四百八十三番那村宅地ノ内戸番丙第四百四十番地木造瓦葺二階造居室一棟ハ實際丸山福市ノ所有ナルモ公簿上被告ノ所有名義ト爲シアリシヲ奇貨トシ明治二十九年五月二十三日登記ヲ經代金百五十圓ヲ以テ之ヲ同村西澤利兵衛ニ販賣

詐欺取財及不動産冒認販賣事件

三三九

シタルハ不動産買取販賣ノ罪アリトシテ被告ニ於テ前記ノ行爲アリタルコトハ押
 收書類ニ徴シ明白ナリトアレハ其所爲ハ刑法第三百九十五條第一項同第三百九十條第三
 百九十四條ニ問擬シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加シ
 六月以上二年以下ノ監視ニ付スヘキモノトス然ルニ原判決ハ九山福市カ前記建物ノ所有者
 ルコトハ所謂秘密契約ニシテ公簿上即法律上ニ於テハ前記建物ノ所有者ハ被告ナルヲ以
 ナテ被告カ之ヲ販賣シタルハトテ法律上之ヲ冒認販賣シタルモノト云フヲ得ヌ要之ニ被告
 ノ此行爲ハ九山福市トノ秘密契約ニ背反シタル民事上ノ違約ニ止マリ刑事上ノ犯罪ヲ構成
 セストノ理由ヲ以テ無罪ヲ言渡シタル第一審判決ヲ相當ナリトシ檢事ノ控訴ヲ棄却シタル
 ハ即チ擬律ノ錯誤ニシテ破毀ノ免カラサル不法ノ判決ナリトス
 右ノ理由ニ依リ刑事訴訟法第二百八十七條ノ規定ニ從ヒ檢事長ノ上告ニ係ル部分即チ冒認
 販賣被告事件ニ對スル原判決ヲ破毀シ本院ニ於テ直ニ判決スル左ノ如シ

被告 人 山田利太郎

原院ノ認メタル事實ヲ法律ニ照ラスニ刑法第三百九十三條第一項第三百九十條第三百九十
 四條ニ據リ處斷スヘキモノトス依テ被告利太郎ヲ重禁錮一年ニ處シ罰金十圓ヲ附加シ一年
 ノ監視ニ付ス其他ハ原判決通り

明治三十年五月三十一日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武儀立會宣告ス

裁判長 判事 原田種成 判事 範元忠

官吏抗拒殴打創傷賭博事件

明治三十年五月三日判決

判決要旨

賭博の現場を巡查に瞳見せられたる以上は犯人の現場に在ると逃走し
 たるとを問はず現行犯なりとす

警部の發する勾引狀には書記の署名捺印あるを必要とせず

說明

刑事訴訟法第五十六條(現行犯とは現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發
 覺したる罪を謂ふ)とあり而して此法意たる現に行ひ又は現に行ひ終りた
 る際必しも犯所に被告人の存在を要せざること自から明かなり果して然
 らば犯所を巡查に瞳見せられたる以上は縱令逃走して犯所に有らざるに
 もせよ現行犯として其處分を受くべきは當然なりとす

刑事訴訟法第七十六條第二項に(令狀には云々判事及裁判所書記署名捺印
 す可し)とあり故に勾引狀には書記の署名捺印の必要なること明なり然ど
 も司法警察官に於て發する勾引狀は固き警察署に於て書記の制なきを以

官吏抗拒殴打創傷賭博事件

全 永井岩之丞 全 川目亨一

全 龜山貞義 全 伊藤徳治

全 十時三郎

て此を要することを得ざる可きなりこの故に警部單獨の署名捺印を以て
勾引狀を發したれば逆て無効なりと云ふを得ざるなり

第一審 長野地方裁判所松本支部 第二審 東京控訴院

被告人 柏原治三郎 訴訟代理人 高木益太郎

右治三郎ニ對スル官吏抗拒毆打創傷賭博被告事件ニ付明治三十年四月十四日東京控訴院ニ
於テ長野地方裁判所松本支部ノ判決ニ對スル被告ノ控訴ヲ受理シ審理ノ未言渡シタル判決
ニ服ヒス被告ヨリ上告ヲ爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理ス
ル左ノ如シ

被告治三郎上告趣意ハ原院カ本件ヲ審理スルニ當リ必要ナル證據書類ヲ一々朗讀明示シテ
之レカ辯解ヲ爲サシメタル事ナシ即チ刑事訴訟法第二百十九條ニ背反スル違法アルモノト
ス依テ原判決全部ノ破毀ヲ求ムト云フニ在レトモ原院公判始末書ヲ見ルニ被告ニ於テ異議
ナキニ依リ證據書類ノ朗讀ヲ省畧シ辯解ノ有無ヲ問フタル事跡判然ナルヲ以テ本論旨ハ開
ハレナシ

辯護人高木益太郎上告辯明書第一點ニ要スルニ第一元來警部ハ勾引狀ヲ發スル權アルモノ
ニアラザレハ其令狀ハ無効ノモノナリ假リニ現行犯ノ場合ニ之ヲ發スルノ權アリトスルモ
本件ハ被告カ居村ニ於テ賭博ヲナシ居リタル際巡查ニ腫見セラレ即時現場ヨリ逃走シタリ
其後時ヲ經テ警察署ヨリ勾引狀ヲ發シタルモノナレハ刑事訴訟法ノ所謂現行犯ノ場合ニア
ラズ

以テ殊ニ逃走後ニ檢査官ニ令狀ヲ執行セザリシモノハ其ノ要スル證據書類ハ警部ノ發シタ
ル勾引狀ニ依リ勾引セラルルノ義務ナキモノナレハ之ニ抗拒シタルハ權利行為ニシテ刑法
第三百三十九條等ノ犯罪成立スヘキモノニテ本件訴訟記録中ニ綴込アル藤森警部
ノ勾引狀ヲ觀ルニ同警部ノ署名捺印ハ「ニシテ書記ノ署名捺印ナシ刑事訴訟法第七十六條
ニ依レハ勾引狀ニハ判事及ヒ裁判所書記署名捺印スヘシトアルヲ以テ警部一人ノ署名捺印
シタル勾引狀ハ無効ノモノナリ從テ無効ト勾引狀ノ執行ヲ拒ムハ違法行為ニアラス」第三
ハ塚原巡查官令狀執行ノ手續ハ刑事訴訟法第七十七條第二項ノ法式ヲ履行シタルモノニア
ラス是故ニ訴訟記録中ニ綴込アル令狀ハ現ニ正本謄本共連續シタル一葉ノ儘ニシテ被告ニ
之ヲ分割シテ其謄本下付ノ手續ヲ施シタルモノニアラス如此違法ノ措置ニ對シテハ被告ハ
固ヨリ服從スルノ責アルコトナシ然ルニ原院カ被告ノ所爲ヲ刑法第三百三十九條等ニ依リ處
斷シタルハ違法ナリト云フニ在リ依テ按スルニ被告カ賭博ヲナシ居リタル際巡查ニ腫見セ
ラレタル已上ハ現行犯タリ既ニ現行犯タル已上ハ警部ニ於テ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ルハ
刑事訴訟法第四百十七條ニ依リ明カニシテ犯人ノ現場ニ在ルト逃走シタルトヲ擇ハサルナ
リ而シテ令狀發附ノ時ト之ヲ執行スル時ト其日ヲ異ニスルカ如キハ場合ニ依リ必要ニシテ決
シテ勾引狀其モノハ有効無効ニ關スヘキコトニアラス勾引狀ニ書記ノ署名捺印ナキヲ以テ
無効ナリト云フモ刑事訴訟法第四百十四條ハ勾引狀ヲ發スル外ハ檢事ニ許シタル職務ヲ假
リテ行フモ警察官ニ許シタルモノニシテ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ル職權アルコトハ明カ
官憲抗拒毆打創傷賭博事件

ナリ既ニ其職權アル己上ハ其形式ニ至テ豫審判事等ハ發スルモハ做テ得ヘクハ之ニ準スヘキヲ至當トスヘキモ警察署ニ書記ナル者ナキ以上ハ警部一人署名捺印シテ之ヲ發スルモ無効ナリト云フヘカラス又原判決ヲ閱スルニ「前峇」其旨ヲ示シ勾引セントシタルニ當リ被告ハ腕力ニ訴ヘ之ニ抗拒シ云々」トアリテ勾引狀執行ニ着手セントスル際被告ハ腕力ヲ以テ其執行ニ抗拒シタルコメヲ認レアリテ正本ヲ示シ其謄本ヲ下付スル等普通ノ手續ヲ踐ムコト能ハサリシ場合ナレハ巡查カ勾引狀ヲ携帶シタルコトモ認メアルヲ以テ即チ被告ハ巡查カ正當ニ其職務ヲ執行セントスルニ際シ之ニ抗拒シタル事實ハ原院ノ確認スル處ナリ已上ノ如ク巡查カ有効ノ勾引狀ヲ正當ニ執行セントスルニ際シ腕力ヲ以テ之ニ抗拒シタルモノナレハ原院ハ之ヲ刑法第三百九條等ニ問擬シタルハ毫モ違法ノ廉アルコトナシ」其第二點ハ原判決ハ本件ニ付刑法第二百二條第一項ヲ適用セラレタルハ不法ナリ何トナレハ賭博罪ニ就テハ第一審ニ於テ刑ノ指定ヲ欠キタルヲ以テ同法第百條ニ依リ處斷スルヲ相當ナリト信スト云フニ在レトモ記録ニ依レハ博賭罪ハ第一審ノ判決ヲ以テ確定シタルモノナレハ原院ニ於テ本件ヲ判決スルニ當テハ己ニ判決ヲ經タル犯罪ナルコト明カナレハ刑法第百二條ヲ適用處斷スヘキハ相當ニシテ不法ニアラス

右ノ理由ニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ノ規定ニ從ヒ判決スル左ノ如シ

本件止告之ヲ棄却ス

明治三十年五月三日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事岩田武備立會宣告ス

謀殺事件

明治三十年第三六四號
明治三十年五月六日判決

判決要旨

二人共謀して犯罪行為に着手したる以上は其一人縱命手を下さるゝも尙正犯を以て論せらる

說明

共犯とは數人一致して共に一罪に加功するを云ふ而して加功の程度は其一部たると否とを問はざるなりされは共謀して犯罪行為に着手したる事實ある以上は現に手を下さるゝるも其行為の一部に加功したるものなるが故に現に手を下したるものと同一の罪責を免かれざるものとす

第一審 靜岡地方裁判所

第二審 東京控訴院

被告 人

萩原修三郎

訴訟代理人 辯護人

玉置侗一郎
花井卓藏

右謀殺被告事件ノ控訴ニ付明治三十年三月二十九日東京控訴院ニ於テ審理ノ末原判決ハ之

控訴職權之被告修三郎ヲ無期徒刑ニ處ス但シ前發ノ刑ノ之ニ通算ス控訴費用金六圓四十

謀殺事件

五十五

鐵ハ被告ニ於テ其犯人高井龜吉ト連帶シテ負擔スヘキト言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ
上告趣意書ノ要旨ハ高井龜吉丸山彌作伊藤清吉太田榮吉イヅレ光五郎等ヲ證人トシテ喚問ヲ申請シタルニ原院カ之ヲ採用セス有罪ノ判決アリタルハ違法ナリト云フニ在レトモ證人喚問ノ必要不必用ヲ判定シ其申請ヲ許否スルハ原承審官ノ職權ニ屬スルヲ以テ本論旨ハ到底適法上告ノ理由トナラス

辯護士玉置伸一郎カ上告趣意書ノ要旨ハ一件記録ヲ按スルニ本件ノ事實ハ高井龜次郎カ鎗ヲ持テ吉五郎ヲ突キタルモノニシテ其他ノ者ハ身ニ寸鐵ヲ持セス即チ手下セシハ龜次郎一人ニシテ被告ノ如キハ犯所ニ同行シタルニ過キヌ而シテ之カ共謀者タルノ事實ハ一件記録中毫モ直接ノ證據アルコトナシ依テ此ノ如キ事實ニ對シテハ共同被告タリシ彌作ト同一ニ無罪ノ判決ヲ言渡スヘキモノナルニ謀殺ノ刑ヲ適用シタルハ違法ナリト云フニ在リテ原承審官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キヌ適法上告ノ理由ナシ

被告カ上告趣意擴張書ノ要旨第一點ハ原判決書ニ被告ノ職業ヲ明記セサルハ違法ナリト云フニ在レトモ被告ノ氏名年齢身分住所ヲ記シ其人違ナキヲ示シタル上ハ別ニ其職業ヲ明示セサルモ違法ニ非ヌ「同第二點ハ原判決ニ「刃物ヲ以テ其腹部ヲ刺シ云々」トアルモ身體ニ腹部ト云ヘル名稱ナシ原判決ハ理由顯明ナル裁判ナリト云フニ在レトモ判決原本ニハ其

腹部ヲ刺シ云々トアリ若シ被告ニ送達シタル判決原本ニ腹部トアリトモ是レ其原本ノ誤記ニ過キヌ旁々以テ本論旨モ相立タヌ

辯護士花井卓藏玉置伸一郎カ上告趣意擴張ノ要旨第一點ハ原判決中「被告等三郎ハ博徒ニシテ云々明治二十三年八月廿八日云々深澤吉五郎カ威力ヲ以テ被告ニ迫リ云々被告ハ憤激ニ堪ヘヌ云々吉五郎ヲ殺害セン」トテ企テ同夜十二時頃云々龜吉ト共ニ之ニ打チ掛リ云々」トアリ而シテ憤激ニ堪ヘヌトハ豫謀ノ文字ニアラスシテ威激ノ文字ナリ加之憤激ノ餘直チニ犯行ニ着手シタルモノナレハ本件ハ謀殺ニアラスシテ故殺ナリト云フニアレトモ原判決ニハ「(前畧) 被告ハ憤激ニ堪ヘヌ同類高井龜吉ニ謀リテ共ニ吉五郎ヲ殺害セン」トテ企テ同夜十二時頃吉五郎カ同縣富士郡上野村精進川田邊久平方ニ居ルヲ探知シ龜吉ト共ニ丸山彌作ナル者ヲ同道シテ久平方ニ至リ涼州ノ清太郎兄貴カ待テ居ル故直様來リ吳レヨト申欺キ吉五郎ヲ戶外ニ誘ヒ出シ今日ハ其命ヲ貰フヘシト言ヒナカラ之レニ打チ掛リ云々」トアリテ被告ハ相被告龜吉ト共謀シテ吉五郎ヲ殺害センコトヲ企テ同人ノ所爲ヲ探索シ而シテ同人カ田邊久平方ニ居ルコトヲ覺知スルヤ龜吉等ト共ニ其場所ニ到リ言ヲ設ケテ同人ヲ戶外ニ誘ヒ出シ而シテ後殺害ノ所爲ニ着手シタルモノニシテ豫謀ニ出テタル事實判然タリ左レハ原判決之ヲ謀殺トシテ處斷シタルハ相當ニシテ本論旨ハ其謂レナシ「同第二點ハ又「吉五郎カ驚キ走ルヲ逐ヒ龜吉ハ路上ニ於テ追及シ携フル處ノ刃物ヲ以テ其腹部ヲ刺シタリ云々」トアリテ現實謀殺ノ所爲ヲ遂ケタルハ龜吉ニシテ被告ニアラサルコト顯然タリ而シテ

謀殺事件

百四十一

原告ハ被告ニ於テ仍ホ其逃クルヲ追跡シタル事ヲ認メス之ヲ換言スレハ當初ニ於ケル證據ノ意思其實行ノ場合ニ至ルヲ依然繼續シタルヤ否ノ問題ヲ判斷セス乃チ原判決ハ擬律錯誤若クハ理由不備ノ欠點アリト云フニアレトモ被告ハ龜吉ト共謀シ一體ト爲リテ犯罪行爲ニ着手シタルモノナレハ被告ハ縱令自ら手下サハルモ共犯タル龜吉カ即時其行爲ヲ遂ケタル以上ハ被告ニ於テ其罪責ニ任セサル可カラサルコト言フ埃タス原判決ハ所論ノ如キ瑕瑾ナシ」同第三點ハ殺人罪ハ實行犯ナリ實行上人ヲ殺シタルニアラサレハ既遂犯ヲ成立セス本件ノ被害者ハ實行上殺サレタルニアラスシテ他日傷ノ爲メニ死シタルナリ死ト殺トハ同視スルヲ得ス若シ此論旨ヲ以テ不可ナリトセンカ數十年ノ久シキ病瘵ニ轉シ傷ノ爲メ遂ニ死ニ至リタル片ハ如何乃ホ謀殺ノ既遂ヲ以テ律スヘキカ要之原判決ハ擬律錯誤若クハ理由不備ノ欠點アリト云フニ在レトモ凡ソ犯罪ノ既遂未遂ハ其目的ヲ達シタルト否トニ依リ區別ス可キモノニシテ其結果發生ノ時期ノ如キハ固ヨリ問フ可キ所ニ非ス左レハ原判決カ被告等殺意ヲ以テ吉五郎ノ腹部ヲ刺シ致死ノ原因ヲ與ヘ而シテ吉四郎カ其傷ノ爲メ翌日死去シ即チ被告等カ豫期シタル結果ヲ生シタル事實ヲ認メ之ニ謀殺既遂ノ法條ヲ適用シ處斷シタルハ相當ニシテ毫モ違法ノ廉アルコトナシ」同第四點ハ本件ハ重要事件ナルニ公判開廷前受命判事ノ被告ヲ訊問シタル事跡ノ見ルヘキモノナシ就一件記錄中明治二十九年三月八日受命判事ノ下調アリト雖モ本件ノ控訴申立ハ同二十九年六月十三日ニシテ控訴申立以前受命判事ノ訊問アルヘキ謂レナシ從テ右調書ハ何等ノ効力ナキヲ以テ結局公判下調ナ

四十九

キト同一ニ歸セサルヘカラス原判決ハ刑事訴訟法第二百三十七條ニ背戾シタル不法アリト云フニアレトモ受命判事ノ訊問調書ハ明治二十九年三月八日トアルハ明治三十年三月八日ノ誤記ナルコトハ同調書ノ記錄番號印ニ明治三十年三月八日二九七六六〇トアルニ徴シテ明白ナリ左レハ明治三十年三月二十六日ノ公判開廷ニ前チ一應被告ヲ訊問シタルモノニシテ原院ノ審理手續毫モ違法ノ廉アルコトナシ」同第五點ハ假ニ前段論旨中ノ明治二十年九年三月八日ハ同三十年三月八日ノ誤記ナリトスルモ本件ノ公判ハ同二十九年十月二十三日開廷シ次テ同三十年三月二十六日公判ヲ開廷シタルヲ以テ第一回ノ公判開廷以前ニ於テ公判下調ヲ爲サ、ルヘカラス然ルニ一件記錄中絶テ受命判事ノ被告ヲ訊問シタル跡ナシ是レ刑事訴訟法第二百三十七條ニ違背シタル不法アリト云フニアレトモ訴訟記錄ヲ査閱スルニ本件ノ公判ハ本論旨ノ如ク二回ニ開廷シタルニ相違ナキモ其第二回ノ公判ハ前回ノ審理ヲ續行シタルニ非スシテ全ク審理ヲ更改シ而カモ前段ニ説明セル如ク其開廷前式ニ從ヒ訊問ヲ爲シタルモノナレハ己ニ無効ニ歸シタル第一回公判ノ手續ニ瑕瑾アリトスルモ之ヲ以テ適法ノ審理ニ基キタル原判決ノ瑕瑾ト爲スコトヲ得ス因テ本論旨モ相立タス右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本件上告ハ之ヲ棄却ス

裁判長 判事 原田 種成 元忠
 同 永井岩之丞 同 川目 亨一

廳堂事件

官廳事件

窃盗事件 明治三十年五月十八日判決

判決要旨

窃盗罪を數回に犯したる場合に連續犯なりと認めたる時は最初の犯罪の當時十年未滿されは逆て之を分割して刑法第八十一條を適用することを得ず

說明

連續犯は數所爲を一罪として處斷するものなるを以て分割すへからずこの故に最初の犯罪行爲か未だ丁年に滿たざる時なりとするも最終の場合に丁年に達する以上は刑法第八十一條を適用して宥恕減輕を與ふることを得ざるも

第一審 東京地方裁判所 第二審 東京控訴院

被告人 中村 稻吉 訴訟代理人 辯護人 花井 卓藏

右竊盜被告事件ニ付明治三十年四月十三日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シタリ
大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

上告趣旨ノ第一點ハ被告ハ原院ノ認メタル第一及ヒ第二ノ罪ヲ犯シタルコトナシ而シテ其物件ハ委託品又ハ所持品ニ屬スル事實ハ參考人ノ供述ニ依ルモ明ナリ然ルニ何等ノ證據ナク漫然惡意ヲ推測シ竊盜罪ニ問擬シタルハ不法ナリト云フニ在テ原承審官ノ職權ニ存スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キサレハ上告ノ理由トナル可キモノニアラス
同第二點ハ原院ニ於テ檢事ハ單ニ控訴棄却ノ意見ヲ陳述シタルニ止マリ第一及ヒ第二ノ被告事件ニ付法律適用ノ意見ヲ陳述シタル事跡アルヲ見ス是即チ違法ナリト云フニ在レトモ原院ノ公判始末書ヲ査閱スルニ檢事ハ云々原判決ハ全ク相當ニシテ被告人ノ控訴ハ理由ナク棄却アリ度ト陳述セラレタリト記載シアリテ即チ檢事ハ第一審判決ノ事實ノ認定及ヒ法律ノ適用等總テ相當ナリトノ意見ヲ陳述シタルニ外ナラサレハ法律適用ニ付意見ヲ陳述セスト云フコトヲ得ス又假ニ檢事カ法律適用ノ意見ヲ陳述セサリシモトスルモ原院ニ於テ其意見ヲ求メタル上ハ檢事カ意見ヲ陳述セサリシヲ以テ原判決ヲ不法ナリト論スルコトヲ得ス故ニ本論旨ハ到底相立タサルモノトス
辯護人花井卓藏カ擴張論旨ノ第一點ハ原院ハ第二被告事件ニ付「明治二十九年十月上旬頃ヨリ同年十二月二十日迄ノ間ニ云々數回ニ云々竊取シタリ」ト判定セリ而シテ被告ハ明治九年十一月生ナレハ明治二十九年十月上旬ノ當時ハ十九歳十一ヶ月ニシテ未だ丁年ニ達セサルモノナリ然ルニ刑法第八十一條ヲ適用セヌ丁年者トシテ處罰シタルハ不法ナリト云ヘトモ原判文ヲ査閱スルニ第二ハ竊盜罪ハ明治二十九年十月上旬頃ヨリ同年十二月二十日迄

ノ間ニ數回ニ犯シタルモノニシテ即チ之ヲ連續犯ト認ム一罪トシテ處斷シタル上ハ其罪ヲ分割ス可カラサルカ故ニ縱令被告ハ明治二十九年十月中心在テハ未タ丁年ニ至ラサルモ其當時ノ所爲ニ對シ之ヲ分割シテ刑法第八十一條ヲ適用スルコトヲ得ス因テ原院カ同條ヲ適用セスシテ處斷シタルハ決シテ不法ニアラサルナリ

同第二點ハ本件ニ付被告及ヒ辯護人ハ利益トナル可キ證據トシテ人證ヲ請求シタルニ原院ニ於テ之ヲ採用セサルハ刑事訴訟法第九十八條ニ背戾スルモノナリト云フニ在レトモ同條ニ其利益ト爲ル可キ證據ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知ス可シトアルハ要スルニ裁判長ニ於テ被告ニ對シ其告知ヲ爲ス可シトノ旨ヲ規定シタルニ過キスシテ其告知ニ從ヒ被告人カ利益ノ證據ヲ差出スニ付其必要アルヤ否ヤヲ判別シテ之ヲ許否スルコトヲ得ルハ乃チ承審官ノ職權ニ存スルモノナレハ右同條ノ規定ヲ以テ全然被告ニ其提出ヲ許シタルモノト論スルコトヲ得ス故ニ原院ニ於テ證人召喚ノ申請ヲ採用セザリシモ違法ニアラサルナリ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ依リ本案ノ上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年五月十日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事廳堂融立會宣告ス
裁判長 判事 原田種成 判事 篁元忠
同 永井岩之丞 同 川目享一
同 龜山良義 同 伊藤佛治
同 十時三郎

官吏收賄事件

明治三十年第三九〇號
明治三十年五月十七日判決

判決要旨

官吏收賄罪を構成するには官吏職務上に関し囑託を受けたる事實あることを必要とす

說明

官吏職務上に関し囑託を受けたる事實あることは官吏收賄罪の構成一要件なりとす故に若し判決書に其事實の記載を缺く時は果して囑託を受けたる事實か其職務権内に属するものあるや否やの疑を生ず可しゆへに該條を適用するに當りては須らく其事實を明示するを要す明示なき判決は結局不法を免れざるなり

第一審 新潟地方裁判所新發田支部

第二審 東京控訴院

被告人 伊藤實

訴訟代理人 山口憲

右官吏收賄被告事件ニ付明治三十年四月十四日東京控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ
辯護人山口憲カ上告趣意擴張ノ前段論旨ハ官吏收賄罪アリトセンニハ其囑託事項ノ職務権限内ニ屬スルモノタラサル可カラサルハ疑ヲ容レヌ然ルニ原判決ハ冒頭ニ於テ被告ハ森林

官吏收賄事件

監守ノ職ヲ奉シ云々ト明示シ其末段ニ至リ暗ニ將來拂下ノ便宜ヲ與ヘラレンコトヲ囑託シテ金二十圓ヲ差出シタル處被告ハ其意ヲ了シ名ヲ貸借ニ藉リ遂ニ該金員ヲ領受シテ費消シタルモノナリトアルノミニシテ官林拂下ハ被告ノ職權内ニ屬スルトノ理由ヲ缺ケリ殊ニ森林監守ナルモノハ明治二十六年十月勅令第四百十六號ノ第十一條ニ於テ命セラル、如ク單ニ官林保護ノ任ニ當ルノミニシテ官林拂下ヲ爲スヘキ職權ナケレハ森林監守ノ職ヲ奉シトノ明示ノミニテハ官林拂下ハ被告ノ職權内ニ屬スルトノ理由ト爲シ得ヘキモノニアラス故ニ原判決ハ犯罪成立ニ必要ナル理由ヲ次キタル不法ノ判決ナリト云フニ在リ右論旨ノ如ク官吏收賄罪ヲ構成スルトハ官吏其職務上ニ關シ囑託ヲ受ケタルコトヲ要スルハ勿論ナリ然ルニ原判決文ヲ査閱スルニ「被告ハ森林監守ノ職ヲ奉シ云々其受持部内岩船郡川品村大字湯澤地内荒澤官林ニ於テ明治二十九年九月ノ雜木拂下豫算調ヲ爲シタル後云々」トアレトモ明治二十六年勅令第四百十七號大小林區署官制ニ照ラスニ其第十一條ニ森林監守ハ云々上官ノ指揮ヲ承ケ官林ノ保護ニ從事ストアルノミナレハ何故ニ被告ハ明治二十九年九月ノ雜木拂下豫算調ヲ爲シタルモノナルヤ之カ理由ヲ明示セルニ付果シテ被告ハ職務上雜木拂下ニ關シ豫算調ヲ爲シタルモノナルヤ否ヤ之ヲ知ルニ由ナク隨テ擬律ノ當否ヲ鑑査スルコト能ハス即チ理由ノ明示ヲ欠キタル不法ノ判決タルヲ免カレス因テ此點ニ付原判決ヲ破毀ス可キモノト認ムルヲ以テ其他ノ論旨ニ對シテハ逐一說明ヲ與フルコトヲ要セサルモノトス

移ス

明治三十年五月十七日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長 判事 原田種成 判事 寛元 忠

同 永井岩之丞 同 川目亨一

同 龜山貞義 同 伊藤倂治

同 十時三郎

監守盜事件

明治三十年第三九五號
明治三十年五月十八日判決

判決要旨

巡査其職務上遺失物を領收し該物件を竊取したる時は監守盜罪を構成す

說明

巡査は其職務上領收したる遺失物に就ては當該官署に送致する間は當然監守者たり既に監守者たる以上は該物件を竊取するに於ては刑法第二百八十九條に所謂監守盜罪を以て問疑せらる敢て怪むに足らざるなり(參照刑法第二百八十九條第二項官吏自から監守する所の金穀物件を竊取したる者云々)

第一審 高知地方裁判所 第二審 大坂控訴院

監守盜事件

被告人 三谷 曉 勇

訴訟代理人 青柳 正喜

右曉勇カ監守盜被告事件ニ付明治三十年四月八日大阪控訴院ニ於テ高知地方裁判所カ被告曉勇ヲ輕懲役六年ニ處ス云々公訴費用金ノ全部ハ被告人ノ負擔トスト言渡シタル判決ニ對スル被告ヨリノ控訴ヲ審理シ本件控訴ハ之ヲ棄却スト判決シタルヲ不法トシ被告ハ上告ヲ爲シ原院檢察長林誠一ハ答辯書ヲ差出シタリ因テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ辯護士青柳正喜ノ辯論立會檢事岩野新平ノ意見ヲ聽キ判決スルコト左ノ如シ

上告要旨ノ第一點ハ原判文ヲ閱スルニ(前卷) 増田梅次ヨリ遺失物ヲ拾得セリトテ届出タル金八十錢參厘在中ノ黒皮巾着一個ヲ領收シナカラ云々」トアリテ其領收シタル事實及ヒ理由ヲ明示セサルハ刑事訴訟法第二百六十九條第九項ニ該ル違法ノ判決ナリ」全第二點ハ原判文ニ(前卷) 金八十錢參厘在中ノ黒皮巾着一個ヲ領收シナカラ之ヲ本屬警察署ヘ送致ノ手續ヲナサス竊カニ盜取シタルモノナリ」トアリテ竊取ノ方法手段ヲ明示セサルハ不當ノ判決ナリト云フニ在レトモ原判決ニ依ルニ被告カ遺失物ヲ領收シタル事實又ハ之ヲ本屬警察署ヘ送致ノ手續ヲナサスシラ竊取シタルノ事實ハ明カニ判示シアルヲ以テ其他領收ノ理由及ヒ竊取ノ方法手段ノ如キハ之ヲ判示スルヲ要セス因テ第一第二論點共上告適法ノ理由ナシ」同第三點ハ第一回上告辯明書第三點ノ說明ニ讓ルヲ以テ就テ了解スヘシ」同第四點ハ「原判文ニ證人(中略)岡井直次郎岡井萬吉云々」トアリ其直次及ヒ萬吉ハ刑事訴訟法第二百二十三條ヲ適用セシテ證人トシテ判決シタルハ不法ニ法則ヲ適用シタル違法ノ裁判

ナリト云フニアレトモ右兩名ノ豫審調書ヲ查スルニ孰レモ被告ハ曉勇トノ間刑事訴訟法第二百二十三條ノ關係ナキヤ否ヤヲ問查シ宣誓セシメタル旨明記シアリテ上告論旨ノ如キ違法アルコトナシ」同第五點ハ原判文ヲ檢スルニ「證人有田楠平小松幾馬岡井直次岡井萬吉増田梅次各豫審調書云々」トアリテ其増田梅次ハ刑事訴訟法第二百二十四條第六項ニ該當シ證人ノ資格ナキコトハ明瞭ナリ然ルニ原院ニ於テハ如何ナル法則ヲ適用シテ證人トナシタルカ分明ナラス是亦法則ヲ適用セサル違法ノ判決ナリト云フニアレトモ原判文ヲ查スルニ證據列記ノ部ニハ「以上ノ事實ハ證人有田楠平小松幾馬岡井直次岡井萬吉參考人増田梅次ノ各豫審調書云々」トアリテ増田梅次ノ陳述ハ證人ノ證言トシテ採用シタルニアラサルコト明カナリ而シテ同人ハ本件ニ付曾テ訴ヲ受ケ其證據十分ナラストシテ免訴ノ言渡ヲ受ケタルモノナレハ其證人タルノ資格ナキハ勿論ナルモ其調書ヲ參考人ノ供述トシテ採テ斷罪ノ資料ニ供スルハ違法ニアラサルヲ以テ上告論旨ハ其理由ナシ」同第六點ハ原判文ニ公訴費用ニ關シテハ刑法第四十五條ニ據リ被告ノ負擔トストアリテ刑事訴訟法第二百一條ヲ適用セサルハ法則ヲ適用セサル違法ノ判決ナリト云フニアレトモ刑法第四十五條ヲ適用シタル以上ハ更ニ刑事訴訟法第二百一條ヲ明示スルヲ要セサルノミナラス裁判費用ノ負擔ハ刑ノ言渡シニアラサルヲ以テ法律ノ理由ヲ付スルニ及ハサルモノナリ因テ本論旨モ亦其理由ナシ」第一回上告辯明書ノ第一點ハ青柳辯護士ノ擴張論旨ニ對スル說明ニ讓ルヲ以テ就テ了解スヘシ」同第二點同第五點同第六點ハ上告第二點同第五點同第六點ノ論旨ヲ反覆陳辯ス

ルニ過キサルヲ以テ重キテ説明ヲ與ヘス」同第三點ハ原院カ有田楠平ノ豫審調書ヲ有罪ノ證據トシテ指示セラレタルモ同人ハ刑事訴訟法第二百二十四條第六項ノ該當者タル増田梅次ノ親屬ナルコトハ一件書類ニ徴シテ明瞭ナルニモ拘ラス豫審廷ニ於テ刑事訴訟法第二百二十四條第二項ヲ適用シ證人トシテ取調ハ其供述ヲシテ確實ナル證據トシテ有罪ト斷定シタルハ前條ヲ不當ニ適用シテ被告ニ不利益ヲ與ヘタル違法ノ裁判ナリト云フニアレトモ刑事訴訟法第二百二十四條第六項ハ其明文ノ如ク現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證據十分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡シヲ受ケタル者ハ證人トナルコトヲ許ササルノ規定ニシテ其免訴トナリタル者ノ親屬マテヲ包含セシムヘキ法意ニアラサルナリ本件ノ訴訟記録ヲ查閱スルニ證人有田楠平ハ曾テ本件ノ被告人トシテ訴ヲ受ケ免訴トナリタル増田梅次ノ親屬タルニ過キスシテ自カラ被告トナリタルモノニアラサルナリ去レハ豫審判事カ右ノ楠平ヲ本件ノ證人トシテ訊問シタルハ違法ニアラサルヲ以テ原院カ該調書ヲ採テ斷罪ノ證ニ供シタルハ相當ナリトス」同第四點同第八點ハ前項即チ第三點論旨ト唯其親屬ノ氏名ヲ異ニスルノミニシテ其趣旨ハ同一ニ歸スルヲ以テ第三點ニ對スル説明ニテ了解スヘシ」同第七點ハ原院カ第一審ニ於テ三谷長ノ豫審調書ヲ唯一ノ證據トシテ斷罪ノ資トナシタルヲ相當ノ裁判トシテ判決シタルハ刑事訴訟法第二百二十三條ニ違背シタル不法ノ裁判ナリトス何トナレハ三谷長ハ豫審廷ニ於テ被告ノ妻タルヲ以テ證人トナサス參考人トシテ取調ヲ爲シタルニモ拘ラス第一審カ同人ノ供述ヲ直チニ採テ斷罪ノ證據トナシタルハ前第二百二十三條

ニ違背シ且證據法ヲ誤リタル不法ノ判決ナルコト明瞭ナリト云フニアレトモ第一審判決ヲ查スルニ其證據ハ證人云々參考人三谷長云々ノ豫審調書トアリテ證人ノ調書トシテ採リタルニアラサルコト明白ナリ而シテ參考人ノ調書ヲ採テ罪證ニ供スルハ違法ニアラサルヲ以テ原院カ第一審判決ヲ是認シタルハ不當ナリト云フヲ得ス」同第九點ハ第一審判文ヲ閱スルニ訴訟費用ニ關シ刑事訴訟法第二百一條ノミヲ適用シテ刑法第四十五條ヲ適示セサルハ刑事訴訟法第二百六十八條第二項ニ依リ法則ヲ適用セサル違法ノ判決ナリト云フニ在リテ單ニ第一審ノ判決ヲ批難スルニ過キサンハ上告適法ノ理由トナスヲ得ス」同第十點ハ同辯明書ノ第三乃至第五及ヒ第七第八ノ論旨ヲ反覆陳辯スルニ過サルヲ以テ重キテ説明ヲ與フルノ要ナシ」第二回辯明書ノ第一點ハ第一審判文ヲ閱スルニ明治二十九年十二月二十一日第一審公廷ニ於テ判事田中誠夫ハ陪席判事トナリ有罪ノ判決ヲナシタルトモ同判事ハ本件ニ付豫審廷ニ於テ三谷長ヲ參考人トシテ取調ヲ爲シタルコト明瞭ナルニモ拘ラス本案ノ陪席判事トナリ被告ニ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ刑事訴訟法第四十條ニ依リ本判決ハ無効ナルニ原院ニ於テモ違法ノ裁判タルヲ確認シナカラ第一審判決ヲ認可シ被告ノ控訴ヲ棄却シタルハ同條ノ第四ニ違背スル不當ノ裁判タルヲ免レスト云フニアレトモ訴訟記録ヲ查スルニ本件ノ陪席判事タリシ田中誠夫カ豫審廷ニ於テ參考人三谷長ヲ訊問シタル事跡アルコトハ上告人所論ノ如クナルモ刑事訴訟法第四十條第四項ハ判事其事件ノ豫審終結ニ關シタルトキト明記シアレハ其事件ノ豫審終結ニ關與セサルモノハ本條項ニ依リ職務ノ執行ヨリ

除斥セラルヘキモノニアラス故ニ判事田中誠夫カ本件ノ陪席判事トシテ其審判ニ立會タルハ違法ニアラサルヲ以テ原院カ第一審判決ヲ認可シタルハ不法ニアラス

青柳辯護士上告擴張ノ要旨ハ凡ソ監守盜罪ノ成立スルニハ自ラ監守スル職責アル官吏カ其金穀物件ヲ竊取スルヲ要ス若シ監守ノ職責ナカラン歟他ノ犯罪ノ成立スルハ格別所謂監守盜罪ノ成立スルナキナリ蓋シ一般ノ巡查ハ遺失物ヲ監守スルノ職責ナク其人民ヨリ遺失物拾得ノ届出アルニ方リテハ之ヲ監守スルノ職責アル當該官吏ニ之ヲ取次クニ過キサルモノナレバ假令其遺失物ヲ竊取スルモ直ニ監守監ナル罪名ヲ以テ論スヘキニアラサルナリ若シ夫レ被告曉勇ニシテ監守スルノ職責アリトセンカ須ラク判文ニ其職務上監守ノ責アル理由ヲ明示セサルヘカラサル筋合ナルニ原院判決ハ唯被告曉勇ハ高知縣巡查ノ職ヲ奉シ云々之ヲ本屬警察署ニ送致ノ手續ヲ爲サス竊カニ盜取シタルモノナリトアリテ果シテ監守ノ職責アリヤ云ヲ知ル能ハス之レ理由不備ノ判決ニアラサレハ則擬律ニ錯誤アルヲ免レサルモノナリト云フニアレトモ巡查ニ於テ職務上遺失物ヲ領收シ之ヲ當該官署ニ送致スルマテノ間ハ其物件ニ對シ監守ノ責任アルハ當然ナルニ依リ判文上殊サラニ其職責アル理由ヲ明記スルハ要セス故ニ原院判決ハ理由ニ不備且擬律ニ錯誤ヲ點アルコトナシ因テ擴張論旨ハ上告適法ノ理由ナシ

右ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ノ規定ニ從ヒ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十年五月十八日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長判事 栗塚省吾 判事 長谷川 喬

同 島田正章 同 昌谷千里

同 木下哲三郎 同 柳田直平

同 津村 董

詐欺破産等事件

明治三十年第四〇〇號
明治三十年五月十八日判決

判決要旨

會社の業務擔當社員を詐欺破産の刑に處するに於ては商法第千五十二條を適用せざるべからず

說明

詐欺破産の刑は掲げて刑法第三百八十八條及び第三百八十九條にあり而して業務擔當社員に該刑を當行せんとするには商法第千五十二條に據り同法第千五十條を適用せざるべからず然るに第千五十條のみを適用して第五十二條を適用せざるは適用すべき法條を適用せざる擬律錯誤の不法を免かれず

第一審 岡山地方裁判所

第二審 大坂控訴院

被告人 吉本

保

訴訟代理人

辯護人

守屋 此助

右吉本保カ詐欺破産過怠破産詐欺公告被告事件ニ付明治三十年四月八日大阪控訴院ニ於テ

詐欺破産事件

岡山地方裁判所ノ判決ニ對スル被告ノ控訴ヲ審判シ原判決ヲ取消シ更ニ被告ヲ重禁錮審三
年ニ處ス押收ノ帳簿書類ハ各差出人ニ還付ス公訴裁判費用ハ岡野莞爾ト連帶負擔スヘシト
言渡シタル第二審ノ判決ニ服セス被告人ハ上告ヲ爲シタルニ因リ刑事訴訟法第二百八十三
條ノ式ヲ履行シ被告辯護人守屋此助ノ辯論及ヒ立會檢事岩野新平ノ意見ヲ聽キ審理ヲ遂ク
ル處

百五十六

上告ノ要旨ハ第一原判決ハ擬律ノ錯誤アル不法ノ判決ナリ抑モ保險事業ナルモノハ商法第
六百二十五條ニ明示スル所ニシテ此契約ニ必要ナル條件ハ保險者カ被保險者ヨリ保險料ヲ
受クル代リニ或ル場合ニ於テ被保險者ニ賠償ヲ爲ス義務ヲ負擔スルニ在リ然ルニ上告人ノ
爲シタル事業ハ原院ノ認メタル如ク其保險者ト稱スル上告人ハ被保險者ト稱スル團員ヨリ
保險料ヲ受ルコトナク又保險金ヲ負擔スルコトナク單ニ團員中ニ或ル事故ノ發生スルモノ
アル毎ニ他ノ團員ヨリ金員ヲ贖集シテ之ヲ交付スヘキハ責務ヲ負擔スルニ過キスシテ團員
各自保險者トナリ又被保險者トモナリテ上告人ハ其中間ニ立チ手数料ヲ受ケテ其周旋ヲ爲
スモノナレハ上告人ハ保險事業ヲ營ミタルニ非スシテ恰モ一種ノ取過キ無盡講ノ如キモノ
ヲ企テ其世話人トナリタルニ異ナラス然ラハ則チ上告人ノ所爲ハ保險契約ニ必要ノ條件一
モ具備スル所ナキヲ以テ決シテ保險事業トナスコトヲ得サルヤ明カナリ果シテ保險事業ニ
非ストセハ別ニ他ノ商業ト看做スヘキ廉ナキモノナルニ上告人ハ之ヲ以テ保險業ト誤認シ
テ商法ニ從ヒ登記ヲ受クル手續ヲ爲シ裁判所モ亦保險業ト誤認シ登記公告ノ手續ヲ爲シ又

三十八

其支拂ヲ停止スルニ至リ裁判所ハ商業ニ非サル上告人ノ所爲ヲ商業取引上ノ支拂停止トシ
破産ノ決定ヲ爲シタルハ何レモ誤認タルヲ免カレス其誤認ノ爲メニ上告人ノ所爲カ法律上
商業ト看做サルヘキノ理ナシ而シテ商法第二百六十二條第五十條ハ何レモ商事會社若ク
ハ商人ニ適用スヘキ法律ニシテ非商業者ニ適用スヘキモノニ非ス故ニ原院カ保險業ニモ非
ス又他ノ商業ニモ非サル上告人ノ所爲ヲ認メナカラ右法條等ニ間擬シタルハ擬律ノ錯誤ナ
リト云フニ在レトモ保險契約ハ特ニ商第六百二十五條ニ記載シタル條件ノミニ限ルモノニ
非スシテ其社員相互ノ保險ヲ目的トシテ設立シタルモノモ亦保險會社ト認メサルヘカラス
本件被告カ設立シタル會社ノ如キハ即チ社員相互ノ會險ヲ目的トシタルモノナレハ純然タ
ル保險保社ニシテ之ヲ保險ノ業ニ非ス又他ノ商業ニモ非スト云フコトヲ得サルヤ論ヲ俟タ
ス原判決ニ於テ被告ノ所爲ヲ以テ商法ノ規定ニ違反シタル犯罪ナリトシ商法第二百六十二
條同第五十條ヲ適用處斷シタルハ相當ニシテ毫モ違法ノ點ナキモノトス『第二原判決第
一ノ事實理由中被保險人ヨリ申込ノ際甲乙二種ノ區別ニ從ヒ一定ノ手数料ヲ支拂ハレムル
事團員ノ出金中ヨリ幾分ヲ會社ニ收ムル事及ヒ團員中出金セサルモノアルトキ會社ヨリ之
ヲ補充スル事ノ三點ハ第一判決ノ認メサル事實ニシテ原院ノ新ニ認定シタル所ナレハ第一
審ノ事實認定ニ誤謬アリトストキハ之ヲ取消ササルヘカラサルモノナルニ原院ハ第一審
判決中第三ノ所爲ニ對スル法律適用ノ不法ナリトシ單ニ此點ヲ取消ハ第一ノ事實認定雙方
異ナル所アルニ拘ハラス之ヲ不問ニ付シタルハ法則ヲ適用セサル不法ノ判決ナリ又一方ヨ

三十九

詐欺破産事件

百五十七

リ論スレハ理由ノ齟齬ヲ免レヌ何トナレハ前陳ノ如ク第一ノ事實ニ付第一審ト其認定ヲ異ニスルニモ拘ハラヌ原判文ニ原裁判所カ前記ノ事實ヲ認定前記ノ法條ヲ適用シタルハ相當ナルモ云々ト判定シ第一ノ事實理由雙方同一ナルカ如ク判定シタレハナリト云フニ在レトモ原判文ニ記載シタル第一ノ事實ハ第一審判文ニ省察シタル點ヲ詳記スルニ過キヌシテ其事實ノ認定ヲ異ニシタルモノニアラス且被告カ設置シタル會社組織ノ方法如何ノ如キハ本件犯罪ノ成立ニ影響ナキモノナレハ其事實ニ詳察ノ差異アルモ之ヲ以テ第一審判決ヲ取消スノ理由ト爲スコトヲ得サルモノトス要スルニ原判決ハ理由齟齬等違法ノ點アルモノニ非ス」第三上告人ニ對シ商法第五十條其他ノ法律ヲ適用シテ詐欺破産ノ刑ニ處スルニハ商法第五十二條ヲ適用セサルヘカラス何トナレハ第五十條ハ普通ノ商人ヲ罰スヘキ法條ニシテ之ヲ會社ノ業務擔當社員若クハ取締役ニ適用スルハ第五十二條ノ定ムル處ナレハナリ然ルニ原判決カ右法條ヲ適用セサルハ不法ナリト云フニ在リテ本論旨ハ正當ノ理由アルモノニシテ原判決ニ於テ商法第五十二條ヲ適用セザリシハ擬律ノ錯誤アル違法ノ判決タルヲ免カレサルモノトス」其擴張書ノ要旨ハ原院ニ於テ平野龍男ノ證言ヲ採用セラレシハ不法ナリ龍男ハ被告カ業務ヲ擔當スル元岡山簡易保險合資會社ノ書記ニシテ即チ被告ノ雇人タルコトハ其豫審調書ニ明記スル所ナレハ法律上證人タルノ資格ナキモノナルニ之ヲ證人ト爲シ且其陳述ヲ採用セシハ共ニ不法ノ裁判ナリト云フニ在レトモ會社ノ書記ハ會社ノ雇人ナルモ其業務擔當社員タル被告ノ雇人ニ非ザルハ論ヲ俟タヌ故ニ平野龍男ヲ證人ト

四十二

ナシ其證言ヲ採用シテ斷罪ノ資料ニ供シタルハ相當ナリ依テ上告第三點ノ外總テ適法ノ理由ナキモノトス右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十六條第二百八十七條ニ從ヒ原判決ヲ破毀シ本院ニ於テ直チニ判決ヲ爲スコト左ノ如シ

吉 本 保

原判決ニ明示シタル事實ニ依リ之ヲ法律ニ照スニ第一第二ノ所爲ハ共ニ商法第二百六十二條第二ニ該リ第三ノ所爲ハ同千五百五十二條及ヒ明治二十三年法律第百一號第一ニ該ル處原諒スヘキ情狀アルヲ以テ刑法第八十九條第九十條ニ照ラシ各本刑ニ一等ヲ減シ數罪具發スルヲ以テ同第百條ニ照シ一ノ重キ第三ノ罪ニ從ヒ被告人ヲ重禁錮三年ニ處ス押收書類還付及ヒ裁判費用負擔ノ言渡ハ原裁判ノ通りタルヘシ

明治三十年五月十八日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事岩野新平立會宣告ス

裁判長 事判 栗 塚 省 吾 判事 長 谷 川 喬

同 島 田 正 章 同 昌 谷 千 里

同 木 下 哲 三 郎 同 柳 田 直 平

同 津 村 董

官文書變造行使事件

明治三十年第四一三號

明治三十年五月十八日判決

判決要旨

關席判決は故障を申立たる裁判所の前審にあらす

官文書變造行使事件

監視票は官文書あり

説明

故障は闕席判決を下したる裁判所に其不服を申立るものあり故に闕席判決と故障とは審級裁判所を異にするものにあらざるかゆへに本件の如き闕席判決に干與したる裁判官故障の申立に干與したればとて除斥の理由となるべきものにあらざるなり

監視票は所轄警察署より被監視人に下付す可きものにして官文書たること辯を俟たず故に之を變造せば官文書の變造罪を構成す

第一審 山口地方裁判所

第二審 廣島控訴院

被告人 福山久藏

右久藏が官文書變造行使被告事件ニ付明治三十年四月十六日廣島控訴院ニ於テ山口地方裁判所ノ判決ニ對スル被告ヨリノ控訴ヲ審理シ本件控訴ハ之ヲ棄却スト言渡シタル判決ヲ不法ナリトシ被告ハ上告ヲ爲シ原院檢事ハ答辯書ヲ差出シタリ依テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

上告要旨ノ第一點ハ抑モ本件第一審ノ裁判ハ刑事訴訟法第四十條第四項ニ違背シタル不法ノ裁判ナリ何トナレハ山口地方裁判所判事大宅伊敏ハ本件第一審裁判ノ判陪判事ナリ然ルニ同判事ハ變ニ明治二十九年十一月二十四日本件ノ闕席裁判ニ干與シタルニモ拘ラス其故

四十二

障ヲ受理シタル裁判ニモ亦干與シタルモノナレハ第一審裁判ハ法律ニ違背シタル判決ナリ然ルニ原院ニ於テ第一審判決ヲ相當ナリトセラレタルハ刑事訴訟法第二百六十九條第二項ニ相當スル上告ノ理由アリト思考スト云フニ在レトモ闕席判決ハ其故障ヲ申立タル裁判ノ前審ト稱スヘキモノニアラサルヲ以テ大宅判事カ本件ノ闕席判決ト其故障ヲ受理シタル對審判決トニ干與シタルハ法律ニ違背シタル者ト云フヲ得サルヲ以テ原院カ第一審判決ヲ是認シタルハ違法ニ非ス』同第二點ハ要スルニ第二審判決ニ於テ被告ハ豫テ赤間關警察署ヨリ下付セラレタル監視票ヲ變造シタルモノト認定セラレタルモ其何レノ日時何レノ場所ニ於テ變造シタルモノナルヤノ明示ナシ之レ所謂事實理由ノ不備ナル不法ノ判決ニシテ刑事訴訟法第二百六十九條ニ第九ニ該當スル上告ノ理由アリト思考スト云フニアレトモ本件ノ如キ官文書ノ變造ハ之ヲ行使ニ依テ其罪ヲ罰スルモノナリ而シテ原判決ニハ其之ヲ行使シタル日時場所ヲ明カニ判示シアルヲ以テ事實ノ理由ニ不備アルト云フヲ得ス』同第三點ハ原判決ハ本件監視票ノ裏面初年八月上欄ニ十五日ノ文字ヲ記入シ之ヲ三年八月十五日ニ充テ行使シタリトアルモ之レ事實ニアラス殊ニ行使ノ有無ハ本件有罪無罪ノ決スル處ナレハ輕卒ニ看過スヘカラサルモヨハ事實ニ屬シ上告ノ理由トナラサルヲ以テ假リニ原院認定ノ如クナリトスルモ決シテ罪ヲ構成セス何トナレハ監視票裏面初年ハ二十七年ニシテ三年ハ二十九年ナリ然ルニ原院ハ初年八月上欄ヲ三年八月上欄ニ充テ行使シタリト判定セラレタレトモ二十七年八月ノ欄ヲ二十九年八月ノ欄ニ行使ス可カラサルハ尙ホ木ニ倚リテ魚ヲ求

官文書變造行使事件

百六十一

百六十

ムルノ理由ニシテ到底爲シ能ハサル不能ノ所爲タルコト明カナリ抑モ該所爲タル二十七年ト二十九年トハ年號文字ノ異ナルノミナラ實際ノ監視票ニ就テ細ヲ見ルモ二十七年ト二十九年トノ間ニハ二十八年度ノ欄ヲ狹ミ居リ殊ニ二十七年八月ハ上告人カキニ手形偽造罪ノ本刑執行中ニシテ監視ノ期限外ナリ故ニ廿七年八月上欄ニ十五日ノ文字ヲ記入シ之ヲ二十九年八月ニ充テ行使シタルハ刑法第二百三條第一項ニ該ルトノ原判決ハ未タ審理ヲ盡サ、ル裁判ニシテ擬律錯誤ノ著明ナルモノナリト云フニアレトモ原判決ニ依レハ「(前略)右監視票ノ一部ヲ變造シテ監視規則違犯ノ罪ヲ免レント企テ前顯初年八月上欄ノ認印ヲ抹消シタル墨線ヲ摺消シ其傍ラニ十五日ノ三字ヲ記入シ以テ之ヲ明治二十九年八月十五日出頭ノ認印ノ如ク變造シ云々」トアリ而シテ其變造ノ文字個所及ヒ年月日ヲ認定スルカ如キハ即チ承審官ノ職權ニ屬スルモノナルヲ以テ上告論旨ハ要スルニ原院ノ職權ニ特任セル事實認定ノ當否ヲ論難スルモノニ外ナラサルヲ以テ上告適法ノ理由ナシ」同第四點ハ要スルニ監視票ハ毎月二回之ニ檢印ヲ受クヘキモノナレハ月ノ上下二欄ニ檢印アリテ始メテ監視ヲ了シタリト云フヲ得ヘキモ本案ノ如ク上欄空欄ナルトキハ其下欄ノミヲ變造スルモ何等ノ効カラ生スヘキモノニアラス故ニ被告ノ所爲ハ無効犯ナリト云フニアレトモ監視ノ檢印ハ一回毎ニ其効ヲ生スルハ固ヨリ論ヲ俟タス況ンヤ本件ノ如キハ明治廿九年八月十五日ノ檢印ハ初年八月上欄ニ之ヲ受ケルカ如ク變造シタリトノ事實ヲ認定シアレハ空欄ナリト云フヲ得ヘカラサルニ於テラヤ因テ本論旨モ亦上告適法ノ理由ナン同第五點ハ要スルニ監視票ハ

官文書ノ性質ヲ有スル文書ナルモ本件變造行使ノ所爲タル決シテ刑法第二百三條第二項ヲ適用スルキモノニテラヤ何ナレハ警察署ニハ官文書ナル監視票帳アリテ被監視人カ出頭ノ都度該帳簿ニ依リ調査スルモノニシテ監視票ヲ主トスルニアラサルヲ以テ監視違犯罪ヲ免レンシカ爲メ監視票ヲ變造スルモ亦何ノ効力アラン殊ニ監視票ナルモノハ被監視人ト警察署之間ニ往復スル文書ニシテ之ヲ以テ他人ヲ欺クノ用ニ供スル途ナシ而シテ警察署ハ常ニ監視票帳ニ依リ其處分ヲナスモノナレハ監視表ヲ變造スルノ極之カ効用ヲ警察署ニ對シテミント欲スルモ得ヘカラサル所爲ニシテ不能犯ニ歸スルヤ明カナリ故ニ監視票ヲ變造スルモ官文書變造罪ヲ構成スヘキモノニアラス然ルニ第一二審共之ヲ有罪トセラレタルハ擬律錯誤ノ甚タシキモノナリト云フニ在レトモ抑モ監視票ナルモノハ法律ノ規定ニ依リ所轄警察署ヨリ被監視人ニ下付シ以テ監視執行ノ濟否ヲ檢査スルニ必要ナル文書トナシタルモノナレハ即チ官文書ナルヲ以テ變造スレハ官文書變造罪ヲ構成スルハ勿論ニシテ上告論旨ハ其理由ナシ

上告辯明書ハ之ヲ數項ニ分チ縷々論述シアルモ要スルニ檢事ノ答辯ヲ辯駁シ上告論旨ヲ反覆敷演スルニ過キサルヲ以テ重テ説明ヲ與ヘス

以上ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ノ規定ニ從ヒ本件上告ハ乏ヲ棄却ス

明治三十一年五月十八日大審院第三刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

官文書變造行使事件

裁判長 判事 栗 塚 省 喜 判事 長 谷 川 十 衛

宣 告 書

同 島田正章 同 昌谷千里
同 木下哲三郎 同 柳田直平
同 津村 董

私印盗用等事件

明治三十年四月二十九日判決

判決要旨

同一目的を以て同時に二通の證書を偽造し之を同一場所に於て同時に行使したる所爲は一所爲なりとす

說明

數多の所爲個々特別に犯罪を構成するときは之を數罪俱發と云ふ故に數罪俱發は各別の犯意あり各別の所爲あり而して各別所爲が其獨特の犯罪を構成する場合なりとす故に縱令二通の證書を偽造するも同一目的を以て而かも同一場所に於て同時に之を行使するに於ては明かに一所爲なりと云はざるべからず

第一審 福島地方裁判所若松支部

第二審 宮城控訴院

被告人 中島庄次郎

訴訟代理人 辯護士

小島重太郎 岸本辰雄

右庄次郎が私印盗用私書偽造行使及之報告被告事件ニ付明治三十年四月十日宮城控訴院ニ於て福島地方裁判所若松支部ノ判決ニ對シテ被告ヨリテ控訴ヲ審理シ原判決ハ之ヲ取消ス

被告庄次郎ヲ重懲罰六月ニ處シ罰金四圓ヲ附加スル旨判決ヲ不法ナリトシ被告ハ上告ヲ爲シ原院檢事ハ答辯書ヲ差出シタリ因テ刑部訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ辯護士小島重太郎同岸本辰雄ノ辯論立會檢事若野新平ノ意見ヲ聽キ審理ヲ遂クル處被告カ上告第一點ハ原判決ハ被告ニ對シ私印盗用ノ所爲アリト認定セラレタルトモ被告カ其印ヲ盗用シタリトノ事實ノ明示ナク唯是善三郎ナル者カ其印ヲ盗用シタル點アルヲ以テ被告ニ盗用ノ所爲アリトセラレタルハ不當ナリト云フニアレトモ原判決ニ依ルハ「被告等ハ共謀上善三郎ヲ中島卯太郎方ニ遣ハシ同人ノ實印ヲ借受ケ其承諾ヲ得シテ偽造ノ能證ニ通リ卯太郎ノ名下其他ノ要部ニ該印ヲ捺捺シ云々」ト判示アレハ被告ニ於テ自カラ其印ヲ捺捺セサルモ私印盗用ノ所爲ナシト論争スルヲ得サルモノトス」同第二點ハ喋々論述シアルモ要スルニ原院ハ被告ニ私書偽造ノ所爲アリト判定セラレタルトモ然ラス右ハ卯太郎平吉吉次郎善三郎等四名ノ間ニ成立セシ自證ヲ以テ被告ニ對シ私印盗用私書偽造行使ノ罪アリト判決セラレタルハ不當ナリ」同第三點ハ要スルニ原院ハ被告ニ誣告ノ所爲アリト判決セラレタルトモ被告ニ若シ誣告ノ所爲アリトセハ圓次ハ對シ民事上賠償ノ責任及ヒ刑事上ノ責任アル吉次郎ヲ處分セラル、ヨソ正當ナル之ニ反シ吉次郎ノ意思ヲ表示シタル委任狀ヲ受ケ殊ニ吉次郎ノ意思以外ニ一言一句不實ヲ營謀狀ニ記載セシ事ナキ訴外人ナル庄次郎ニ對シ誣告ノ所爲アリト判定セラレタルハ不該ナリ」同第四點ハ要スルニ原院ハ被告ハ吉次郎ノ民事上ノ欺詐ノ情ヲ知リツト代人ヲ爲シタリト認定セラレタルモ他ノ民事

訴訟事件ト共ニ其情ヲ知ラズシテ引渡シタルモノナリトシテ原判決ノ理由中ニ六卷ノ謝金
 手摺ト代理シタルト爲シ伊調義術ト被告庄次郎ト不審名ヲ謝金ト謝金ト被告一名ニテ受取
 ルモノトシテ認定セラレタルハ不當ナリ」同第六點ハ中島卯太郎ハ愚直ニシテ欺キ易キヲ
 以テ云々ト判定セラレタルモ愚直ナル者ハ實印及ヒ金銀等ハ殊ニ大切ニスルモノナレハ容
 易ニ實印ヲ渡スモノニ之ナク故ニ合意上調印シタルモノト信スド云フニアレトモ右論旨中
 第三點ハ被告等共謀上不法ノ告訴狀ヲ作り誣告ヲ爲シタルノ事實ヲ認メアルヲ以テ誣告ノ
 所爲ナシト云フヲ得ヌ其他ノ論旨ハ孰レモ原院ノ職權ニ特任セル證憑ノ取捨事實ノ認定ニ
 對シテ批難ヲ試ムルモノニ過キサルヲ以テ上告適法ノ理由ナシ」同第五點ハ元相被告人
 タル平吉ハ民事原告人星吉次郎ノ弟タルヲ以テ刑事訴訟法第百二十三條第二項ニ依リ證人
 ノ資格ナキモノナレハ偽證罪成立セストシテ無罪ヲ言渡サレ之ニ反シ吉次郎ハ同法同條第
 一項ニ違背スルニモ拘ラス其證言カ偽證ナリトシテ偽證罪ヲ以テ處分セラマ其結果無責任
 ナル庄次郎ヲ誣告罪ニ處セラレ責任アル吉次郎ヲ無罪トセラレタル不法ノ第一審判決ヲ原
 院ニ於テ維持セラレ有罪ノ判決アリシハ最モ不當ナリト云フニアレトモ原判決ニ依リハ被
 告人カ人ヲ誣告スルノ目的ヲ以テ誣告ヲ爲シタルノ事實ハ明示シタルヲ以テ誣告罪ナシト
 云フヲ得ヌ」同第七點ハ同次ニ對スル告訴狀ノ第二號證即チ山部榮吉ヨリ中島庄次郎ニ宛
 テテ端書ニ若松區裁判所ノ登記簿帳ノ寫ニシテ正確ナルモノニ付證據トシテ差出シタルニ
 原院ニ於テ該證據物ニ對シ理由ヲ付キサルハ不當ノ判決ナリト云フニアレトモ證據物件ニ
 一ノ要ナシ

付テハ判文上之ニハ理由ヲ付スルハ要スルニ況ンヤ該端書ハ原判決ニシテ採用シテ
 證據トシテ採用シタルハ因テ上告論旨ハ其理由ナシ」同第六點ハ中島卯太郎ハ愚直ニシテ欺
 被告カ第一二回ノ上告趣意擴張書ハ續々陳述シタルモノニ要スルハ上告論旨ヲ敷衍シ結局被告
 ハ無罪ナルニ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ不當ナリト云フニ外ナラサルヲ以テ重キテ説明ヲ爲
 スノ要ナシ

岸本小島兩辯護士上告擴張ノ第一點ハ原判決ニ依リハ上告人ノ證書ノ偽造ハ證書二通ヲ偽
 造シタリトスルモ其證書ハ同一證書ニシテ一ハ年月日ヲ記入シ一ハ其記入ナキノ差アルノ
 ミ而シテ其之ヲ偽造スルノ犯意實行共ニ一事實タルモノナレハ二罪ヲ組成シタルモノニア
 ラス換言スレハ恰モ一時ニ數箇ノ紙幣ヲ偽造シ若クハ一時ニ數箇ノ物品ヲ竊取シタルト同
 シク二通ノ證書ヲ偽造シタルハ全ク一罪ノミヲ成立シタルニ過キヌ若シ之ヲ以テ二個ノ偽
 造罪ヲ成立セシモノトセハ是レニ關聯スル私印盜用モ亦二ケノ盜用罪アリシモノト云ハサ
 ル可ラス然ルニ原院ハ之ヲ二罪ニ開擬シ「各重禁錮四月云々」ト言渡シタルハ不當ナリト
 云フニアリ因テ原判決ヲ査スルニ「(前略)依頼者平吉ト相謀リ中島卯太郎ハ愚直ニシテ欺
 キ易キヲ奇貨トシ同人ヨリ吉次郎代人星平吉宛ノ御訖證書ト題スル書面ヲ作り其文中云々
 ノ謝辭ヲ記シタル明治二十七年十月付ノ分ト月日ナキ分ト兩通ヲ偽造シ云々其明治二十七
 年月日付ノ訖證書一通ヲ不實ノ事ヲ記載シタル告訴狀及ヒ吉次郎ノ告訴委任狀等ニ相添ヘ
 被告ヨリ若松支那檢事ニ告訴シタリ而シテ圓次ハ爲シニ詐欺取財犯トシテ訴追セラレ其欺

故殺事件

明治三十年五月二十四日判決

木下啓三郎 同 津村 董 同 柳田直平

判決要旨

分娩後致死迄の間少時間なりと雖苟くも生存したるものは殺人罪の目的たることを得るものとす又殺害の意思は分娩前にありと雖其意思にして殺害當時まで繼續するときは故殺罪成立す

説明

若し夫れ極端より之を論せば縦令一秒時間と雖現社會に生存したる人類に於ては殺人罪の目的物たること法理上些も疑なしとす而して殺意か分娩前にあると雖目的自体か生存せざる以上は殺人罪に要する殺意と云ふ可からざるも既に生存せる當時まで繼續するに於ては故殺罪成立すること當然なりとす

第一審 前橋地方裁判所

第二審 東京控訴院

被告人 萩原 タツ

訴訟代理人 辯護士 磯部 四郎

右の如く被告の故殺被告事件は明治三十年四月十六日東京控訴院に於て言渡シタル判決に依り刑罰訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理ス

被告辯護人磯部四郎上告意旨ハ原判決ハ事實上理由ヲ闕シ原院認定ノ事實ヲ按スルニ「被告本件行爲ヲ爲スニ至リタル原因ハ産兒ヲ殺シ流産ノ體ニ仕做スニ如カスト決意シタリ」ト云フニ在リテ判決書ニ「之ヲ明示セラレタリ而シテ長女「セン」カ分娩シタル男子ヲ死ニ致シタルハ明治二十九年十月五日分娩ノ即時此所爲ヲ爲シタルモノナル事ハ亦判決書ニ之ヲ明示セリ然レハ原院認定ノ事實ハ須ク刑法第三百三十一條ヲ適用スヘキモノナリ何トナレハ私權ノ享有ノ出生ニ始マルハ民法ノ法則ナルカ如ク苟モ生存ノ時間ヲ有シタル人ニ非サルヨリハ刑法上亦タ殺人ノ目的ト爲ルヘキニ非ス然ルニ原院認定ノ事實ハ分娩シタル男兒ヲ即時ニ死ニ致シタリト云フモノナレハ刑法第二百九十四條ノ規定ニ該當スルモノニ非ス若シ分娩ノ瞬間ニ於テ既ニ此規定ノ目的ト爲ルモノトセン乎被告カ之ヲ死ニ致サントスルノ故意ヲ判決書ニ明示スルヲ要ス然ルニ原院判決ハ流産ノ體ニ仕做スノ意ヲ有シタル事ヲ記載シタルノミニシテ分娩ノ後ニ於テ被告カ致死ニ關スル意思ヲ如何ニ有シタルヤヲ明示セシ所ナシ故ニ原判決ハ擬律ノ錯誤ト理由ノ不備ト二者就レカ其一ニ居ル違法ノ裁判ト信スト云フニ在レトモ原判決ヲ閱スルニ「(前答)「セン」ハ月滿チタル男子ヲ分娩シタルヲ以テ被告ハ直チニ其場ニ於テ産兒ヲ以テ産兒ノ面部ヲ包ミ窒息セシメ遂ニ之ヲ死ニ致シタルモノナリ」トアリテ男兒ノ分娩シタル後死ニ致シタルハ「間假令少時間ナリト雖トモ生存シタルモノト認メタルニ明カナレバ此産兒ハ刑法第二百九十四條ノ目的トナリシ

故殺事件

ハ、(前)又原判決書ヲ見ルニ「(前)相謀リ殺シ流産ノ體ニ仕做スニ如カスト決意シ云々」トアレハ殺害ノ發意ハ分曉前ニ在リト雖トモ其殺意ノ殺害ノ當時マテ繼續シタルモノト認メタルコト明カナリ故ニ原判決ハ本論旨ノ如ク擬律錯誤又ハ理由不備ノ不法アルコトナシ

右ノ理由ニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ノ規定ニ從ヒ判決スル左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年五月二十四日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長 判事 原田 種成 同 寛 元 忠

同 永井岩之丞 同 川 目 享 一

同 龜山 貞義 同 伊 藤 悌 治

同 十 時 三 郎

私印盗用私書偽造行使事件

明治三十年第四〇六號
明治三十年五月二十四日判決

判決要旨

偽造證書を提出し裁判所をして支拂命令を發せしめたる所爲は證書偽造行使罪ありとす

眞正なりとする證書を複製し依て以て其効用を充たしたるときは偽造行使

罪なりとす故に苟くも其偽造證書を提出し裁判所をして支拂命令を發せしめたる所爲あるに於ては其證書の提出を必要とする場合ありと否とを問はず該犯罪を構成するものとす

第一審 長野地方裁判所飯田支部

第二審 東京控訴院

被 告 人 齋 藤 長 吉 訴訟代理人 岡 崎 正 也

明治三十年四月十四日東京控訴院ニ於テ右長吉カ私印盗用私書偽造行使被告事件ノ控訴ヲ審理シ原判決中控訴ニ係ル部分ヲ取消シ更ニ被告ヲ重禁錮六月附加罰金拾圓監視六月ニ處ス押收ノ書類ハ各差出人ヘ還付ス公訴費用金二圓八拾錢ハ被告ノ負擔トスト言渡シタル判決ヲ不法トシ被告ハ上告ヲナシタリ

刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理ヲ遂クル處

被告カ上告ノ要旨ハ原裁判ニ於テ被告ハ金五百圓ノ證書ヲ偽造シ之ヲ行使セシモノト判定セラレタリ然ルニ右五百圓ノ證書ハ被害者市瀬金吉ノ自ラ署名捺印セシモノニシテ現ニ右金吉ノ告訴狀ニモ自ラ署名捺印シタル申立ニ相成居且第一審ニ於ケル鑑定人ノ鑑定書ニ據ルモ同シク被害者本人ノ自筆ナリトアリテ各相符合スルニ拘ハラヌ自筆ニアラス偽造ナリト判定シタルハ條理ニ背キ不法ニ事實ヲ認定シタル不當ノ裁判ナリト云フニ在リテ原裁判官ノ職權ニ屬スル事實ノ認定ヲ非難スルニ過キヌシテ上告適法ノ理由トナラヌ

辯護人岡崎正也カ上告擴張ノ要旨ハ原裁判ニ於テハ被告ヲ本件ノ偽造證書ヲ支拂命令ノ申

請ニ付裁判所ニ提供シタルノ點ヲ以テ偽造證書ノ行使トシテハキキル如ク判決ヲシ
タレトモ支拂命令申請及セ下付ノ手續ハ民事訴訟法第三百八十二條乃至第三百八十六條ノ
規定ニ從ヒ發シラルヘキモノニシテ證書ノ提出ヲ必要トセザルハ勿論裁判所モ亦右數條ノ
手續ニヨリ申請者ノ口頭又ハ書面上ノ陳述ニ基キ命令ヲ發スヘキヲ要スルモノニテ其事實
ノ證據ニ付キ取調ヲ爲ヌヘキ筋合ノモノニアラス依テ此場合ニ於テ被告カ偶々證書ヲ提出
シタル事實アリトスルモ爲ニ證書ノ行使ノナルヘキ道理ナシ依テ原判決ハ理由不備ニシテ
且法則ニ反スル不法ノ判決ナリト云フニ在レトモ原判文ニ認ムル如ク被告ハ市瀬金三郎外
一名々義ノ金圓借用證書ヲ偽造シ其偽造證書ヲ證據トシテ提供シ以テ裁判所ヲシテ其支拂
命令ヲ發セシメタル以上ハ其證書ノ提出ヲ要スル場合ナルト否トニ係ハラズ證書偽造行使
罪ハ成立スヘキモノナリ故ニ原裁判證書偽造行使罪ニ關提シタルハ相當ナルヲ以テ之ヲ
不法ナリトノ上告ハ其理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則リ判決スルコト左ノ如シ
本案上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年五月二十四日大審院第一刑事部公延ニ於テ檢事藤堂融會立宣告ス

裁判長 判事 原田 種成 判事 寛 元 忠

判事 山崎 眞 判事 伊藤 傳 判事 治 貞

同 十時 三 部

官吏侮辱事件

明治三十年四月二十二日

判決要旨

官吏侮辱罪の成立には事實の眞否を問ふを要せず

說明

官吏の官吏たる名譽を汚損する所爲之を官吏侮辱罪と云ふ故に從令其侮
辱したる事項カ眞實なりとするも若し官吏の職務を侮辱したるものなる
ときは該犯罪を構成するものとす

第一審 東京地方裁判所 第二審 東京控訴院

被告人 遠藤安五郎

加納亥太郎

訴訟代理人 辯護人

齋藤 利光 二 松 美 郎
藤 光 二 郎
鈴木 充 美 郎
磯部 四 郎

右官吏侮辱被告事件ニ付明治三十年四月二十日東京控訴院ニ於テ官派シタル判決ニ對シ被
告兩名ハ上告ヲ爲シタリ

大審院ニ於テ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ
上告趣旨ハ原判決ハ單ニ新聞紙上ニ掲ケタル文章ト當時ノ國務大臣ヲ侮辱スルニ足ルモノ
ナリトノ事實ヲ認定シ被告カ之ヲ編輯シ若クハ發行スル際ニ於ケル意思カ如何ニ付判斷ヲ
爲スコトナク刑法第四百十一條ヲ適用シタルハ不當ニ事實ヲ認定スルヲ違法ノ判決トシ
官吏侮辱事件

被告等は、在レトモ原判文ニ「被告安五郎ハ東京新聞ノ發行兼印刷人被告安太郎ハ編輯人トシテ同新聞第八百四十六號紙上ニ松方内閣ノ三大鐵案ト題シテ故テ内閣大臣ヲ侮辱スルヲ記事ヲ掲ケ而シテ之ヲ發行シタリ」トノ事實ヲ明示シアル上ハ其侮辱ナルノ意思ニ出テタルコト固ヨリ論ヲ俟ダズ故ニ原判文ニ特ニ惡意ニ出テタリトノ文字ヲ掲ケサルモ之ヲ以テ意思ノ如何ニ付判断ヲ下サスト論スルコトヲ得ス因テ本論旨ハ適法ノ理由ナキモノトス辯護人齋藤二郎利光鶴松鈴木充義磯部四郎ノ擴張論旨第六點ハ原判文ニ掲ケタル東京新聞第八百四十六號紙上雜報欄内ニ記載セシ松方内閣ノ三大鐵案ト題スル項ハ事實果シテ存在スルモノナルヤ將タ被告等ノ捏造シテ記載シタルモノナルヤ之ヲ判定セスシテ有罪ト爲シタルハ不法ナリ何トナレハ則若シ眞實ノ事實ナレハ官吏侮辱ヲ構成セザレハナリト云フニ在レトモ官吏侮辱罪ヲ構成スルニハ其侮辱シタル事項ノ眞實ナルト否トヲ問フコトヲ要セズ故ニ縱令眞實ナル事項ト雖トモ苟モ官吏ノ職務ニ對シテ之ヲ侮辱シタル以上ハ乃チ官吏侮辱罪タルヲ免カレサルニ付其侮辱シタル事項ノ眞實ナルヤ否ヤニ關シテ之ヲ判定ヲ爲スコトヲ要セス因テ本論旨モ亦相立タサルモノト

同第三點ハ右新聞紙ニ記載シタル事項ハ普通人民ノ常ニ唱道スル所ニシテ即チ記事其モノハ官吏侮辱トナル可キモノニアラス然ルニ有罪ト爲シタルハ不法ナリト云フニ在テ本論旨ハ要スルニ原被告官ノ職權ニ存スル事實ヲ認定シ非難スルニ過キサルモノナレハ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

同第三點ハ本件ノ新聞紙ニシテ犯罪ノ用ニ供スルモノナルハ沒收シ然ラザレハ差出人ニ還付セザル可カラ然ルニ原院ハ其既以ナルヤヲ判定セズシテ差出人ニアテザル監視應ニ還付スト言渡シタルハ不法ナリト云フニ在レトモ原判文ニ押收ノ新聞紙ハ刑事訴訟法第二首二條ニ依リ差出人ニ還付ス可キモノトストアルハ即チ其還付ス可キモノナルコトヲ判定シタルモノナリ又右新聞紙ハ警部岡田信與ヨリ證據品トシテ提出シタルモノナルコトハ其告發書ニ徴シテ明瞭ナレハ原院ニ於テ第一審裁判所カ押收セル東京新聞一枚ハ警視廳ニ還付スト言渡シタル其言渡ヲ認可シタルハ固ヨリ當然ナリトス

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第二百八十八條ニ依リ本案ノ上告ハ之ヲ棄却ス

明治三十年五月二十四日大審院第一刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長 判事 原田 種 成
永井岩之丞 川 目 亨 一
同 龜山 貞 義 同 伊藤 節 治
同 十 時 三 郎

詐欺取財事件 明治三十年五月廿五日宣告

判決要旨

冒認販賣罪の被害者は所有者と買得者なりとす

詐欺取財事件

特定の犯罪行為により損害を蒙る者必ずしも一人の被害者ならず例へば
冒認罪に於ける被害者の如きは二人ありとす即ち一は冒認せられたる財
産の所有者にして一は冒認者の欺罔により財産を買得したる買主ありと
す

第一審 福井地方裁判所 第二審 大坂控訴院

被告人 福田 東

右詐欺取財被告事件ニ付明治三十年二月二十四日大阪控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ
同院檢事長林誠一ヨリ上告爲シタルニ依リ刑事訴訟法第二百八十三條ノ定式ヲ履行シ審理
スル處

上告ノ趣意ハ原判決ニ認メタル事實ハ被告東ハ擅ニ父權兵衛所有ノ杉立木十本ヲ自己ヲ所
有ナリトシテ上田力藏ニ賣却シタルモノナリトス而シテ冒認罪ハ他人ノ所有物件ヲ自己ノ
モノトシ更ニ他ニ販賣スル所爲ナレハ假令被告ト權兵衛ハ父子ノ間柄ナルモ第三者タル被
害者上田力藏ニ對シテハ同人ヲ欺罔シ金員ヲ騙取シタル所爲アルヲ以テ刑法第三百九十三
條ニ基キ同第三百九十四條第三百九十四條ニ依リ處斷スヘキモノナルニ原判決茲ニ出テス單
ニ被告ト父權兵衛トノ間ニ於ケル所爲ヲ論シ被告ニ對シ無罪ト判決ヲ爲シタルハ違法ナリ
云云ニ在リ依テ原判決ヲ查閱スルニ原院ノ認定シタル事實ハ上告論旨ノ冒頭ニ掲載シ
テ如ク大東ト父權兵衛ト他人ノ財産ヲ冒認欺罔之ヲ販賣スル所爲ハ其財産ヲ冒認欺罔之

ハ者ト冒認者ノ欺罔ニ依リ之ヲ買受ケタル者ト對スル犯罪ナリ然レハ原判決ニ認定シタル
被告ノ所爲ハ即刑法第三百九十三條ノ犯罪ヲ構成スルモノナルニ原院カ被告ニ對シ刑法
第三百九十八條ヲ適用シテ無罪ヲ言渡シタルハ擬律錯誤ニシテ破毀ノ原由アリトス依テ刑
事訴訟法第二百八十七條ニ依リ原判決ヲ破毀シ本院ニ於テ直チニ判決スル左ノ如シ

福田 東

原院ノ認定シタル事實ニ依リ之ヲ法律ニ照スニ被告ノ所爲ハ刑法第三百九十四條ニ該當ス
ルモノトス因テ被告東ヲ重禁錮三月ニ處シ罰金四圓ヲ附加シ監視六月ニ付ス
明治三十年五月二十五日大審院第二刑事部公廷ニ於テ檢事藤堂融立會宣告ス

裁判長判事 栗塚 省吾 同 長谷川 喬

同 島田 正章 同 昌谷 千里

同 木下哲三郎 同 柳田 直平

同 津村 董

詐欺取財事件 明治三十年第四五二號
明治三十年五月二十八日判決

判決要旨

同一の人の對し同一の目的を以て其意思間斷なく繼續して犯したる詐
欺取財は一罪ありとす

詐欺取財事件 明治三十年五月二十八日判決